

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
こども教育宝仙大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	62
基準 5. 経営・管理と財務	74
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 教育研究の進展[社会貢献・地域連携]	95
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	111
エビデンス集（データ編）一覧	111
エビデンス集（資料編）一覧	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人宝仙学園(以下「学園」または「法人」という。)は、「仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えた人を造る」ことを建学の精神としている。

教育とは本来、人を養成するものであり、知識のみを植えつけるものではない。真の教養とは「知識」の量をいうのではなく、それらを自らの人生に生かす「知恵」を養うことである。そして自ら培った知恵をもって、豊かな人格を陶冶する。これが建学以来90年に渡って継承されてきた本学園の「人を造る」教育の理念であり、弘法大師が開いた綜芸種智院を理想とする本学園創立者の信念である。

こども教育宝仙大学(以下「本学」という。)も、この建学の精神を継承している。

こども教育宝仙大学学則(以下「学則」という。)の冒頭第1条には、

「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。」

と大学の基本理念が明記されている。

2. 大学の使命・目的

本学の使命・目的は、建学の精神に基づき、こどもに関する専門の教育学・保育学を教育、研究し、社会の発展に貢献しうる、高次の倫理観、豊かな教養および幅の広い専門知識を有する、質の高い幼児教育・保育の専門家を育成することにある。この使命・目的は学則第1条と第7条に明記されている。

使命・目的を更に明確化し、全教職員で共有して今後の変化にも対応していくため、平成29(2017)年度に、次のとおり、本学のMission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)を定めた。

Mission	こども教育を通じて、より良い未来を創造していく、質の高い保育者を養成し、社会に貢献する。
Vision	こども教育 HOSEN WAY を確立する。 ◆実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。 ◆一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。 ◆90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。
Value	私たちが大切にすること。 ◆理論に基づく実践教育 ◆一人ひとりに寄り添う教育 ◆「保育の宝仙」への信頼 ◆感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕

以上の Mission、Vision、Value は、大学改革ワーキンググループを設置し、全教職員へのアンケートも実施して検討し、大学運営会議で決定したものである。Vision を具体化して推進していくため、40 件の「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」を定めた。これらプロジェクトは状況変化に応じて毎年見直すこととしている。平成 30(2018)年度から、統轄本部として大学改革推進本部を設置の上、全教職員で取り組んでいる。

なお、Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する。」については、内部質保証の取組と連動させることとし、更に取組を強化しているところである。

また、令和元(2019)年度に、学園全体の長期ビジョンが「感応の心を大切に、共に学び、高めあう、理想の学び舎を創造する。」と定まったことを受け、教職員に徹底するため、Value の「私たちが大切にすること」の一部を「仏教精神に基づく、敬虔、慈悲、感謝、奉仕」から「感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕」に改定した。

21 世紀の日本では、少子高齢化、人口減少に加えて、経済・社会のグローバル化が一段と進展して、わが国の子育て環境と、こどもをめぐる状況は大きく変化している。核家族化やひとり親家庭の増加を背景に、子育てが親族や近隣と切り離されて孤立し、児童虐待を含めた様々な問題も生じている。また、令和元(2019)年 10 月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートしており、今まで以上に、幼児教育・保育の質の確保・向上が重要とされ、保育の社会的役割が強く問われる時代が来ると考えられる。保育者には、公教育の基礎の担い手としてこれまで以上の教育力が求められ、かつ多様化するこどもや家庭に応じた指導力も求められる。加えて、乳幼児期のこどもの丁寧な受容や、きめ細やかな養護・保育はもちろんのこと、子育て不安を抱える親、とりわけ母親へのサポートや支援が重要な課題となってくる。

そして、何よりもこどもたちの生きる力を育むことが、喫緊の課題として浮上してきている。こうした 21 世紀のわが国における幼児教育と保育を担う者には、教育力の向上と、発達支援、保護者支援という役割に加えて、地域社会との協力や、多文化共生社会への柔軟な対応力等も必要になってくる。

本学では、このような時代のニーズにも対応し、幅広い教養をも合わせもつ質の高い幼児教育・保育の専門家を養成するため、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(以下「三つのポリシー」ともいう)を次のとおり定め、養成に取り組んでいる。

表 1-2-1 こども教育宝仙大学の三つのポリシー

■アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神と基本理念を理解し、幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求めます。

1. 広く豊かな教養を身につけられるよう、高等学校などにおいて、各教科への関心を保持していることが望まれます。
2. 表現系の教科(音楽・美術・体育など)についての基礎的な素養とそのいずれかについての積極的な関心が求められます。
3. 日本語の文章力、およびコミュニケーション力が求められます。

■ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。

卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。

■カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)

こども教育宝仙大学のカリキュラムは、建学の精神や教育理念をふまえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とするとともに、高次の倫理観と豊かな教養、幅広い専門知識をもった人間性の涵養および社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために、ディプロマ・ポリシーに明記した人材養成を目的に編成しています。

こども教育学部幼児教育学科のカリキュラムは、教育上の目的を達成するために必要な「総合基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成しています。

1. 「総合基礎領域」は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけるための科目のまとまりです。
2. 「総合専門領域」は、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるために設定した幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群、幼児教育関連科目群、および幼児教育発展科目群から構成された科目のまとまりです。
3. 幼児教育基礎科目群は、人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養い学習する領域の科目のまとまりです。
4. 幼児教育応用科目群は、幼稚園教諭という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
5. 幼児教育関連科目群は、保育士という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
6. 幼児教育発展科目群は、幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学習内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとまりです。

3. 大学の個性・特色等

本学の特徴は、

第一に、仏教精神に基づく豊かな人間教育にある。

第二に、質の高い幼児教育・保育のプロフェッショナルの養成に特化していることにある。そのために、1学部(こども教育学部)1学科(幼児教育学科)という教育体制をとっている。

第三に、学生の人間的なふれあいと個性を大切に育てるために、少人数制教育と体

験的・実践的な学びを重視していることにある。

第四に、地域に開かれた大学として、地域の子育て支援や、多様な支援を必要とするこどもや保護者への支援を推進している。

という点にあり、これら4つの特色が本学の個性を形成している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 2(1927)年 3 月	感応幼稚園設置認可
昭和 3(1928)年 1 月	中野高等女学校設立認可
昭和 10(1935)年 3 月	仏教保育協会保姆養成所設置認可
昭和 14(1939)年 6 月	仏教保育協会保姆養成所を仏教保育協会中野保姆養成所に校名変更
昭和 19(1944)年 1 月	仏教保育協会中野保姆養成所を中野保姆養成所に校名変更
昭和 21(1946)年 11 月	中野保姆養成所を中野高等保育学校に校名変更
昭和 22(1947)年 4 月	新制宝仙中学校設置認可
昭和 23(1948)年 3 月	新制宝仙高等学校設置認可
昭和 23(1948)年 3 月	財団法人宝仙学園設置認可
昭和 26(1951)年 3 月	学校法人宝仙学園に組織変更
昭和 26(1951)年 3 月	中野高等保育学校を廃止し、宝仙学園短期大学保育科を設立
昭和 27(1952)年 11 月	宝仙学園小学校設置認可
昭和 29(1954)年 10 月	感応幼稚園を宝仙学園幼稚園に園名変更
昭和 29(1954)年 10 月	宝仙中学校を宝仙学園中学校に校名変更
昭和 29(1954)年 10 月	宝仙高等学校を宝仙学園高等学校に校名変更
昭和 39(1964)年 1 月	宝仙学園短期大学生活芸術科設置認可
昭和 42(1967)年 1 月	宝仙学園短期大学専攻科保育専攻設置認可
平成 5(1993)年 4 月	宝仙学園短期大学保育科を保育学科に、生活芸術科を生活芸術学科に名称変更認可
平成 9(1997)年 4 月	宝仙学園短期大学生活芸術学科を造形芸術学科に名称変更
平成 10(1998)年 4 月	宝仙学園短期大学専攻科造形芸術専攻設置認可 (学位授与機構認定)
平成 19(2007)年 4 月	宝仙学園短期大学造形芸術学科募集停止
平成 20(2008)年 10 月	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科設置認可
平成 21(2009)年 4 月	こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科開学
平成 21(2009)年 4 月	宝仙学園短期大学保育学科学生募集停止
平成 22(2010)年 4 月	宝仙学園短期大学保育学科および専攻科保育専攻廃止
平成 25(2013)年 3 月	第 1 回「学位記授与式」を挙行
平成 27(2015)年 4 月	大学 5 号館(宝仙コモンズ)が完成
平成 28(2016)年 4 月	「宝仙マイスター制度」がスタート
平成 28(2016)年 4 月	地域子育て支援室「ぷちとまと」を開室
平成 30(2018)年 9 月	宝仙学園創立 90 周年記念式典を挙行
令和元(2019)年 12 月	大学開学 10 周年記念「HOSEN ホームカミングデー」を開催

2. 本学の現況

- ・ **大学名** こども教育宝仙大学
Hosen College of Childhood Education
- ・ **所在地** 東京都中野区中央二丁目 33 番地 26 号
- ・ **学部構成**
 学部 こども教育学部
 Faculty of Childhood Education
 学科 幼児教育学科
 Department of Early Childhood Education
- ・ **学生数、教員数、職員数** [令和 2(2020)年 5 月 1 日現在]

①学生数(名)

学部・学科	収容定員	性別	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
こども教育学部 幼児教育学科	400	男	28	18	19	12	77
		女	87	73	62	73	295
		計	115	91	81	85	372

②教員数(名)

	性別	学長	教授	准教授	専任講師	助教	助手	専任 合計	非常勤 講師
こども教育学部 幼児教育学科	男	1	5	3	0	0	0	9	6
	女	0	4	1	4	0	0	9	14
	計	1	9	4	4	0	0	18	20

③職員数(名)

	性別	専任職員	契約職員	パート アルバイト	派遣	合計
こども教育宝仙大学	男	3	1	1	0	5
	女	11	1	5	0	17
	計	14	2	6	0	22

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的については、学則第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。」と明記している。

また、この使命・目的を一層具体化し、明確にしたものが、こども教育学部と幼児教育学科の教育目的である。

学則第 7 条において、学部の教育目的について、「こども教育学部は、本学の目的に則り、こどもを対象とした教育に関する専門の学術を教授研究し、高次の倫理観、豊かな教養及び幅の広い専門知識を有する職業人を育成することを目的とする。」とし、学科の教育目的についても、「幼児教育学科は、本学及びこども教育学部の目的に則り、幼児を対象とした教育学・保育学を教授研究し、幼児に関わる教育又は保育に携わる専門的職業人を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】こども教育宝仙大学学則・第 1 条、第 7 条 【資料 F-3】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的および、それに基づき本学が養成を目指す人物像については、『大学案内』および『学生募集要項』等において、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として、簡潔に文章化して明確にしている（表 1-2-1）。

【資料 1-1-2、1-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-2】こども教育宝仙大学 2021 大学案内・p. 38、pp. 16-17

【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-3】2021 年度 学生募集要項・p. 1 【資料 F-4】と同じ

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命・目的および教育目的は、仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えた指導的な保育者を養成することにある。そのために保育者養成に特化した教育体制を整え、実践力と柔軟性を備えた人材を養成して、社会に貢献していくというのが本学の個性であり特色である。こうした特色は、大学の社会的使命という観点からも適切である。

また、本学の個性・特色は、アドミッション・ポリシーや、ディプロマ・ポリシー、さらにカリキュラム・ポリシー等に具体化されて、本学の『大学案内』、『学生募集要項』、『授業ハンドブック』、ホームページ等に明示され、オープンキャンパスや大学説明会等を通じて広く周知している。【資料 1-1-1～1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-4】 授業ハンドブック 2020・前文 【資料 F-5】 と同じ

1-1-④ 変化への対応

本学の使命や目的、教育目的自体は、今後とも継承し実践していく。しかし、これらを常に時代のニーズや社会の変化と照らし合わせて、具体的な取組として再構築していくことも重要な課題となる。本学では、学園の中期経営計画の策定を通じて、教育目的やその実現のための取組について、毎年検討を加えている。学内では、大学運営会議を中心に大学改革やカリキュラム改革を推進しており、自己点検・評価委員会や外部評価委員による検証・評価を定期的に受ける仕組みができています。【資料 1-1-5】

また、Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する。」では、実践教育の徹底、一人ひとりの学生への寄り添い、「保育の宝仙」への信頼のそれぞれについて、推進するためのプロジェクトを 40 件定めている。これらプロジェクトは、進捗状況、時代の変化等を踏まえ、毎年見直すこととしており、変化に対応している。【資料 1-1-6】

保育者養成大学を取り巻く環境は急激に変化しており、本学は平成 30(2018)年度より一連の改革策を策定しこれを実行に移している。まず保育志望者の減少等に対処するために入学センターを設置し、また、保護者支援、地域の子育て支援への協力をさらに強化、保育や幼児教育に関わる研究や社会貢献を担う拠点として、こども教育研究センターを立ち上げた。これらと並行して、教職課程・保育士養成課程の改編も見据えたカリキュラム改革にも取り組んでいる。

なお、これらの改革や変化への対応策、さらにその実施状況については、大学と学園全体で情報が共有されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-5】 中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度)・p. 6

【資料 F-6】 と同じ

【資料 1-1-6】 「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「1-1-④ 変化への対応」に記載のとおり、各種情勢変化等にも対応の上、引き続き改善・向上に努める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的、教育目的については、学園全体で十分に議論を重ね、理事会、評議員会においても審議され、役員並びに教職員の理解と支持を得ている。

また、教育目的の具体化や時代の変化に応じた改善策について、法人の役員、各部門長に対しては、「学内理事検討会」や、外部理事も参加する「火曜会」等で説明し、確認されている。

年に7回程度開催される理事・評議員会においても、大学の教育内容について、必要に応じて報告し、変更する場合には、審議事項として諮られ承認されている。教職員に対しても、毎年開催される理事長方針説明会や、大学運営会議、教授会等における学長説明等を通じて、本学の使命・目的について説明し、理解を深め、支持を得ている。

平成 29(2017)年度に策定した Mission、Vision、Value については、教職員で構成した大学改革ワーキンググループで検討し、全教職員アンケートも実施して、大学運営会議で決定した。また Vision を具体化した「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」は、各委員会等で分担し全教職員で取り組んでいる。【資料 1-2-1～1-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】宝仙学園学内理事検討会会議規程

【資料 1-2-2】宝仙学園火曜会会議規程

【資料 1-2-3】令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表

【資料 F-10】と同じ

【資料 1-2-4】大学運営会議議事録

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的の学内への周知については、教授会や FD(Faculty Development)研修

会、SD(Staff Development)研修会、各種行事等における学長挨拶や説明等を通じて行っている。

教職員はオープンキャンパスや大学説明会で、大学の使命・目的を受験生や保護者に伝える立場にあり、日頃より本学の使命や教育目的を十分に理解することが求められている。

学外に対しては、さらにホームページを通じた周知に力を入れている。そのため、受験生や保護者だけでなく、社会一般のどの立場からも、見やすく、分かりやすいホームページであることを心掛けている。また、『大学案内』、『学生募集要項』、新入生に対してのオリエンテーションや保護者会等でも、本学の使命・目的、教育方針について説明し、周知を図っている。【資料 1-2-5、1-2-6】

また、教員による実習訪問指導の場や、毎年7月に開催している園長・施設長懇談会も、本学の教育目的の周知の場となっている。【資料 1-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-5】 こども教育宝仙大学 2021 大学案内 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-6】 2021 年度 学生募集要項・p.1 【資料 F-4】 と同じ

【資料 1-2-7】 2019 年度園長・施設長懇談会次第

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的、教育目的は、学園の中期経営計画に反映され、年度ごとに具体化されている。

平成 29(2017)年度～平成 31(2019)年度中期経営計画を踏まえた、平成 31(2019)年度経営計画においては、運営方針と重点施策を次のとおり定めている。

■出口の目標

- ・就職者(対卒業者数)90%以上
- ・就職者のうち保育職就職者 90%以上

■入口の目標達成のための施策

- ・入学定員の充足
- ・高大接続の取組強化

■業績的目標

- ・卒業生の幼稚園教諭免許状および保育士資格の両方取得者 80%以上
- ・自己点検・評価及び外部評価の実施

本学の社会的使命を達成するため教育研究水準の向上を図る。

■組織的目標

- ・こども教育 HOSEN WAY の推進
実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。
一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。
90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。
- ・社会貢献・地域連携の推進
こども教育研究センター中心に取り組む。

新たにスタートする、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの、次期中期経営計画においては、次のとおり本学の経営戦略を定めた。【資料1-2-8】

■教学上の戦略

「存在感あふれる保育単科大学を作り上げる」

◆教育の質向上への取組強化

- ・「学生ファースト」の徹底
- ・ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)に沿って、教育成果と学修成果を追及
- ・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)に沿った教育課程の編成
- ・幼稚園教諭一種免許状取得者及び保育士資格取得者80%以上を目標
- ・FD活動の充実
- ・IRによる状況把握と対策強化
- ・研究活動の強化
- ・社会貢献・地域連携の推進

■入口戦略

「入学定員充足に向けた達成構造の構築と定着化」

- ・入学センターを柱とし、全教職員で取り組む
- ・指定校との関係強化による推薦入学者の増加
- ・内部進学者の増加
- ・魅力があり、わかりやすい入試方式の設計
- ・広報戦略の更なる強化
- ・高校教諭・保護者に対する訴求力の向上
- ・オープンキャンパス、進学説明会等イベントの強化
- ・適時適切な入試情報等の発信
- ・高校1・2年生向け対応力強化

■出口戦略

「幼稚園就職率、保育士就職率の高水準維持」

- ・キャリアサポート体制の充実
- ・卒業生に対する就職者数90%以上を目標
- ・就職者のうち保育職就職者90%以上を目標
- ・中途退学者の抑制
- ・公務員就職者の増加

■人材戦略・組織運営戦略

「100年ブランド『保育の宝仙』への挑戦」

◆Visionに基づき、大学改革と、内部質保証に全教職員で取り組む。

【Vision】こども教育HOSEN WAYを確立する。

- ・実践教育を徹底し優れた保育者を育てる。
- ・一人ひとりに寄り添い優れた保育者を育てる。
- ・90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。

◆Valueを常に意識する。

【Value】私たちが大切にすること。

- ・理論に基づく実践教育
- ・一人ひとりに寄り添う教育
- ・「保育の宝仙」への信頼
- ・感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-8】 中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度)・p.6 【資料 F-6】
と同じ
令和 2(2020)年度経営計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、それぞれアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー(表 1-2-1)として具現化され、明記されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的、教育目的を実現するための教育研究組織として、「こども教育学部」に「幼児教育学科」を設置し、1 学部 1 学科制をとり、教職課程(幼稚園教諭一種免許状)と保育士養成課程(保育士資格)を置いている。これは幼児教育と保育の専門家を養成するという本学の使命・目的に見合ったもので、整合性を確保している。

学園の管理・運営組織は、図 1-2-1 のとおり、教育研究を推進する組織は図 1-2-2 のとおり、大学の管理・運営組織、各種委員会から構成されている。

なかでも大学の社会的使命の 1 つである社会貢献を担当しているのが、こども教育研究センターである。紀要の編集や学外からの研究資金獲得のための支援・調整等を行う研究委員会も、研究成果の公表を通じて社会貢献を行っている。

このように本学の教育研究組織は、教員がそれぞれの専門研究を活かしながら、本学の使命と教育目的を積極的に社会に広めていく重要な舞台となっており、本学の使命・目的と整合性が保たれている。【資料 1-2-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-9】 こども教育宝仙大学委員会設置規程

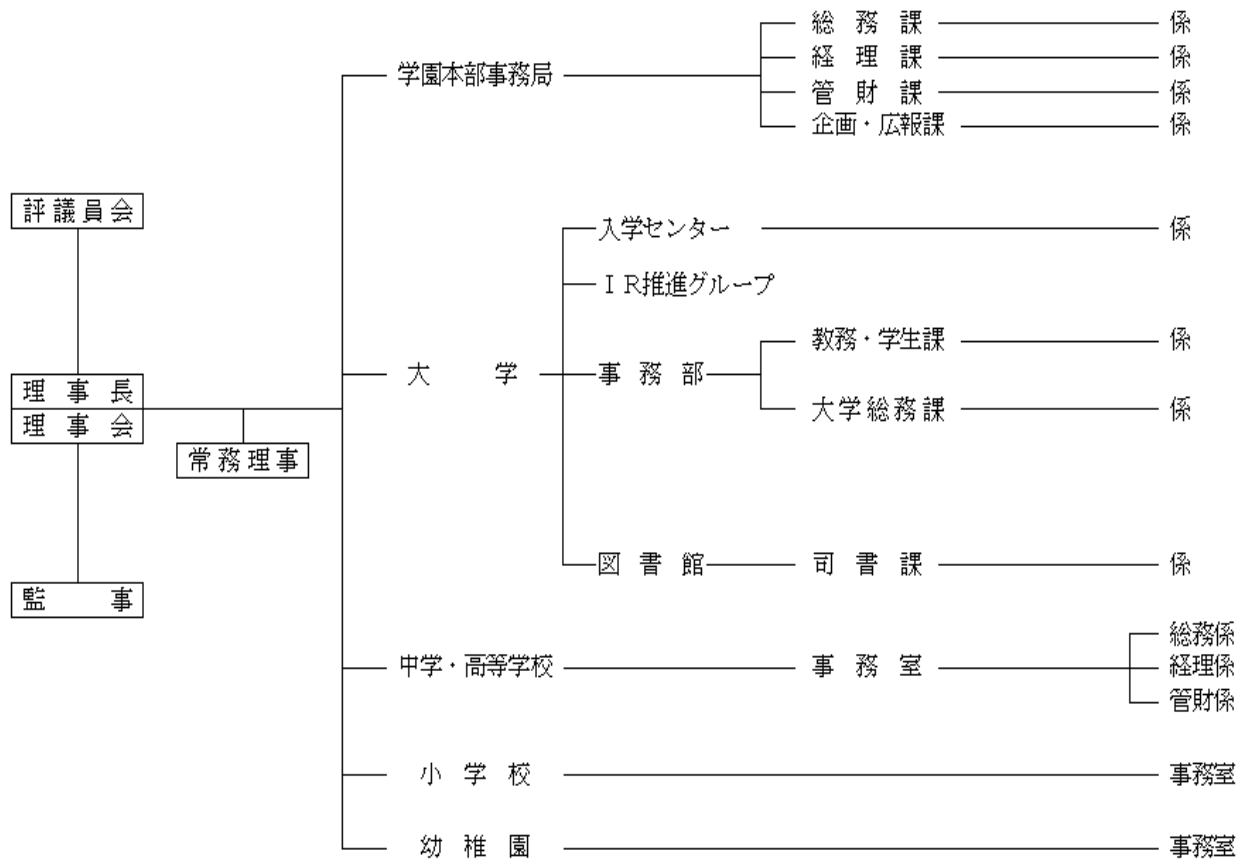
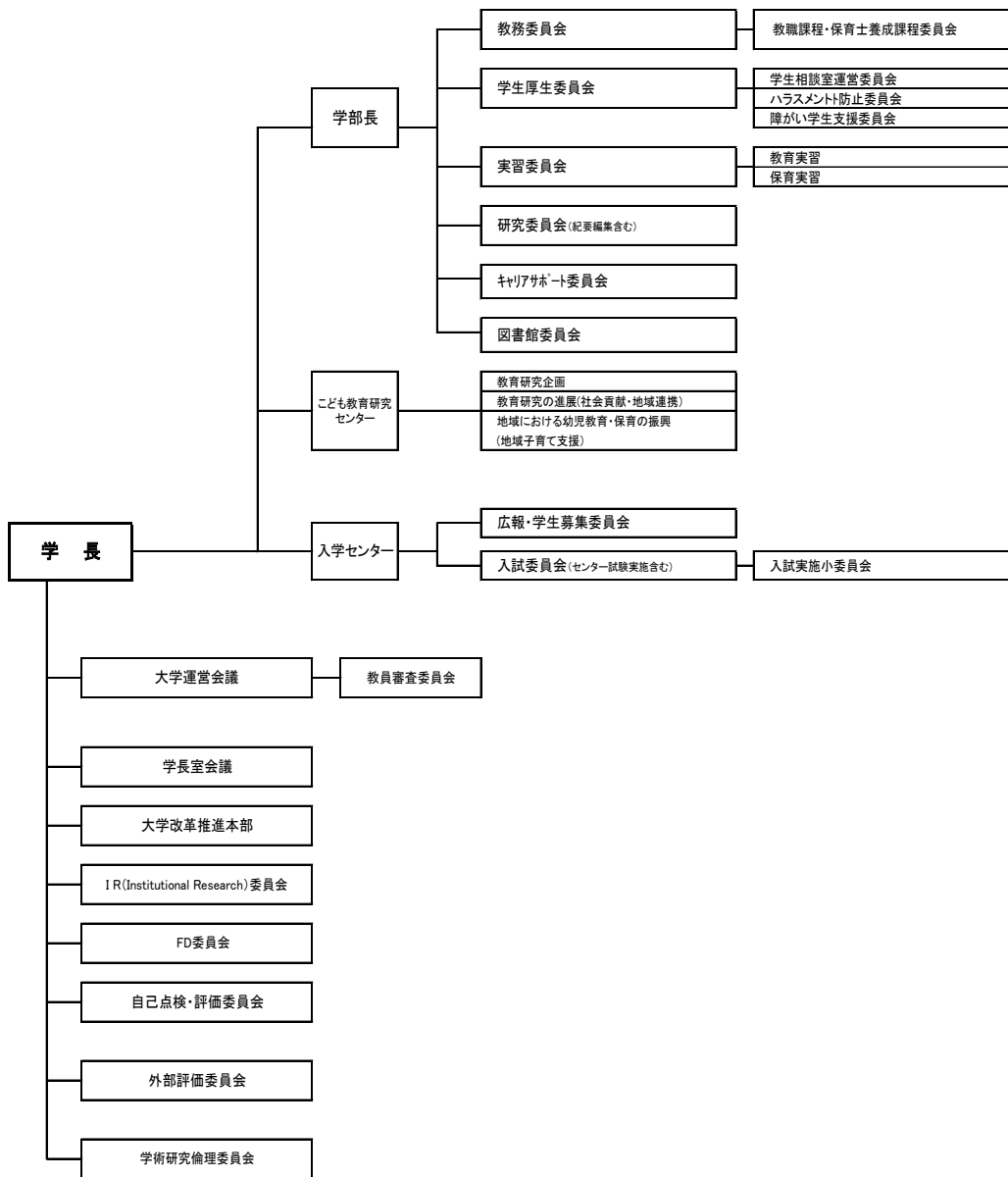


図 1-2-1 学園組織図



<図書館>

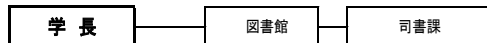


図 1-2-2 委員会組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的、教育目的の反映については、そのさらなる改善・向上を図るため、FD 委員会の活動や「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」(以下「授業アンケート」という。)の分析等を通して、本学の教育目的や課題を学内の教職員間で共有し、周知徹底していく。また、学園の中期経営計画の策定のなかで、それらを検証し、調整していく。こうした活動と方策を着実に積み上げることで、本学の使命と目的、教育目的への理解と支持を確保し、その有効性を学園全体で確認する。【資料 1-2-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-10】 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【基準 1 の自己評価】

基準項目 1-1 から 1-2 までの自己判定に基づき、総合的に基準 1 を満たしている。

本学は平成 26(2014)年度に、日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、さらに平成 30(2018)年度には、文部科学省による教職課程の再認定や、厚生労働省による保育所保育指針の改定などに対応した審査を受け指定保育士養成施設としてあらためて認可され、評価された。

令和元(2019)年度には、平成 30(2018)年度について全項目の自己点検・評価を実施し、外部評価委員会による外部評価を受け、健全に大学運営がなされているとされ、総合評価として特段の指摘事項はなかった。令和 2(2020)年度には、日本高等教育評価機構による評価を受けることを予定している。

さらに日本社会がかかえる問題や、保育者養成教育をめぐる環境の変化に対しても、積極的に対処すべく一連の改革を進めている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、大学運営会議および教授会において決定され、全教職員に周知されている。建学の精神に根ざした「人を造る」教育を実現するとともに幼児教育・保育の専門性を育てる幼児教育学科の教育目的を踏まえたものとなっている。

■アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)

こども教育宝仙大学は、建学の精神と基本理念を理解し、幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求めます。

- 1 広く豊かな教養を身につけられるよう、高等学校などにおいて、各教科への関心を保持していることが望まれます。
- 2 表現系の教科(音楽・美術・体育など)についての基礎的な素養とそのいずれかについての積極的な関心が求められます。
- 3 日本語の文章力、およびコミュニケーション力が求められます。

「建学の精神」

仏教精神を基調とした人間教育によって、品格と知性を兼ね備えて人を造る。

「基本理念」

本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、仏教精神に基づく人格の陶冶及び専門の学術を教授研究することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成することを目的とする。

このアドミッション・ポリシーは、受験生、保護者、高校教員及び地域社会に明確に伝わるよう、『大学案内』、『学生募集要項』、『入試ガイド』、本学ホームページ等に掲載して公開するとともに、オープンキャンパスや進路指導担当の高校教員を対象とした「進学説明会」、受験生対象の「入試相談会」、教職員による高校訪問等さまざまな機会を活用して周知している。【資料 2-1-1～2-1-3】

令和元(2019)年度にはオープンキャンパスを合計 11 回開催した。このオープンキャンパスでは、高校生と保護者に向けた大学説明や入試サポート講座において、アドミッション・ポリシー、教育目的、教育理念およびカリキュラム等について説明している。さ

らに、普段の授業や実習の様子などを在學生に直接質問できるコーナーを設けるなどして、高校生・保護者が大学のアドミッション・ポリシーと教育内容の理解を深める機会を多く作っている。また、高校内や別会場で開催される大学説明会や進学ガイダンス、大学教員が高校に出向いて大学の授業を行う出張授業等にも積極的に参加し(計 31 回)、その場で高校生にアドミッション・ポリシーや本学の特色、キャンパスの様子等を説明している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 こども教育宝仙大学 2021 大学案内・p. 38 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-2】 2021 年度 学生募集要項・p. 1 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 入試ガイド 2021

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受入れにあたっては、「こども教育宝仙大学入学者選考規程」、および入試委員会内規により、「入学試験問題作成等小委員会」および「入試実施小委員会」を設置し対応している。【資料 2-1-4】

学長から委嘱された委員長、副委員長、委員で構成される入学試験問題作成等小委員会は、入試問題の作成、点検および答案の採点を行う。一般入学試験の作問及びその他の入学試験問題の作成はすべて大学が自ら行っている。入試実施小委員会は、入学者選抜方法の種別に応じ判定会議を開催し、合否判定原案を教授会に提案する。合否については、学長から意見照会を受けた教授会の議を経て、調査書、学力試験、面接、小論文等を総合判定して、学長が決定している。【資料 2-1-5】

入学試験の実施にあたっては、実施本部を設置し、入試実施小委員会作成の実施要領に従って、事前に教員に対して入試実施説明を行う等、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜における体制、組織が整備されており、公正かつ厳正な体制のもとに実施している。

本学の入学試験は、アドミッション・ポリシーを踏まえ、表 2-1-1 のとおり令和 2(2020)年度入試では 5 種の入試区分を備えている。入学者の選考方法を多様化させることによって、志願者の受験選択肢を広げ、受験機会を多数設け、多様な学生の受入れに努めている。

【資料 2-1-6】

表 2-1-1 入学試験の概要

入試区分	内 容
一般	一般入試は、国語と英語の 2 教科のうち 1 教科の選択筆記試験および面接を行う I 類型と、国語と英語の 2 教科の筆記試験を行う II 類型がある。I 類型で面接を選考方法にしているのは、本学の専門領域への意欲と各教科への関心や文章力を含む基礎学力とともに、アドミッション・ポリシーにも示されたコミュニケーション能力を重視し、建学の精神の理解と社会への活用、表現系の教科の意義や向上心なども確認するためである。一方、II 類型では、各教科への関心を保持し、本学において高次の専門知識と豊かな教養を身につけるための基礎学力をより重視した選考方法となっている。ともに A 日程(1 月)、B 日程(2 月)および C 日程(3 月)の計 3 回実施している。
センター試験 利用	一般入試と同様に、大学入試センター試験の国語と英語の 2 教科のうち 1 教科の成績および面接によって合否を判定する I 類型と、国語と英語の 2 教科の成績による II 類型がある。ともに A 日程(1 月)、B 日程(2 月)および C 日程(3 月)の計 3 回実施している。
社会人	社会人とは、本学規定の出願資格を満たし、かつ 2 年以上の社会人経験を有する者をいう。小論文および面接により勉学の希望と意欲を判定する選考方法である。A 日程(1 月)および B 日程(2 月)の計 2 回実施している。
推薦	本学を第 1 志望とする高等学校等在籍生徒を対象とし、高等学校等の長の推薦を受けた者の中から、面接および書類審査により選考している。推薦書の推薦理由をはじめ、高等学校等に在学中の学業に励み、各教科に関心を保持していることを問う。さらに、課外活動等においても真剣に取り組んだ経験を持つ者も評価する。これは、本学への適応度が高いという実績に基づくものである。面接を実施しているのは、一般入試の項で述べたのと同様に、アドミッション・ポリシーに沿った意欲の高さやコミュニケーション能力等を重視しているためである。また、これまでの入学状況を反映させた指定校推薦入試も実施している。これらは、A 日程(10 月)および B 日程(11 月)の計 2 回実施している。
AO	本学のアドミッション・ポリシーに沿って、3 種類の選考方法で試験を実施し、本学への入学意欲や保育への関心、日本語の文章力、コミュニケーション能力等の資質を評価している。L 方式では模擬授業を受講した後の課題によるレポートおよび個別面接、R 方式では事前に示された課題のレポートおよび個別面接、S 方式では絵本の読み聞かせ、ピアノ独奏または弾き歌い、身体表現(ダンス)、絵画表現(造形)の中の 1 課題の発表および個別面接によって合否を判定する。選考は、8 月に実施される A 日程と B 日程、そして 9 月以降随時に実施される C 日程(R 方式・S 方式のみ)がある。

また、令和元(2019)年度入試から、学則第 30 条にもとづき、編入学試験の制度を設けている。短期大学、高等専門学校を卒業または卒業見込みの者で、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の両方を取得または取得見込みの者を対象とし、面接と提出書類により合否を判定するもので、令和元(2019)年度入試では、A 日程(8 月)、B 日程(10 月)、C 日程(12 月)、D 日程(1 月)、E 日程(3 月)の計 5 回の試験日を設けた。

<検証について>

本学では一般入試・センター試験利用入試を含め、すべての入試区分で面接を取り入れており、入学者の大半が面接評価を経て、入学している(令和2(2020)年4月新入生115名中101名が面接を受審)。面接では幼児教育・保育を志望する理由や、表現系科目に関する基礎的な素養や関心、コミュニケーション力といったアドミッション・ポリシーに掲げた意欲と能力を有しているかを確認し評価している。また卒業時の学修成果からもアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受け入れていることが検証できる。即ち、幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とする本学に入学した学生は、4年間の学修期間の中で、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な単位および保育士資格取得に必要な単位を修得することが求められるが、令和元(2019)年度卒業生のうち、94%が保育士資格を取得し、83%が幼稚園教諭一種免許状を取得しており、就職内定者の約85%がこの免許・資格を生かした職に就いている。

これらの結果から、「幼児教育や保育を学ぶ強い意欲があり、本学の教育課程で身につけた能力を社会で生かそうという人を求める」というアドミッション・ポリシーに沿った入学者を本学が受け入れていることが実証されていると捉えることができる。

なお、本学では、入学合格者に対して大学での学びにスムーズに移行できるよう、「入学前準備学習」や「入学前ピアノ個別相談会」など入学前学習を課している。【資料2-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-4】こども教育宝仙大学入学者選考規程

【資料2-1-5】教授会議事録

【資料2-1-6】2021年度学生募集要項・pp.2-13【資料F-4】と同じ

【資料2-1-7】2020年度入学予定者準備学習要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員、入学者数、収容定員および在籍者数は、表2-1-2のとおりである。

過去5年間の平均入学定員超過率は0.94である。全体の収容定員に対する在籍者数比率も、平成28(2016)年度94%、平成29(2017)年度91%、平成30(2018)年度86%、令和元(2019)年度84%、令和2(2020)年度93%と、定員には満たないものの教育環境確保の観点から適正に維持している。

表2-1-2 入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数の推移(人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
入学定員	100	100	100	100	100
入学者数	81	90	89	94	115
収容定員	400	400	400	400	400
在籍者数	374	362	344	335	372

(各年度5月1日現在)

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度より設置された入学センターを核として、入試委員会・入試実施小委員会および広報・学生募集委員会との連携を強化し、広報の仕方や入試内容の見直しなどを行った。その結果令和 2(2020)年度は入学者数が前年度に比べ 21 名増加した。今後もアドミッション・ポリシーに合致した質の高い入学者を、入学定員に照らし適切な人数受け入れていくため、各種施策(HOSEN WAY プロジェクトの推進、海外保育プログラムの導入、指定校との関係強化など)を展開していく。また、宝仙学園高等学校(女子部保育コース)からの内部進学者の増加を目指して高大接続を強化していく。令和 3(2021)年度入学者選抜における大規模な入試改革については、入試委員会で文部科学省のガイドラインに即した入試日程や内容・方法を検討する議論を重ねてきた。今後は、新たに設計された本学の入試の体制を仔細に点検し、ミスを防止して着実に実施運営していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

以下のようにさまざまな仕組みを通して教職員間で連携を図りながら、4 年間を通して確実に学修が進むよう学修支援体制を構築している。

■実習訪問指導における教職員間の協働

教員間の協働では、まず実習指導があげられる。保育者養成校として重要な科目である教育実習、保育実習の事前指導の一部および実習訪問指導を、すべての専任教員が担当し共通理解に基づいて進めている。指導にあたっては、教員間の協働による学生への指導水準の維持と、学生個々の課題を的確に把握するためFD研修会等を利用した研修会を開催し、全専任教員が実習科目担当教員および実習助手等と連携して、学生の情報を共有しながら対応している。また、全専任教員が出席する教授会前の学生に関する情報交換会(月1回)においても活発な議論がなされ、また、事案によっては非常勤講師とも細やかな連携を図っている。

■学生指導における教員と事務職員との協働

教員研究室と、講義室、学生自習室、学生ホール等学生の居場所を近接した配置としている。これは、授業時間外の学生に対する補習や学修支援を容易にするものである。さらに、カリキュラム進行にあたり、座学や演習科目等に配慮しながら、教員と職員とが緊密に協働して時間割や教室決定を行い教育指導体制の充実を図っていることは本学の特色といえる。専任教員は各々週 2 コマの「オフィスアワー」を設け、学生の勉学上の質問や相

談に応じている。【資料 2-2-1、2-2-2】

また、各委員会(基準 1 図 1-2-2)のいずれにも教員と事務職員が必ず構成員として参画していることは、本学の特徴といえる。特に、学生への学修支援として、事務部教務・教務・学生課が教務委員会および各教員と連携をとりながら、履修指導から学修の進め方、さらには成績・単位修得に関する指導、支援を行っている。本学の教員組織は、教授、准教授、専任講師、助教によって構成されている。大学設置基準に定められるとおり、職制は明確に区分され、協働のシステムをとっている。

■ゼミや演習科目等の担当教員間の緊密な協働

1年次から4年次までの必修ゼミ科目を専任教員が担当し、ゼミに所属する学生のアドバイザーとなる。アドバイザーは少人数制を生かし、入学から卒業までの修学、生活、進路等、大学生活全般に関するさまざまな事柄について相談を受け、支援をしている。アドバイザーである各ゼミの専任教員は学年毎に定期的にゼミ担当者会を開催し、学生への指導・支援水準の維持と、学生個々の様子を把握するため学生の情報を共有するよう努めている。

初年次教育となる1年次の「基礎ゼミ」は、大学生として自発性・主体性をもった学生生活を送るための導入教育として位置づけられている。大学生として学ぶ姿勢や基本的事項を理解し身につけることや、将来保育者を目指すという目的意識を維持していくために、担当教員間で事前の打ち合わせを綿密に行い、年間を通して学習内容の共通化を図り、全体指導や少人数指導を組み合わせて工夫しながら進めている。また、「音楽と表現 I」を例に挙げると1学年を12クラスに分割してピアノ指導等を行っており、担当専任教員が中心となって非常勤教員と協働して指導内容を検討し、指導および評価水準を合わせながら授業を進めている。成績評価においては、評価基準の明確化を図り、担当教員全員が立ち会う公開の実技試験を行う等して平準化を図っている。【資料2-2-3、2-2-4】

■GPAに基づく指導による学修支援体制の整備

本学では、1単位あたりの高い学修成果を上げるとともに、学業成績を総合的に判断する指標としてGPA(Grade Point Average)値を用いている。GPAは、授業科目の成績評価について、S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、F=0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。また、GPAを卒業判定や教育実習・保育実習の受講、次学期の履修登録単位数の上限値、奨学金採用者決定、ゼミ決定の際の選考等に活用している。

GPA値の算出式

$$\text{GPA値} = \frac{4 \times \text{Sの修得単位数} + 3 \times \text{Aの修得単位数} + 2 \times \text{Bの修得単位数} + 1 \times \text{Cの修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (F (不合格) の単位数を含む)}}$$

本学では、ひとつの学期におけるGPAが2.0未満である場合、当該学生に対してアドバイザーが指導を行うことにしている。また、2.0未満の学期が2回連続した場合または通算3回となった場合は、学生および保証人に対してアドバイザーが指導することになっており、

さらに2.0未満の学期が3回連続した場合または通算4回となった場合は、教授会の議を経て、本人および保証人に対し、学部長が在学についての意思確認ならびに厳重注意を与え、学生の修学を促す指導を、きめ細やかに実施している。この面談においても、アドバイザーと学部長が2名体制で対応している。面談を早目に行うことで、学生の置かれている状況や困りごとを把握し、その後の改善につながることも多い。一方で、進路変更希望や心身の不調により休学や退学を希望する場合もある。卒業認定については、当学部では学則や学位規則、履修規程の他に、4年以上在籍し、卒業に必要な126単位以上修得し、累積GPA1.5以上を修得することを卒業要件としている。【資料 2-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】 授業ハンドブック2020・p. 30、2020年度版 学生生活ハンドブック・p. 23
【資料F-5】と同じ

【資料2-2-2】 2020年度オフィスアワー一覧

【資料2-2-3】 2019年度FD活動報告書

【資料2-2-4】 授業ハンドブック2020・pp. 7-8 【資料F-5】と同じ

【資料2-2-5】 授業ハンドブック2020・pp. 28-29 【資料F-5】と同じ

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は大学院の設置がないため、大学院生によるTA制度はない。したがって、正確にはSA(Student Assistant)制度の導入といえるが、平成26(2014)年度より、優秀な3、4年次の学部学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせて、学部教育におけるきめ細かい指導の実現を図ることを行っている。

■TAによる教育補助

学生が教員とともに大学教育を補佐および援助することを通じて本学の教育の向上に資するのみでなく、担当する学生がアシスタント経験を通じて自らの教育力を高めることで、自身のキャリア形成の一助とすること等をねらいとしている。

TA採用については、各授業の履修者が確定した時点で、担当教員よりTAとして採用する学生氏名、該当授業日時とコマ数を記入した申請書が学部長宛に提出され、大学運営会議の議を経て決定している。また、TAには、活動を始める前に、学部長が「TAの心得」について資料に沿って説明し、その内容について承諾の署名をさせる形で運用している。

【資料 2-2-6、2-2-7、2-2-8】

■障がいのある学生への配慮

障がい学生支援委員会を設置しており、学生相談室やゼミ担当教員(アドバイザー)と連携を図りながら支援を行っている。例えば、発達障がい傾向のある学生については、学生自身の自己理解を深め環境調整を含めた支援についてともに考えるために、本人の同意を得た上で学生相談室においてWAIS-III(Wechsler Adult Intelligence Scale)等の認知検査を実施することにより、本人の特徴についてアセスメントを行う場合もある。また、必要に応じては専門医療機関や保証人との連携も図っている。これらアセスメント結果を学生

自身にフィードバックしながら、就職や卒業の進路決定をする際にも役立てている。

また、学内での合理的配慮は、当該学生の状況に合わせて教職員の協力を得て実施している。配慮を要請する場合には、その背景状況について学生相談室がよく聞き取った上で、まずは学生が「合理的配慮に関する申込書」を相談員とともに自署入りで作成し、それを元に、障がい学生支援委員長が「合理的配慮に関する依頼書」を完成させた上で、授業担当者に配布している。さらに、この書面では具体的な配慮内容がわかりにくい場合には、委員長が口頭による説明を加え、当該学生がどのような配慮を受けることによって学修環境が整うかについて担当教員と話し合いながら対応している。【資料 2-2-9、2-2-10】

■ オフィスアワー制度の実施

専任教員は週 2 コマのオフィスアワーを設置し、学生にも周知の上、有効に活用している。本学の場合は教員と学生が近い関係にあり、オフィスアワーに限らず、日常的に学生が教員の研究室を訪ねて実習や授業に関わる質問等を行っている。また、教員の方も比較的気軽に学生に声を掛け、学生の状況に合わせてさまざまなニーズに答えている。気がかりな学生については、教員が 2 名体制で学生に会って話し合うことなども日常的に実施している。各学年のゼミ担当者会議も頻繁に行われており、学生情報を共有しながら早目の学生支援や対応を図っている。【資料 2-2-2】

■ 中途退学、休学及び留年への対応(策)

FD 委員会が、2013～2018 年度入学者の中途退学者について、その傾向を分析したところ、退学の時期は 1 年次、2 年次の順で多く、3 年次以降では中途退学は急速に減少することがわかった。また、1 年次で退学する学生の中には、入学前からアルバイト等で生活習慣が乱れ結果的に授業欠席が続いた例、授業や単位取得のリズムが掴めずに退学を決意した例、また、心身の不調によりした学業継続が困難になった例などが見られた。他方、初めての 12 日間の保育実習等で自信を失い保育への適性を悩んだ例もあったが、このような学生については教員による丁寧な面談や相談を継続することにより、退学を踏みとどまった例も複数あった。これらの分析結果により、中途退学者を減らすためには、1 年次のできるだけ早期からの教員と学生との関係作りが必要であることや、欠席が続いた場合にはできるだけ早く個別に声掛けをして、その背景について学生とともに考え改善策を具体的に話し合うことの重要性を学内で共有している。その結果、1 年基礎ゼミではアドバイザーによる個人面談を春学期の早い時期に実施し、学生の状況を把握するなどの対策を採っている。

【資料 2-2-11】

休学については、妊娠・出産により休学をする例等があった。この場合は、大学復帰後の学修計画を休学前に充分話し合うことにより、比較的順調に卒業へ向かうことができた。

留年に関しては、単位取得状況から 4 年間での卒業が難しいとわかった時点で、学生本人及び保証人に丁寧な説明を行い、その後の学修継続について確認を取りながら支援を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-6】 2019 年度 TA 対象科目一覧

【資料 2-2-7】 ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン

【資料 2-2-8】 TA の心得

【資料 2-2-9】 合理的配慮に関する申込書(学生用)

【資料 2-2-10】 合理的配慮に関する依頼書(教員用)

【資料 2-2-11】 中途退学者を減らすための FD 研修会資料

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教職員間の連携・協働は緊密であり、さまざまな学修支援体制の構築も図られている。各ゼミのアドバイザーが早期に兆候を捉え、必要に応じて助言や支援を行っており、中途退学率は減少傾向にあるが、退学する場合は1～2年次が多く、3年次以降に退学するケースはほとんどみられない。早期対応によって自信を取り戻し改善する場合も多く、また学生同士の助け合いが大きな支えになるため、フレッシュマンイベント等の充実を図っているが、学業面や生活面を含め今後もさらに学生の支援体制を充実する必要がある。その改善のために、教授会、ゼミ担当者会、各委員会等において具体的な向上方策を検討していく。

また、教員と職員の協働による支援体制充実を図るために、総合的な学生データベースを整備している。現在の学生台帳には、学生の住所や連絡先、出身高校等の基本情報を掲載し、Web学生カルテにおいて、履修、成績、取得資格、さらには学生相談や実習指導内容等を掲載して、これらの情報を基にきめ細やかな指導を行うことを目指している。個人情報には十分留意しながら、内容を充実させることによって、学生一人ひとりのニーズにも応えていくことが可能となる。【資料2-2-12、2-2-13】

【エビデンス・資料編】

【資料 2-2-12】 学生台帳様式

【資料 2-2-13】 学生カルテ(様式)

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学ではキャリアサポート委員会が中心となって、学生へのキャリア形成や就職活動の支援を行っている。

令和元(2019)年度のキャリアサポート委員会は、学生への求人情報の提供と就職活動中の学生への相談・助言、キャリアガイダンスやオリエンテーションの企画、実施、学生のキャリアについての意識や動向の調査とその分析、卒業生の就職先や求人企業および保育施設との連携や関係づくりなどを行った。【資料 2-3-1】

■学年に応じたキャリアガイダンスの実施

学生のキャリア形成や進路選択、進路決定に向けて、各学年における教育課程や保育現場での各実習での経験に合った形でキャリアガイダンスを企画し、実施している。キャリアガイダンスは学生の参加しやすい授業時間帯や実習期間を考慮して計画している。ゼミの内容とキャリアガイダンスをタイアップし、ガイダンスと重なる授業を受講している学生には資料配布や追加指導などを行い、学生の受講機会を保障する工夫も行っている。

【資料 2-3-2】

表 2-3-1 各年次におけるガイダンスの概要

1年次	大学のキャリアサポート体制について、大学生活とキャリア形成、大学生活の過ごし方、保育職について基本的な理解を深める等
2年次	社会人となるための基本的な心構え、さまざまな保育現場について理解を深める、実習を通してキャリア展望を持つための準備等
3年次	さまざまな保育現場で働くOBに学ぶ、業界・職種を知る(一般企業就職者向け)、就職内定者に学ぶ、実習を通してキャリアデザインを描く等
4年次	就職活動の心構えと基本知識、園見学について、履歴書の書き方と自己PRについて、自分に合った職種・職場の見極め方、内定後の対応と就職への心構え等

1年次春学期の早い段階でゼミごとにキャリアサポートセンターを訪れて、センターの機能や利用法について理解し、本学独自の就職支援サイト「宝仙キャリアメイト」に登録して進路希望調査を行うことをキャリアガイダンスのスタートとしている。4年間の学生生活を通して自らのキャリアを形成していこうとする展望を持てるようにすることを目的としたものである。さらに、各学年のそれぞれの学びの段階や実習に合わせて、上級生や就職後1～3年の若い卒業生、長年保育者としてのキャリアを積み、保育施設において管理・指導的な立場にある卒業生など、さまざまな立場からの講話を聴き、交流することから学ぶガイダンスを開催している。具体的には、1年生において保育園主任職にある外部講師から保育の仕事のやりがいや楽しさを学ぶガイダンス、2年生では春学期に上級生から体験実習への準備と心構えについて学ぶガイダンスや、初めての保育実習を控えた秋学期には保育園園長職にある卒業生から実習生を受け入れる立場から助言を得るガイダンスを行っている。3年生では卒後数年以内の若い卒業生から卒業後のキャリア形成について学ぶガイダンス、さらに4年生では就職活動について実践的・具体的に学ぶガイダンスのほか、進路を決定した上級生として、体験談を下級生に紹介し、座談会を行うなど、指導的な立場として参加するガイダンスも行っている。

また、公務員試験受験希望者に向けたガイダンスや公務員対策講座、一般企業就職希望者向けのハローワークと連携した説明会や個別相談なども実施している。公務員試験対策講座は外部業者を招聘して行っているが、多様化する公務員試験および本学学生の学びや資質に合わせ、ガイダンスの内容を見直した。さらに講座の一部を動画撮影し、オンデマンド型で繰り返し受講できるようにした。

さらに、マナーなどの実技指導のガイダンス、求人票や勤務条件の点から職場を見極め

るためのガイダンス、履歴書作成の講義と演習を組み合わせたガイダンスも行っている。

加えて個々の学生にきめ細かく指導を行うため、就職活動が活発化する9月に4年生のすべての学生に対する個別面談と指導も行っている。

■キャリアサポート体制と内容

学生のキャリアに関わる相談・助言を行う場として、本学5号館3階の「キャリアサポートセンター」には職員1名が常駐し、平日12時半～16時半に開室している。就職活動が活発になる9月以降は、火・木曜日の午前中も開室するようにしており、学生のニーズに合わせた支援の体制を整えている。

履歴書の添削や面接練習など個別の対応が必要な学生に対しては、キャリアサポートセンター職員に加え、必要に応じて適宜キャリアサポート委員の教員が個別に相談・援助にあたっている。また、新卒応援ハローワークなど外部の専門機関と連携した個別相談体制も整えている。

また、キャリアサポートセンターには保育施設等でのアルバイトやボランティアの求人も数多く寄せられている。アルバイトやボランティアで保育現場の実際を経験することはキャリア形成のための重要な機会となるため、積極的に学生に紹介している。

上記のほか、キャリアサポートセンターの機能としては以下がある。

○幼稚園・保育所・こども園・公務員・施設・一般企業等の「求人票」「案内パンフレット」などの情報提供

○学内キャリアガイダンスの案内

○幼稚園・保育所、企業等の説明会、就職セミナーの情報提供

○ボランティア、アルバイトの情報提供

○就職試験受験記録の閲覧

○キャリアアップのための講座・検定の情報提供

○就職活動など、キャリアに関するパソコン利用 【資料 2-3-3】

過去3年間の年間の当センターの利用状況は表 2-3-2 の通りである。

表 2-3-2 キャリアサポートセンター年間利用状況
平成 29(2017)～令和元(2019)年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (累計)
H29年度 利用者数	57	30	23	82	45	151	217	207	87	49	27	24	999
H30年度 利用者数	30	56	73	44	37	133	267	131	83	96	29	33	1012
R元年度 利用者数	45	32	75	151	32	158	182	128	49	※	※	※	927

令和元(2019)年度1～3月については、新型コロナウイルス感染拡大のため学生の通学が抑制され、各種行事が縮小・中止となったことにより、キャリアサポートセンターの利用が減少した。1～3月のキャリアサポートセンターの支援機能はキャリアサポート委員の教

職員によるメール等によるオンラインのサポートの他、必要に応じて個別の直接指導も行った。また、事務的な手続きや問い合わせに関しては事務部教務・学生課でも対応を行っていた。これらの対応数の合計を利用者数として集計したものが表中※の数値である。

■「マイ・キャリアファイル」の効果について

平成30(2018)年度より、就職活動に関わる基本的な情報と、キャリアサポートセンターへの提出書類を一覧し、学生が受講したキャリアガイダンスの記録や配布資料を1つのファイルとしてまとめるための「マイ・キャリアファイル」を作成・導入した。このファイルは1年次に配布しており、学生指導の統一化および学生のキャリアサポートセンターでの事務手続き(書類の受け渡しや提出)の効率化につながっている。特にキャリアサポートセンターへの直接のアクセスが難しかった今年度1月～3月の時期に、マイ・キャリアファイルは学生が不明点をすぐに参照できる資料として活用されたものと考えている。

【資料2-3-4】

■キャリアサポート体制の検証と改善に向けて

キャリアサポート委員会では毎年卒業生に向けて、就職活動の状況やキャリアサポート体制について聞き取る「キャリアサポートアンケート」を行っている。今年度は新型コロナウイルスの感染予防のため、例年のように卒業生を一同に集めてアンケートを実施することが叶わず、回収率も例年の半数弱となっているが、これをもとにアンケート内容から最新の学生の就職活動に関する情報を把握・分析し、キャリアサポート体制の効果検証および次年度以降の支援のあり方に今後とも生かしていく予定である。

【資料2-3-5】

■インターンシップと学生のキャリア形成について

本学では保育所以外の児童福祉施設就職志望者に向けたキャリア形成の機会として、平成25(2013)年度に都内の児童養護施設とインターンシッププログラム協定を結んでおり、現在はこの施設においてゼミ単位で活動を行っている。本学教育課程の「保育実習Ⅲ」で保育所以外の児童福祉施設での実習を選択する学生は学年の1割以下であるものの、保育所以外の児童福祉施設への就職者は近年増加傾向にあり、施設との連携が一定の成果を上げているものと考えている。【資料2-3-6】

また、本学では1年次から保育現場をはじめ、子どもと関わる機会があるアルバイトやボランティア、サークル活動を行う学生が多く、特に保育現場でのアルバイトやボランティアが就職につながるケースも例年認められる。これらの実習とは異なった立場で学生時代に保育現場や子どもと関わる経験は、みずからの保育者としての適性や目指す職種を見極めることや、職場の選択に生かされており、保育職でのインターンシップにつながるものとなっていると考えられる。

■園長・施設長懇談会の実施

令和元(2019)年7月に、実習や就職先として学生が世話になった幼稚園・保育園・施設の長や主任を招き、「園長・施設長懇談会」を実施した。この会は毎年この時期に行ってお

り、キャリアサポート委員会を中心として学長・学部長をはじめとしたほぼ全員の教員と職員が参加し、学生の就職活動や実習指導体制の説明、参加園や施設における求人活動や実習指導体制の状況の聴取、卒業生の動向などを確認する機会となっている。参加園(者)からは、就職を控えた学生の意識や動向を把握し、求人および新人育成の際に必要な情報を取得できる機会として好評を得ている。

懇談会では、参加者と本学教職員がテーマ討議を行っている。令和元(2019)年度は実習指導体制とキャリアサポート体制の連携を考慮し、テーマを「実習における学生の学びを考える～保育職への理解につながる体験とは」とし、1時間程度のグループディスカッションを行った。

この会を通じて現場とのコミュニケーションを促進し、本学の教育指導体制、特にキャリアサポートや実習指導体制を強化していくことを目指しており、次年度以降、さらに実習園や就職園との連携を強化し、関係を強化できるよう会のあり方を検討していく予定である。【資料2-3-7】

■過去3年間の卒業時の進路決定状況について

平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の進路決定状況は、表2-3-3の通りである。

表2-3-3 平成29(2017)年度～令和元(2019)年度 進路決定状況

		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
		人数	対就職希望者比率	人数	対就職希望者比率	人数	対就職希望者比率
卒業年次在籍者数		99		95		74	
就職希望者数		91		86		68	
内定先 就職希望者の	幼稚園	34	37.4%	32	37.2%	10	14.7%
	保育所	47	51.6%	34	39.5%	28	41.2%
	認定こども園	1	1.1%	2	2.3%	0	0.0%
	公務員・社会福祉事業団	6	6.6%	7	8.1%	13	19.1%
	保育所以外の児童福祉施設	1	1.1%	2	2.3%	6	8.8%
	民間企業	2	2.2%	7	8.1%	11	16.2%
就活中(就職未決者)		0	0.0%	2	2.3%	0	0.0%
就職内定率		100.0%		97.7%		100.0%	
学生の進路 就職希望のない	進学他	0		0		0	
	非就活等(家事・療養等)	1		3		4	
	その他(休学等)	3		2		2	
	一時的な職に就いた者・科目等履修生	4		4		0	

全体として、保育者に対する求人が非常に多い状況が追い風となり、高い就職内定率を維持している。また昨年度以前よりも、公務員・社会福祉協議会とそれに類する団体への就職率が上昇している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 2019 年度求人パンフレット

【資料 2-3-2】 令和元(2019)年度キャリアガイダンス年間計画

【資料 2-3-3】 2020 年度版 学生生活ハンドブック・pp. 42-44 【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-3-4】 令和元(2019)年度マイ・キャリアファイル

【資料 2-3-5】 令和元(2019)年度キャリアサポートアンケート結果(抜粋)および所見

【資料 2-3-6】 インターンシッププログラムに関する協定書

【資料 2-3-7】 2019 年度園長・施設長懇談会次第 【資料 1-2-7】 と同じ

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学のキャリア支援について検討が必要な点として、以下の 2 点あると考えている。

第一点は、キャリアサポート支援体制の充実である。学生ファーストの観点から、さらにきめ細かい学生支援体制を目指し、次年度キャリアサポートセンター職員を 1 名増員する予定である。また、新型コロナウイルス感染拡大を受け、対面での支援システムに加え、遠隔での支援をさらに強化して行く必要があると考えられる。

第二に、学生の学びの場であり、就職先でもある保育現場との連携をさらに強化したい。園長施設長懇談会で行っている保育現場との意見交換や情報収集のほか、実習委員会主催の「実習担当者会」などの機会に現場との相互理解の幅を広げ、さらに本学から保育現場に向けて保育の質の向上に資する情報発信をしていくなど、連携体制をさらに強化していくことを目指したい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

■組織・運営

学生生活支援に関する中核として「学生厚生委員会」が組織されているほか、「学生相談室運営委員会」、「ハラスメント防止委員会」、「障がい学生支援委員会」、および「キャリアサポート委員会」が組織されている。また、心と体の健康支援として「学生相談室」「保健室」、学生生活全般の具体的な手続き等の支援として「教務・学生課」、「キャリアサポートセンター」、さらに日常的に学生たちと個別相談が出来るよう、「アドバイザー」が配置されている。これらが密に連絡を取り合いながら、学生一人ひとりを丁寧に支援している。

全学年に設けられている必修ゼミは 20 人以下の学生で構成され、専任教員がアドバイザーとして各ゼミを担当している。アドバイザーは、入学時から卒業時まで、修学上の質問や相談への対応、友人関係等学生生活における悩みや相談への対応、宝仙祭や式典行事等への支援等、学生生活のさまざまな場面で学生たちと接し、必要に応じて指導・助言等を

行っている。アドバイザーが学生の相談を受け、指導を行うための時間としてオフィスアワーを設定しており、毎週授業2コマ分に相当する時間があてられている。

【学生厚生委員会】

学生厚生委員会は、他の委員会や教職員と連携しながら以下に関する活動を行っている。

- ・ 学生生活環境に関わること
- ・ 心身の健康に関わること
- ・ 学友会、サークル活動、学内行事(入学式、学位記授与式、仏教式典、宝仙祭等)の運営に関わること
- ・ 奨学金および学資貸付金に関わること
- ・ 障がいのある学生の支援に関わること
- ・ 学生生活の実態調査
- ・ 避難訓練
- ・ その他学生生活上必要な事項

■ 厚生補導について

○ 学生厚生委員会

学生生活全般について、学生の支援にあたっている。

支援内容および支援の具体的な手続き等は、学生厚生委員会と教務・学生課が共同で発行する『学生生活ハンドブック』にまとめられ、毎年見直し、学生に配布することで周知を図っている。特に、新入生に対しては、入学後すぐに設定されているオリエンテーションで、このハンドブックを使い説明している。また、学生生活における、マナーとルールに関して、あいさつ、授業態度、服装、飲食、美化・ごみの分別、資源の節約、禁酒・禁煙などについて、保育者を目指す学生としての意識を高められるよう注意喚起を促し、啓発ポスターなどを提示することなども含め指導している。特に禁煙に関しては、東京都及び中野区の条例に従い、学内学外での禁煙を指導している。【資料 2-4-1】

○ 教務・学生課

学生生活、学内環境の整備、学友会活動、サークル活動など課外活動や行事など、学生生活全般について、事務的な支援にあたっている。

○ 保健室、学生相談室

学生の健康支援については、保健室に常駐している看護師が担当している。また、メンタルケアやカウンセリングについては学生相談室のカウンセラーが対応している。なお、人間関係や男女交際、ハラスメントなどに関わる相談があった場合は、随時、学生相談室、ハラスメント防止委員会の担当者が支援にあたっている。

■ 奨学金等経済的支援の実施

○ こども教育宝仙大学奨学生制度

建学の精神に基づき、学修および意欲的な学生生活を推奨することを目的として創設した本学独自の奨学金で、令和元(2019)年度、7名の学生に給付を行った。【資料 2-4-2】

○ 日本学生支援機構による奨学金、その他の奨学金

学生の経済的支援については、日本学生支援機構奨学金(給付、第一種、第二種)、社会福祉法人東京都社会協議会、あしなが育英会、公益財団法人交通遺児育英会、一般財団法人関育英奨学会、一般財団法人篠原欣子記念財団、公益財団法人朝鮮奨学会などの奨学金を活用している。令和元(2019)年度の日本学生支援機構の奨学金を受けた学生は78名(給付3名、第一種27名、第二種57名 ※一部重複あり)で、また、東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付2名、あしなが育英会奨学金を受けた学生は2名である。

本学奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方自治体や民間団体の奨学金に関する情報については、『学生生活ハンドブック』に掲載し周知している。

■課外活動・サークル活動等

学生の課外活動である学友会やサークルに対しては、専任教員が顧問となり、学生厚生委員会と連携を取りながら全面的にバックアップしている。活動内容の相談や施設利用、活動費等さまざまな面での支援を行い、また、サークルの新規立ち上げやその他の希望についても相談に応じている。

○学友会

学友会会則に則り、会員で組織する学友会執行部が中心となり、学生総会、宝仙祭、サークル協議会、その他学内学生行事等を運営している。行事等の運営に際しては、学生厚生委員担当専任教員がアドバイザーとなり学友会活動を支援している。【資料 2-4-1】

○サークル活動

学友会はサークルを設けることができ、サークル運営のためにサークル協議会を置いている。各サークルでは、顧問となる専任教員との連携のもとサークル活動を推進している。サークル協議会は学友会会長、サークル協議会会長および各サークル長により組織され、サークルの予算・決算、学友会とサークルの連携などに関する事項について協議し、運営している。学生厚生委員会では、学生厚生委員サークル担当教職員が、協議・運営の支援にあたっている。【資料 2-4-3】

■学園祭、その他の行事

宝仙祭(学園祭)は、学友会執行部学生により組織されている宝仙祭実行委員会によって、自主企画も含め運営されている。また、宝仙祭は宝仙学園部門全体で合同実施されているため、実行委員は、宝仙祭合同部門会議に参加し企画・運営にあたっている。その際、学生厚生委員担当教職員は、宝仙祭実行委員幹部と適宜綿密な打合せを行い企画・運営の支援にあたっている。また、「こども教育 HOSEN WAY」の一環として、学生による行事の企画運営も学友会執行部が担当しており、令和元(2019)年度は、春・秋学期ともに学生の企画によるスポーツデーを実施した。実施にあたっては、会場の選定、確保およびプログラムの内容検討などについて学生厚生担当教職員が支援にあたった。

加えて、災害時(火災・地震発生等)に備え、避難訓練を全学で毎年実施している。

■心身の支援(健康相談・心理支援・生活相談など)

○保健室

保健室は、1号館1階の学生からアクセスしやすい場所に設置している。大学生は、自

分自身の健康管理への意識を育み、将来に向けて健康の保持増進のための生活習慣を身につけるべき大事な時期である。保健室には看護師が常駐し、定期健康診断や健康相談、応急処理などを行っている。定期健康診断は、毎年4月に「学校保健安全法」に基づき、業者委託により学内で実施している。健康診断に関する詳細は、春学期当初のオリエンテーションやポータルサイトを通じて周知し、また、学外実習(保育実習・教育実習等)には健康診断証明書が必携であることも重ねて周知徹底している。2次検査が必要となった学生については、保健室が個別対応を継続する。また、健康診断に先立って、学生には「健康調査票(既往症・予防接種等)」の提出を求めており、この健康調査票に基づいて保健指導上、また、授業上配慮が必要な情報については保健室が集約し、本人の了解と個人情報の保護を前提に、関係教員・部門間で共有する体制を整えている。【資料2-4-4】

AED(自動対外式除細動器)は学内複数箇所に設置しており、使用のための講習会も毎年実施している。

○学生相談室

専用相談室を3号館に設置しており、週2回(各8時間)開室している。基本的には予約制で専用アドレスや電話で予約を受け付け、2名のカウンセラー(臨床心理士・公認心理師)が秘密厳守の上、面接相談を実施している。内容は、心身の不調、学業、人間関係、就職や進路、実習に関する事など幅が広く、「よろず相談室」の位置付けである。

秘密厳守を保持しながらも、当該学生の了解を得た上で、さまざまな問題に関して学生相談室、アドバイザー、事務部教務・学生課が連携を図りながら対応している。

学生相談室運営委員会を毎月開催し、学生情報の共有や課題解決に向けて話し合いを重ねている。また、学生相談室をより身近なものとするために、年間2回「相談室開放日」と称して、学生が気軽に参加できるよう、学生ホール等でヨガストレッチや簡単なストレスマネジメントを実施している。これらの情報は、年間4回発行される「相談室だより」で周知する他、ポスター等も活用している。また、相談室だよりには、睡眠やリラクゼーション等に関するミニ知識を掲載している。【資料2-4-5】

○生活相談

生活相談については、奨学金やアルバイトの相談を含め、アドバイザーが中心となるが、教務・学生課やキャリアセンターも対応している。

また、学費その他の入金については、春学期分は4月、秋学期は9月に保証人へ郵送しているが、ただし、家計の急変など何らかの事情により学費の延納や分納について希望がある場合は、事務部大学総務課が相談を受け付けている。また、犯罪被害や交通事故、悪徳商法(キャッチセールス、アポイント商法、マルチ商法)などについては、『学生ハンドブック』に注意事項を掲載する他、外部の専門相談窓口を情報提供するとともに、トラブルが生じた場合は、できるだけ早く事務部やアドバイザーに相談するよう促している。

【資料2-4-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-4-1】2020年度版 学生生活ハンドブック 【資料F-5】と同じ

【資料 2-4-2】 こども教育宝仙大学奨学生規程

【資料 2-4-3】 令和元(2019)年度 サークル一覧

【資料 2-4-4】 健康調査票

【資料 2-4-5】 学生相談室利用案内、令和 2(2020)年度春学期第 1 号学生相談室だより

【資料 2-4-6】 2020 年度版 学生生活ハンドブック・pp. 31-34 【資料 F-5】 と同じ

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

毎年実施している「学生生活満足度調査」の結果を分析し、教職員間で共有することにより学生生活の具体的支援を一層積極的に充実・改善していく。【資料 2-4-7】

課外活動については、現在の学生主体の宝仙祭やサークル活動がより活発なものになるよう、学友会と教職員の会合を増やし、学生の意見を反映させながら体制を構築する。また、教職員間の情報共有を頻繁に行いタイムリーな支援が常に実現するよう体制をさらに整える。

心と体の健康支援に関しては、引き続き学生厚生委員会を初めとする各委員会、保健室、学生相談室等で連携をとりながら、支援体制を強化していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-7】 令和元(2019)年度 こども教育宝仙大学 学生生活満足度調査報告

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

■校地

都内中野区の中野坂上キャンパスおよび神奈川県に愛川グラウンドがある。中野坂上キャンパスの校地面積は、2,626 m²で住宅地域にはあるものの、隣接した宝仙寺の緑豊かな恵まれた環境にある。東京メトロ丸の内線中野坂上駅、都営地下鉄大江戸線中野坂上駅から徒歩約 8 分にあり、至近距離に新宿副都心があり立地条件に恵まれている。また学園内には宝仙学園幼稚園、宝仙学園小学校、宝仙学園中学校および宝仙学園高等学校が隣地に設置されている。

■野外運動場

愛川グラウンドを有している。神奈川県愛甲郡愛川町にあり面積 5,230.42 m²で、中野キャンパスから直線距離で 48 km の場所にある。小高い山の麓にあり、目の前を中津川の清流

が流れ、環境的には良好な環境にある。維持管理については、気象状況等周辺事情を熟知している地元業者に管理委託し、整備している。

■室内運動施設

中野坂上キャンパス4号館に体育館を設置している。また、学園施設として宝仙ホールがある。

■校舎

中野坂上キャンパスの校舎面積は、5,302 m²で1号館、2号館、3号館、4号館、5号館(宝仙コモンズ)および70周年記念館(7号館)からなる。普通教室は、必修のゼミ科目のための15人前後の教室と、実技、実習、演習科目のための35人前後を収容する教室、また学年全体が一同に会して行う講義科目用の100人前後の教室を設けている。授業内容に合わせた専用教室としては、音楽演習室および楽器庫、ピアノのレッスンと個人練習室を兼ねたピアノレッスン室、造形演習室、沐浴などの実習用の保育演習室、幼稚園・保育所の園児等が生活する機能を備えたプレイルーム、情報処理関係科目を実施するほか語学の授業を行うCALL教室(Computer Assisted Language Learningの略)を兼ねたパソコン実習室を設置している。パソコン教室では、授業時間以外は学生に開放して、自由に資料作成や検索、語学の練習を行えるようにしている。

また、学生の健康相談や応急処置を行うことができるよう保健室を設置し看護師を配置している。学生が学修や学生生活などの相談が受けられるよう、学生相談室を設けて、臨床心理士であるカウンセラーを配置している。本学の教育の中核の1つである教育実習・保育実習の指導の場として実習指導室を設けている。学生の就職活動の便宜、指導を行うため、キャリアサポートセンターを設置し学生生活早期より支援している。学生の自主的な学習を行う場所として自習室を置き、図書館と合わせて自学自習の場としている。学生が休憩、談話ができる場所として、第1学生ホール、第2学生ホール(学生専用パソコン設置)、学生ラウンジ、学園食堂内大学専用スペース、1号館屋上広場を設けている。

平成27(2015)年に5号館(通称宝仙コモンズ)を新設し、1階は学生が休憩・談話ができる場所としての学生ラウンジ、2階は自学自習の場として学生専用パソコンを設置、3階はキャリアサポートセンターを常設している。また、平成30(2018)年度には3号館の空調設備及び教室のリニューアル等の改修を実施し、学修環境の整備を行った。

【資料 2-5-1、2-5-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】校地・校舎の面積 【共通基礎】と同じ

【資料 2-5-2】こども教育宝仙大学 2021 大学案内・pp. 34-35 【資料 F-2】と同じ

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■実習施設

本学は、同じ学園内の宝仙学園幼稚園はじめ、教育実習園として幼稚園約60園、保育実習園として、保育園約140園(保育実習Ⅰ・Ⅱ)、施設実習施設として約50施設(保育実習Ⅰ・Ⅲ)の協力を得ている。それらの園とは、教員の巡回訪問指導はじめ、学生の実習内容や指導に関する連絡・相談を行いつつ、実習が実施できるような協力関係にある。また、

日頃から実習や卒業生の就職先としてお世話になっている幼稚園・保育園・施設の長や主任を招き、「園長・施設長懇談会」を毎年実施している。情報交換等を行い、指導体制の充実を図っている。

■学内図書館

「こども教育宝仙大学図書館」と称し、本学の掲げる教育理念に基づき、「必要な図書館資料を収集、整理および管理を行い、本学の学生および職員の利用に供することにより、教育および学術研究に資すること」を目的としている（「こども教育宝仙大学図書館規程」第2条）。教育・研究支援の中心を担う機関として、特に、専門分野に関する資料の充実・提供を最重要として活動しており、こども教育・保育の専門図書館である。【資料2-5-3】

総延べ面積は288㎡、その内書庫スペースは193㎡、書架の収容能力は52,083冊である。3号館1階と地下1階に位置し、集密書庫を含めてすべて開架式にしている。令和元(2019)年度末の図書資料数は55,096点、雑誌は62タイトルである。2019年度図書資料受入総数は1,315点である。

データベースは「聞蔵II」と「ジャパンナレッジ」を利用できるようにしている。年間利用状況は、表2-5-1と表2-5-2の通りである。前年度に比して、一人あたりの入館回数および貸出冊数については、3年生が増加し、4年生は減少し学年ごとのばらつきが生じた。

表2-5-1 令和元(2019)年度図書館入館者数(人)

区分\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	前年度	一人当たり
1年生	158	381	172	37	0	86	65	166	137	31	1	0	1234	830	13.8
2年生	45	71	73	54	0	31	78	101	80	71	6	1	611	837	7.1
3年生	84	87	122	56	0	10	73	36	39	40	2	3	552	1070	7.4
4年生	181	186	59	84	0	50	108	90	99	86	28	5	976	1353	10.2
教職員	34	28	33	21	0	0	14	10	14	20	33	6	213	312	—
卒業生	1	1	2	0	0	0	3	1	1	2	3	2	16	0	—
小計	503	754	461	252	0	177	341	404	370	250	73	17	3602	4402	

表2-5-2 令和元(2019)年度図書資料貸出冊数

区分\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	前年度	一人当たり
1年生	31	464	170	12	0	52	27	162	124	8	2	0	1052	607	11.8
2年生	34	48	63	49	0	23	127	129	136	199	20	0	828	990	9.6
3年生	85	114	146	117	1	9	186	290	108	117	6	5	1184	1646	16
4年生	185	649	257	110	0	65	151	99	62	27	13	1	1619	1368	17
教職員	239	206	205	199	1	67	130	124	143	66	40	31	1451	1038	—
卒業生	0	2	0	0	0	0	5	0	6	6	16	10	45	47	—
小計	574	1483	841	487	2	216	626	804	579	423	97	47	6179	5696	

■研究・学修サポート

NACSIS-ILL(※)を利用した相互貸借・複写サービスで利用者と学外からのニーズに応えるとともに、学術資源の保存と活用をしている。紀要、ゼミ報告書等、学内の教育・研究報告資料を保存することに加え、学園内外との連携も図るようしており、学園誌の保管にも協力している。

OPAC 外部公開と JAIRO Cloud(クラウド型機関リポジトリサービス)で研究成果を公開し

ており、紀要等の閲覧やダウンロードが多い。

基本的サービスに加え、「絵本を読む会」、ゼミの文献検索等の個別講習会、授業での利用対応、絵本・紙芝居選定会、図書館利用講習会等、多様な活動を実施した。

また、資料案内・利用促進・広報活動および図書館活動記録として「Library Info.」を年間通じて発行し、令和元(2019)年度は第9巻第27号まで達した。【資料2-5-4】

毎年、図書館利用促進・読書活動奨励のために図書館講演会を実施している。第11回図書館講演会(令和元(2019)年度)は、山元加津子先生を招き、1年生や教職員の参加者から高い評価を得られた。その結果、読書と図書館利用の促進につながった。【資料2-5-5】

長年の懸案事項であった造形学科の資料の除籍を行い、書架確保を行った。図書館委員会では様々な課題を検討し、大学運営会議で審議・決定している。さらに、選書委員会をもち、選書の公正を図っている。選書については、教員の選定に加え、学生からのリクエスト制度を持ち、学生のニーズを把握した収書を心がけている。また、図書館への意見箱等により、利用者の声を大切にす姿勢も心がけている。今年度は教職員向けに図書館アンケートを実施した。

※NACSIS-ILL: 図書館間で行われている電子相互貸借サービス(文献複写や現物貸借の依頼及び受付)。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-3】 こども教育宝仙大学図書館規程

【資料2-5-4】 Library Info.

【資料2-5-5】 図書館講演会資料

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学はバリアフリー環境の対応のため、1号館及び5号館にエレベーターの設置、5号館の出入りにスロープ及び自動ドアの設置をしている。また、4号館の玄関段差に対応のため昇降機の設置を、1号館、4号館、5号館に車椅子可能な多目的トイレを設置して安全性、利便性の確保に努めている。また、各館の要所に手すりを設置するなど、バリアフリーに対応するため環境整備を行っている。

校舎間のアクセスについては、1号館と2号館については、2階の連絡通路で教員研究室と結ばれ、教員及び学生の行き来が容易な環境を整えている。

トイレについては、使用する学生たちの快適性、利便性を重視するため大部分においてシャワー付き洋風便器に取替更新を行っている。平成30(2018)年度にも改修工事を実施し環境改善を行った。また、手洗い場は、自動水洗機能付きにし省エネや衛生面にも配慮している。

本学校舎の耐震化率は、100%である。また、これら施設における、「消防設備点検」、「建物設備点検」、「電気設備点検」、およびエレベーター等「昇降機点検」等、法令で定められた点検はもちろんのこと、空調設備等その他の定期点検を実施して安全性の維持に努めている。

本学のバリアフリーについては、規制等により改修整備が難しい箇所もあるが、教室間移動や学内行事実施の際の移動導線の配慮や教職員、学生間の協力による支援体制により

対応していく。

今後においても、整備計画を策定しバリアフリー環境の整備を推進して行く。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、教育効果の向上および授業における細やかな指導を目的として、少人数のクラスを編成している。たとえば、演習科目は1学年定員100人の学生を3つの班に分けて授業を行っている。また、1年次「基礎ゼミ」と2年次「保育実践演習Ⅰ」、「保育実践演習Ⅱ」は8分割、3年次「専門研究ゼミⅠ(購読と発表)」、「専門研究ゼミⅠ(調査と発表)」は9分割、4年次「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)」、「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)」は7分割している。「音楽と表現Ⅰ」、「音楽と表現Ⅱ」および「音楽実技Ⅰ」、「音楽実技Ⅱ」は12分割している。履修クラス等の詳細は、授業開講前に学生への周知を徹底している。

【資料 2-5-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-6】ゼミ等クラス編成

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、前身である短期大学1号館および2号館の建て直しや3・4号館の改修工事を実施し、平成21(2009)年開学した。開学以降、4号館空調設備の全面取替え更新や演習室の視聴覚機器等設置、学内無線LANの追加敷設等計画的に整備を進めている。平成28(2016)年には大学5号館(宝仙 commons)を3階建てで新設し、平成30(2018)年度には大学3号館の設備更新を行った。今後は、中期経営計画による法人全体の財務計画のもと、本学の事業計画に従い、情報教育機器のリニューアルや老朽化設備の取替更新等教育研究環境の施設設備整備を年度ごとに実施していく。【資料 2-5-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-7】中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)・p.6

【資料 F-6】と同じ

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見や要望を把握するために、1年次より少人数のゼミナールに分けて担当教員を配置し、各ゼミナールの担当教員はアドバイザーとしての役割を負い、学生たちが相談しやすい環境を整えている。この形は4年ゼミまで同様である。また、以下に示すような各種のアンケートを実施して学生の意見や要望の把握と分析に努めている。さらに、サークルごとに顧問教員が配置されているほか、学生組織として学友会・サークル会議・宝仙祭実行委員会等の会議体があり、それぞれの場において意見を集約し、学生厚生委員会等で検討した上で担当部門が適切に対処している。

■ 学生生活満足度調査

「学生生活満足度調査」の結果を全教職員で共有し分析することで、学生たちの意見・要望を把握し、より適切に改善していけるよう学生厚生委員会が担当し毎年実施している。また、調査結果は冊子にして図書館に置き、学生も見られる環境を整えている。この閲覧に関しては学内ポータルを通じて全学生に周知している。【資料 2-6-1】

■ 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート

FD 委員会の主導により各学期の終了時には「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」をほぼ全科目で実施し(ゼミを除く)、自由記述欄も設けて学生の率直な意見が記入できるよう配慮している。アンケート結果については、その内容を確認した上で、非常勤講師を含む各教員がコメントシートに振り返りと今後の対応策を記入するようにしている。これらの内容が盛り込まれた冊子『学生による授業評価と授業改善のためのアンケート』を年間2回発行し、教職員間で共有すると同時に図書館に設置していつでも学生が閲覧できるよう対応している。【資料 2-6-2】

■ 学生と教員との意見交換会

授業アンケートに基づく「学生と教員との意見交換会」をFD委員会が年間2回開催し、全学年から2名ずつの学生が出席する形で行っている。そこで得た意見は、教授会等で報告する他、FD活動報告書等にも記載して学内周知を図っている。【資料 2-6-3】

なお、学生からの意見・要望・提案をいつでも受けられるよう「学長ホットライン」を導入しポータル等で周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 令和元(2019)年度 こども教育宝仙大学 学生生活満足度調査報告
【資料 2-4-7】 と同じ

【資料 2-6-2】 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果
【資料 1-2-10】 と同じ

【資料 2-6-3】 2019 年度 FD 活動報告書 【資料 2-2-3】 と同じ

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本件については、以下のように各箇所や委員会が担当しつつ学内全体で共有しながら進めている。

■保健室の取り組み

保健室の活動内容や態勢に関しては、2-4-①に既述した通りである。看護師は学生から提出された健康調査票によって疾病等について把握しており、気がかりな学生の場合は、本人と面談し直接話を聞き適切な助言等を行っている。メンタル面の相談を受けた場合には、本人の了解を得てアドバイザーにつなげるほか、学生相談室との連携を図り早期対応を行っている。学生の病状によっては外部医療機関につなげている。2019年度定期健康診断の受診率はほぼ100%であった。また、保健室の利用件数(月毎)は教授会に報告されている。【資料2-6-4、2-6-5】

■学生相談室の取組

学生相談室の取組については、2-4-①に記述した通りである。臨床心理士ならびに公認心理師の2資格を持ったカウンセラーを2名配置し、学生へのカウンセリングや教職員へのコンサルテーションを行っている。また、必要に応じて心理検査等も実施しているほか、医療機関や保護者との連携を図っている。個別面接を越えて学内外の連携を図る場合は、学生相談室長を通じて大学組織と対応するよう心がけている。学生相談室大学運営会議は毎月開催され、相談室の利用状況報告ほか、各学生対応については学生相談室長が相談員のスーパーバイザーの役割を果たすなど、相談室内での連携を図っている。【資料2-6-6】

また、年2回の学生相談室イベント「相談室開放」には、毎回15名程度の参加があった。相談室便りは、これまで紙面で配布していたが、令和元(2019)年度からはHPに掲載する他、オンライン配信に切り替えた。さらに、年度当初には全学生対象の「大学生活のためのアンケート」を実施し、結果について気がかりな学生についてはアドバイザー教員と情報を共有し早めの対応を心がけている。アンケートの集計結果は学年比較等も行い、教授会及び相談室だよりを通してフィードバックしている。また、令和元(2019)年度は、最近4年間の「大学生活のためのアンケート」結果を分析し学年毎の特徴を明らかにするとともに、アンケート結果を利用した学生支援への連携について考察を行い、『こども教育宝仙大学紀要』に論文掲載(「大学生活のためのアンケートを活用した学生相談体制の充実へ向けて」)し、学内の教職員で共有を図った。【資料2-6-7、2-6-8】

■障がい学生への支援

本人からアドバイザーが聞き取った内容を元に、障がい学生支援委員会が、必要な合理的配慮に関して本人合意のもとに検討した上で、非常勤講師も含めた各授業担当者に依頼することになっている。これらの合理的配慮や環境調整により、卒業研究を完成し無事に卒業を果たした学生もおり、また、他の学生も大学生活を継続している。日頃より、各教室の照明や音響環境、室温の調節、またPowerPointスライドの文字の大きさ等については、ユニバーサルデザインを意識して授業を進めるよう教授会等で説明している。また、障がい学生は学年が進むにつれて、そのニーズも変化することから、年度初めにはアドバイザ

一が本人に声かけをするよう学部長が各教員に指示した。

■奨学金について

経済的に困窮する学生に対しては、学納金の分納や奨学金制度、教育ローンの利用など適切な情報提供をしつつ、心理面にも配慮しながら支援を行った。また、本学独自の給付型奨学金も含む奨学生募集の告知を全学生が見逃すことのないよう、説明会の開催だけでなく、ポータルサイトを活用して周知徹底をした。その結果、経済的理由によって学業継続が困難になり退学に至った例は、令和元(2019)年度はみられなかった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-4】健康診断受診率一覧

【資料 2-6-5】保健室利用状況(月毎、年間)

【資料 2-6-6】学生相談室利用状況

【資料 2-6-7】大学生活のためのアンケート

【資料 2-6-8】こども教育宝仙大学紀要 vol. 11 2020 年 3 月発行 pp. 61-66

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

平成 30(2018)年度「学生生活満足度調査」の中で学習環境の面で最も多かった意見が「個人ロッカーの設置」であった。この個人ロッカーに関しては、設置が完了し運用に至っている。【資料 2-6-1】

また、専用の学生食堂がないことに不便を感じている学生も少なくないが、昼食をとる際、学生ホールやブリッジが利用しやすいよう電子レンジを設置するなど、食事環境を整えた。また、現在週 1 回のパンの訪問販売に加え、キッチンカーによる昼食販売を試験的に導入し、学生から意見を聞き取ったところ概ね好評であった。さらに、今後も昼食環境の改善に努めていく。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

年間を通して「学生生活満足度調査」、「大学生活のためのアンケート」、「学生による授業評価と授業改善のためのアンケート」、「学生と教員との意見交換会」等、複数の機会を通して学生の声に耳を傾けるようにしている。また、このような機会に限定せず、教職員と学生との距離は近く、日常的に学生からの様々な相談に対応している。さらに、教職員間の疎通が豊かであることは、自負できることである。

学生からの要望や意見のなかには実現するには時間を要するものもあり、特に、施設面に関しては実現や改善が難しいこともある。念願の個人ロッカーに関しては、大学 10 周年記念事業として設置が完了し、学生に大いに活用されている。保育系科目は制作物も多く、ロッカー設置は学生からも好評を得ている。また、授業や人間関係等に関することは即時的対応が必要なことも多く、今後も教職員間の連携・協働をつねに意識しながら学生支援を展開することが重要であり今後もさらに充実を図っていく必要がある。

【基準2の自己評価】

基準項目2-1から2-6までの自己判定に基づき、総合的に基準2を満たしている。

本学は、建学の精神のもと、定められた教育目的を達成すべく三つのポリシーを明確にし、充実した学生生活、時代のニーズに応える教育内容を確保している。

入学者受入れについては、入学試験の多様化及び試験方法等の周知を図っており、入試判定については厳正に行っている。入学者受け入れ数の維持については、年度によってやや差はあるものの概ね適正に維持できている。

授業は、保育者養成という教育目的に沿って適切に実施されている。カリキュラムは、本学の教育目的を踏まえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に関わる専門職の養成および、高次の倫理観と豊かな教養、社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために「総合的基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成している。また、全ての学年において少人数のゼミナールを開講し、学問に対する意欲の向上、コミュニケーション能力の促進を図っている。

単位認定および卒業認定等は、学則、学位規則等により基準を明らかにし厳正に適用している。教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫としてGPA制度を設け、卒業判定や教育実習・保育実習の受講条件、履修登録単位数の上限値等に利用している。また、GPAに基づく学生指導や面談も全教員が細やかに実施している。加えて、教職員と学生の距離が近く、オフィスアワー等に拘らず、学生たちが日常的に教育研究室を訪ねて教員にアドバイス等を求める姿が多いのは本学の特長といえる

就職支援に関しては、キャリアサポートセンターが中心に行っており、学年に見合ったキャリアガイダンス等を開催するとともに、公務員試験対策講座、ハローワークスタッフによる個別相談等も実施している。その結果、就職希望者の就職率は平成30(2018)年度は97.7%、令和元(2019)年度は100%で、高い就職内定率を達成した。

学生生活の支援については、学生厚生委員会等の委員会、アドバイザー制度、事務部、学生相談室、保健室等が組織されており、これらの部署がつねに学生達の声に耳を傾けながら各種アンケート等も実施している。

以上、本学は学生たちの社会性や人間性をも含め、卒業後をも視野に入れた総合的で適正な学修・育成を行っている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーについては以下の内容であり、『授業ハンドブック』およびホームページで公開するとともに『大学案内』への掲載の他、大学説明等に盛り込み周知を徹底している。ディプロマ・ポリシーを具現化するために、本学の建学の精神のもと、幼児教育や保育分野をしっかりと支え次代を担う人間教育を行うことを目的として、充実した実践的カリキュラムを体系化している。

また、グローバル化時代に対応する教養教育や本学独自の表現教育に加え、もうひとつの力を養う「宝仙マイスター制度」と、学生主体の社会貢献・地域連携活動を通してさらに学びを深めることを、外部に向け広く周知している。【資料 3-1-1～3-1-3】

■ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次元倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

上記ディプロマ・ポリシーに基づき、学則において次のように定めている。

第7章 教育課程及び履修方法等

（履修登録単位数の上限）

第50条 学生が各学期において適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期に履修登録できる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項に規定する単位数の上限は、別に定める。

- 3 所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修登録を認めることができる。
 - 4 前項に規定する履修登録については、別に定める。
(単位修得の認定資格)
- 第51条 第42条の規定に基づく別表1に掲げられた各授業科目の授業時数に対し3分の1を超える欠科をした場合は、その授業科目について単位修得の認定資格を失う。
(単位の授与)
- 第52条 授業科目を履修し、課題提出、テストその他を総合評価して合格と認定された者に対し、所定の単位を授与する。
(成績評価)
- 第53条 授業科目の成績評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びF(59点以下)の5段階とし、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。
- 2 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average。以下「GPA」という。)を用いる。
 - 3 GPAは、授業科目の成績評価について、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。
- 第8章 卒業及び学位等
(卒業の要件)
- 第54条 本学に4年以上在学し、別表1に定める卒業に必要な授業科目を履修して単位を修得し、合計124単位以上を修得し、累積GPA1.5以上を修得することを卒業の要件とする。

【注】第50条2項(単位数の上限)及び4項(履修登録)については、履修規程に定める。第54条について、令和元(2019)年までの卒業要件は合計126単位。

本学においては、明確な進級制度は定めておらず、在籍継続により学年呼称としてはそのまま進級する。ただし、「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」に「14 履修条件」が定められており、各学年必修となっているゼミ科目について、「専門研究ゼミⅠ」(3年次配当)の履修のためには1、2年次の「基礎ゼミ(学問への誘い)」、「基礎ゼミ(学問に触れる)」、「保育実践演習Ⅰ」「保育実践演習Ⅱ」の単位修得が必須条件となっている。このため、これらの科目を2年次までに単位修得できない場合は、学年呼称は3年となっても在学期間4年では卒業できないことが確定する。

これらの基準は、『授業ハンドブック』に学則として掲載されるとともに、授業ハンドブックの全体を通して、平易な言葉に換えられて学生に周知されている。また、入学時にはオリエンテーションの機会に周知されている。【資料3-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】授業ハンドブック2020 【資料F-5】と同じ

【資料3-1-2】食育おやつマイスター資料

【資料3-1-3】身体あそびマイスター資料

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上記単位認定基準、卒業認定基準は、厳正に適用されており、授業担当教員は成績の提出に際して出席簿の提出が求められている。提出された成績は、教員及び教務・学生課職

員等で構成される教務委員会において慎重に検討され、学長から意見照会を受けた教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。また、学則第 56 条第 2 項に基づき、学長は、卒業を認定した者に対して、学位を授与する。

また、1つの学期における GPA が 2.0 未満であった場合は、学生に対してアドバイザーによる注意と指導を行い、2.0 未満の学期が 2 回連続した場合又は通算 3 回となった場合は、学生及び保証人に対してアドバイザーによる注意と指導を行う。さらに、2.0 未満の学期が 3 回連続した場合又は通算 4 回となった場合は、教授会の議を経て、本人及び保証人に学部長が在学の意味確認の上、厳重注意するとの厳正な運用がなされている。【資料 3-1-4】

卒業要件は、本学に 4 年以上在学し、別表 1 に定める卒業に必要な授業科目を履修して単位を修得し、合計 126 単位以上を修得し、累積 GPA1.5 以上を修得すること、としている。卒業が認定された者には、「学士(幼児教育)」の学位が授与される。また、留年した学生の卒業の時期は、学年の終了日とするが、ただし、春学期の終了日まで卒業要件を満たした場合は、卒業の時期を春学期の終了日とすることができる。【資料 3-1-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-4】 授業ハンドブック 2020・p. 29 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-5】 卒業判定資料

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用に務めるとともに、学業上の単位取得等の達成を十分になし得ない学生に対して、保証人を含め、早期に指導を行う体制を整える。上記の指導を重ねた上でも、授業出席のリズムが整わないような例も見受けられ、早い時期からの保証人との連携を含め、学生自身の自己理解を促すことをさらに徹底していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を

造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指している。これらを踏まえ、以下のようなカリキュラム・ポリシーを明示して、教育課程を編成している。なお、このカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページでも公開している。【資料 3-2-1、3-2-2】 カリキュラム・ポリシーは、学則に基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とともに制定された。【資料 3-2-1、3-2-3】

■カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)

こども教育宝仙大学のカリキュラムは、建学の精神や教育理念をふまえ、質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職の養成を大きな柱とするとともに、高次の倫理観と豊かな教養、幅広い専門知識をもった人間性の涵養および社会や時代の変化の中で生きるための総合的な判断力を培うために、ディプロマ・ポリシーに明記した人材養成を目的に編成しています。

こども教育学部幼児教育学科のカリキュラムは、教育上の目的を達成するために必要な「総合基礎領域」および「総合専門領域」から体系的に編成しています。

1. 「総合基礎領域」は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけるための科目のまとまりです。
2. 「総合専門領域」は、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるために設定した幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群、幼児教育関連科目群、および幼児教育発展科目群から構成された科目のまとまりです。
3. 幼児教育基礎科目群は、人としてこどもの教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養い学習する領域の科目のまとまりです。
4. 幼児教育応用科目群は、幼稚園教諭という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
5. 幼児教育関連科目群は、保育士という専門職養成に必要な知識と技法の修得に主眼をおいた科目のまとまりです。
6. 幼児教育発展科目群は、幼児教育基礎科目群、幼児教育応用科目群および幼児教育関連科目群における学習内容を体験的に検証し、実践的能力を身につけるための科目のまとまりです。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 授業ハンドブック 2020・前文【資料 F-5】と同じ

【資料 3-2-2】 ホームページ・こども教育学部/カリキュラム

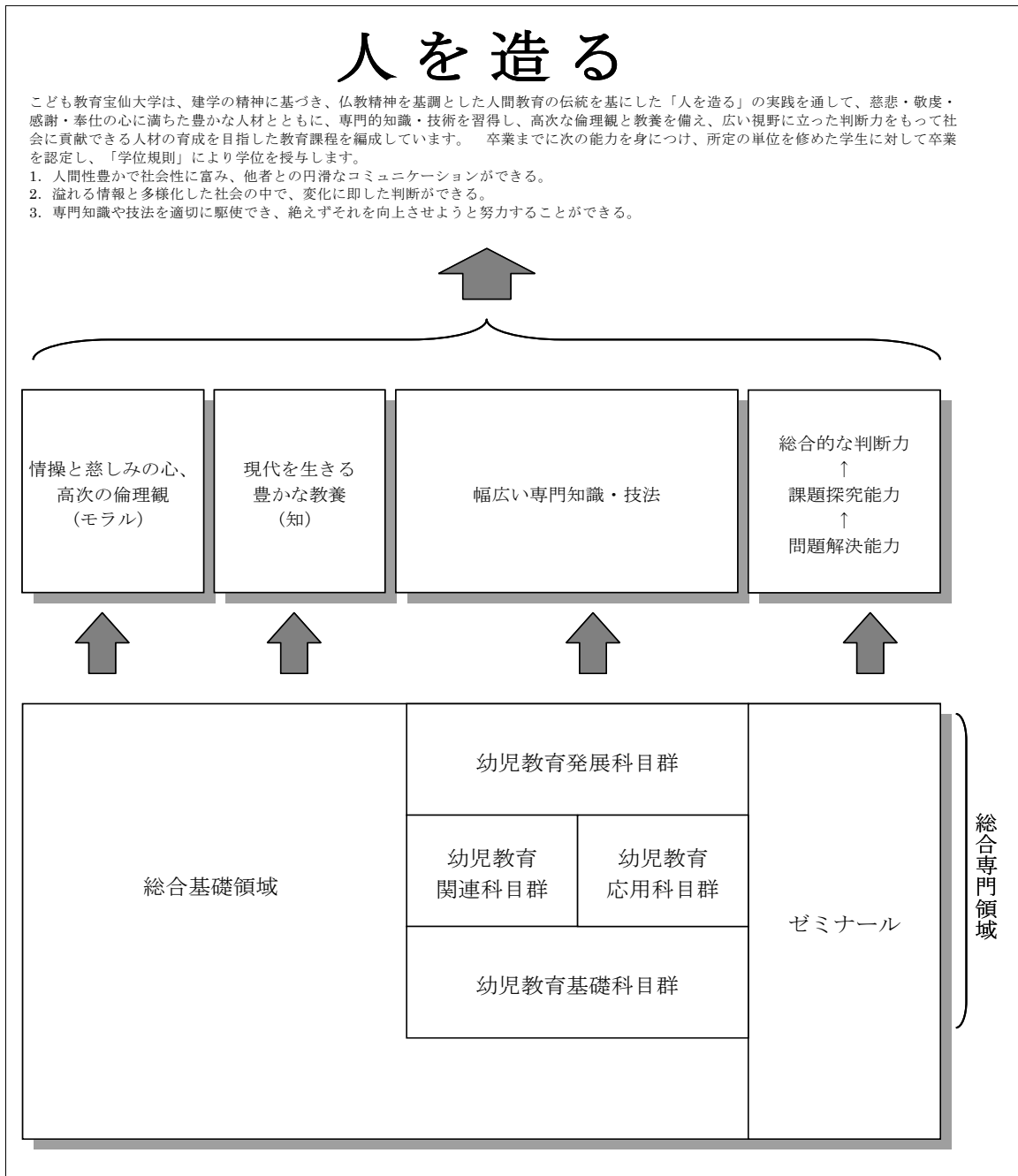
【資料 3-2-3】 授業ハンドブック 2020・前文【資料 F-5】と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の建学の精神である「人を造る」を基盤として、次の3点を柱としたディプロマ・ポリシーを策定しホームページや大学案内に掲載する他、周知に努めている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、図 3-2-1 に示す通りである。

【資料 3-2-1】

図 3-2-1 カリキュラム概念図



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程の体系的編成は表 3-2-1 のとおりである。本学が定めたカリキュラム・ポリシーに基づき 2 領域 4 科目群から編成されている。2 領域とは、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵等を身につけるための「総合基礎領域」と、質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につけるための「総合専門領域」である。

さらに、「総合専門領域」は、「幼児教育基礎科目群」、「幼児教育応用科目群」、「幼児教育関連科目群」、「幼児教育発展科目群」の 4 科目群に系統化されて、学生の能力・適性・進路に対応した教育課程となっている。学生が幼稚園教諭 1 種免許状・保育士資格の取得を主たる学修の柱にしながらも、自分自身の身につけたい専門性と進路に合わせて授業科目を選択し、意欲的に学修活動に取り組めるように工夫されている。全体としては、4 年間の必修ゼミや原理を学ぶ講義科目、少人数の演習科目、体験的・実習的な科目、フィールドワークを伴う科目等を効果的に配置している。科目は、卒業必修科目、選択必修科目、選択科目の 3 種類に分けられている。なお、教育課程の編成方針、編成方法等については、大学設置基準を遵守している。

■シラバスの適切な整備

シラバスの執筆に当たっては、本学における教育の一層の充実を図るため、作成に関わる留意事項をまとめ専任教員、非常勤講師ともに周知の上進めている。シラバスは学生が主体的・計画的に学修していくための重要な情報であり、各教員には前年度の授業を総括し、各授業の一層の改善を図るとともに学生の学びの意欲向上に役立つよう記載を心がけるよう事前に伝え、さらに教務委員会において内容を確認後、必要に応じては修正を依頼している。

なお、中央教育審議会(平成 20 年 12 月 24 日)「学士課程教育の構築に向けて」に示されたシラバスに明記すべき事柄について十分に周知を図った上で、内容改善に向けた努力が一段と重要になっていることを教職員間で共有している。

- ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確にすること
- ・準備学習の内容を具体的に指示すること
- ・成績評価の方法・基準を明示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらないようにすること

以上の要領に基づき全科目についてシラバスを整備し、学生ポータルを通して学生に周知している。【資料 3-2-4】

■単位上限制度の導入

本学では適切な学修時間を確保するために「単位上限制度」(CAP 制)を導入している。基本的には、学期ごとに履修登録が可能な単位数の合計の上限を原則 20 単位としている。しかし、直前の学期における GPA によっては、履修単位数の上限を設けている。即ち、GPA が 2.0 未満は 18 単位、2.0 以上 3.0 未満は 20 単位、3.0 以上 3.5 未満は 22 単位、3.5 以上は 24 単位としている。【資料 3-2-5】

表 3-2-1 授業科目の構成

領域	目的	科目群	内容・主な科目
総合基礎領域	建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につける		建学の精神に関わる科目、人間と社会に関わる科目、外国語コミュニケーションに関わる科目、情報に関わる科目 「宝仙の歴史」「宝仙の教育」「仏教概論(歴史)」「人間形成論」「異文化理解」「健康スポーツ理論」「健康スポーツ実技」「英語(初級)」「英語(中級)」「情報処理演習(基礎)」「情報処理演習(応用)」「基礎ゼミ(学問への誘い)」「基礎ゼミ(学問に触れる)」等
総合専門領域	質の高い保育者として必要な知識・技法を幅広く身につける	幼児教育基礎科目群	幼児教育・保育に関わるすべての大人が備えるべき素養を養う科目 「教育原理」「教職・保育職概論」「発達心理学」等
		幼児教育応用科目群	幼稚園教諭という専門的職業人養成に必要な知識・技法を習得する科目 「保育内容総論」「音楽と表現Ⅰ」「造形と表現」「身体と表現」「保育方法論」等
		幼児教育関連科目群	保育士という専門職業人養成に必要な知識・技法を習得する科目 「保育原理(意義と本質)」「社会的養護Ⅰ」「乳児保育Ⅰ」「子育て支援論」「リトミック」「ムーブメント」等
		幼児教育発展科目群	幼児教育応用科目群および幼児教育発展科目群の内容を体験的に検証し、実践的能力を習得する科目 「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)」「教育実習」「保育・教職実践演習(幼)」等

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-4】シラバス作成について

【資料 3-2-5】授業ハンドブック 2020・p. 27 【資料 F-5】と同じ

3-2-④ 教養教育の実施

本学は、学則第 1 章総則で明示しているとおり、「社会の発展に貢献し得る教養ある職業人を育成すること」を目的としており、学修の基礎となる教養教育として「総合基礎領域」科目を設置している。表 3-2-1 のとおり、基礎領域の科目は、建学の精神を理解し、大学生として必要とされる基礎的な技法、情報化社会に対応できる能力、様々な問題を考えるための教養、体験や経験に基づく知恵などを身につけることを目的とし、人間と社会に関する科目、外国語コミュニケーションに関する科目、情報に関する科目、基礎ゼミ科目によって構成され、幼児教育・保育者として必要な素養を養うことを前提として構成されている。

具体的には、「英語(初級)」、「英語(中級)」、「基礎韓国語(入門)」、「基礎韓国語(初級)」、「英語コミュニケーション(初級)」、「英語コミュニケーション(中級)」の語学系、「情報処理演習(基礎)」、「情報処理演習(応用)」「暮らしの中のコンピュータ」の情報系、「健康スポーツ理論」、「健康スポーツ実技」の体育系の科目がある。さらに本学の特色ともなる現

代社会に必須な科目やグローバルで多様な科目等が用意されている。「宝仙の歴史」、「宝仙の教育」、「日本国憲法」、「異文化理解」、「現代の倫理と宗教」、「仏教概論(歴史)」、「仏教概論(思想)」、「生と死を考える」、「こどもと親のストレスマネジメント」、「職業と社会」、「人間形成論」、「食育と現代社会」、「現代女性論」、「地球と環境」等である。

さらに、1年次から始まる少人数制のゼミナールは、「基礎ゼミ(学問への誘い)」、「基礎ゼミ(学問に触れる)」がある。これは、2年次以降に続くゼミナール「保育実践演習Ⅰ」、「保育実践演習Ⅱ」、「専門研究ゼミⅠ(購読と発表)」、「専門研究ゼミⅠ(調査と発表)」、「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の基礎)」、「専門研究ゼミⅡ(卒業研究の完成)」へと継続されるものである。基礎ゼミ教育には、初年次教育、大学生としての学修スキルおよび基礎的能力の向上、コミュニケーション力の鍛錬など、多層な教育目的も含まれており、ここでの教養科目の修得はその後の学修を進める上で、極めて重要な役割を担っている。

【資料 3-2-6、3-2-7】





【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 授業ハンドブック 2020・pp. 9-11 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-2-7】 シラバス 【資料 F-12】 と同じ

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、「実践的カリキュラムの充実」「本学独自の表現教育」「グローバル化に対応する教育力」「ゼミナール」を柱として授業を進めている。

 <p>実践的カリキュラムの充実</p> <p>「保育の現場を知る」および「実習」を中心とした本学ならではの充実したカリキュラムで、実践力を養います。</p>	 <p>本学独自の表現教育</p> <p>音楽、造形、身体という多様な表現教育により、「表現する力」「遊ぶ力」「コミュニケーションする力」を育成します。</p>	 <p>グローバル化に対応する教育力</p> <p>保育英語、ICT活用など現代社会に向きあう広い視野をもった保育者の育成をめざした教育を行います。</p>	 <p>ゼミナール</p> <p>考える力を磨き、教育・保育の課題と向きあう、少人数制のゼミが1年次からスタートします。</p>
---	--	--	--

『2020年大学案内』 p5より転載

■実践的なカリキュラムの充実

「保育の現場を知る」ならびに「保育実習」・「教育実習」を中心とした充実したカリキュラムで、確かな実践力を養っている。具体的には、表3-2-2の流れで進行する。「保育の現場を知る」は1年次からスタートする本学独自の実践的カリキュラムであり、保育実習・教育実習への導入として位置づけられている。その中で実施される体験学習は、大学と隣接する宝仙学園幼稚園および保育所、各種施設で、1・2年次の各学期、計4回にわたり実施される。

「保育実習(保育所・施設)」と「教育実習(幼稚園)」は、免許・資格取得に関わる保育者として多彩な実践力を身につける実習カリキュラムであり、大学キャンパスに幼稚園が隣接するという理想的な環境のもとさまざまな実習を行い、理論と実践を結びつけてい

る。4年次の教育実習(幼稚園)は4週間としている。学生たちは、幼稚園や保育所、児童養護施設など、多彩な施設での実習により、幼児教育・保育の実践力を獲得していく。また、学生一人ひとりの実習を充実したものにするために、実習指導室には実習指導スタッフ2名が常駐し、実習準備のアドバイス、実習に対する不安や悩みの相談、健康管理にいたるまできめ細かく学生の相談に応じサポートしている。実習中にはホットライン(24時間電話)も開設している。また、実習訪問指導には本学の全専任教員が関わり指導体制を整えている。

表3-2-2「保育の現場を知る」「保育実習」「教育実習」のスケジュール

1年次		2年次		3年次		4年次	
保育の現場を知る				保育実習・教育実習			
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
体験学習Ⅰ	体験学習Ⅱ	体験学習Ⅰ	体験学習Ⅱ	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ	教育実習	

■ 本学独自の表現教育

本学は以前より表現教育に力を入れており、音楽、造形、身体表現という多様な表現教育により、「表現する力」「遊ぶ力」「コミュニケーションする力」を育成している。カリキュラムについては、音楽や造形、健康スポーツ理論や実技の科目を多く設定している。

音楽科目では、学内の全教室にピアノを設置されており、また、4つのピアノレッスン室にはそれぞれ約10台の電子ピアノが置かれ、学生たちはいつでもヘッドホンを用いて練習ができる環境が整っている。1年次には「音楽と表現Ⅰ」、「音楽実技Ⅰ」、2年次は「音楽と表現Ⅱ」、「音楽実技Ⅱ」、3年次は「歌遊び」、「音楽遊び」、「リトミック」、4年次は「歌遊び」、「リトミック」が履修できる。

造形関係では、「造形と表現」、「保育内容の指導法Ⅱ」、身体表現関係では「身体と表現」、「保育内容(表現)」、身体運動では「健康スポーツ実技」、「ムーブメント」が設定されている。

■ グローバル化に対応する教育力

国際化社会の対応するために、「英語(初級)」、「英語(中級)」、「英語コミュニケーション(初級)」、「英語コミュニケーション(中級)」、「実践英語(初級)」、「実践英語(上級)」、「基礎韓国語(入門)」、「基礎韓国語(初級)」、「韓国語コミュニケーション(入門)」、「韓国語コミュニケーション(初級)」、「こども英語教育法」、「異文化理解」の授業を設定している。さらに、課外プログラムをオーストラリアの教育センター及び幼稚園で実施し(8日間)、ホームステイの経験や現地のこどもたちとの英語によるコミュニケーションを通して体験を広げている。

また、本学独自の「異文化・国際理解マイスター」では、「英語コミュニケーション(中級)」又は「韓国語コミュニケーション(初級)」ならびに「異文化理解」、「実践英語(上

級)」および「こども英語教育法」の単位を修得して上記4単位の平均GPAが2.5以上であることと、課外プログラム(国外)に参加していることを条件として本学独自の「異文化・国際理解マイスター」の授与を行っている。

■ゼミナール

少人数制のゼミナールは、1年次からスタートし4年次まで各学年で毎年実施している。1年次の「基礎ゼミ」では、大学における学びの方法を身につけることで、主体的な学習の基盤を作る。それをベースに、2年次「保育実践演習」では、将来、幼児教育、保育職に就くことへの自覚を持つとともに、保育や子どもを取り巻く今日的な課題を総合的に捉えていく。3年次「専門研究ゼミⅠ」では、卒業研究を念頭において、各学生が幼児教育や保育に対する自己の研究テーマを探る。そして、4年次「専門研究ゼミⅡ」では、大学の学びの集大成である卒業研究に取り組む。卒業研究は、卒業後の教育研究活動や職業の萌芽ともなるものである。その上で、大学行事として卒業研究発表会を行う他、全員分の論文要旨を1冊にまとめ配布している。

■少人数制による教育の徹底

実際の教育にあたっては、授業における細やかな指導と教育効果の向上を目的として、少人数制によるクラス編成を実施している(表 3-2-3)。演習科目は学年毎に3分割クラスを基本とし、「音楽と表現Ⅰ」等は12分割クラスとしている。

ゼミナールは、1年次、2年次の必修基礎ゼミは8分割、3年次、4年次の必修専門ゼミは9分割、7分割編成とした。1、2年次は学生の交流を考えて大学側がゼミ編成を行い、3年次からの専門ゼミは専門テーマにしたがって学生から希望を募った上で編成している。クラス配置に関する学生への周知は、オリエンテーション、学生ポータル(時間割)等で徹底している。【資料 3-2-8】

表 3-2-3 少人数制授業の内訳

	音楽と表現 Ⅰ・Ⅱ (ピアノ等)	複数の 演習 科目	表現系科目			ゼミ	
			音楽	造形	身体	1・2年ゼミ	3・4年ゼミ
クラス編成	12分割	3分割	3分割	3分割	3分割	8分割	7~9分割
1クラスの 人数	7~8名	33名程度				12~13名	4~19名

※1学年定員100名、演習科目は3班に分けて実施している。

■その他の全学的取組

以上の科目に限らず、各授業担当教員は参加型のアクティブ・ラーニングを心がけ、グループディスカッション、グループワーク、発表、プレゼンテーション、フィールドワークなどを積極的に取り入れ実践している。ICTを活用した現代社会に合った広い視野をもつ保育者を育てるためにCALL教室(前掲)における授業も展開している。

また、「こども教育 HOSEN WAY」の40のプロジェクトには「お互いの考えや意見を尊重

し合う授業の徹底」「実践に必要な知識や技術を段階的に伝えるステップアップ指導」「学生とともに考えつくりあげる授業」「一人ひとりに丁寧な個別指導の徹底」等が盛り込まれ、各プロジェクトの目的にしたがい授業担当者がPDCAサイクルで実践している。さらに、全専任教員が提出する「目標挑戦シート」(4月末、9月末、3月末に提出)には、こども教育HOSEN WAYプロジェクトへの取組状況について記入する欄を設け、各教員が自覚をもって推進するように仕組みを整えた。

加えて、授業内容やその方法の工夫のために、教務委員会による教育課程の体系的な議論、教職課程・保育士養成課程委員会における教育課程の検討、FD委員会による授業アンケートとその分析、公開授業による教員間の研鑽及びFD研修会など様々な角度から検討し改善に努めている。

教務関係の重要事項は、大学運営会議と連携を図りながら、教授会において審議・協議される。このようなカリキュラムの体系的編成と教授方法の工夫により、「豊かな教養及び幅広い専門知識を有する職業人を育成すること」(学則第7条第2項)に取り組んでいる。

【資料 3-2-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-8】ゼミ等クラス編成 【資料 2-5-6】と同じ

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

将来、幼児教育ならびに保育を担う者には、教育力の向上と発達支援及び保護者支援という役割に加えて、地域社会との協力や、多文化共生社会への柔軟な対応力等が求められる。そのためには、これまで以上に初年次教育の充実に加えて各授業の充実等を図り、豊かな教養と総合的判断力を培い、高い倫理観をもった人間性を涵養するよう配慮する必要がある。

これらを実現するために、まずは本学の特長である全学年におけるゼミ体制をより充実させる方針である。本学は、全専任教員が、1年次か2年次の基礎固めの時期のゼミと、3年次か4年次の専門ゼミの両方を担当する仕組みを整えた。これにより、学年毎のゼミ担当教員間の交流や情報交換が活性化された。教員の情報交換の機会やFD研修会等を増設し、教授方法や学生対応についても相互支援や相互研鑽を行う他、公開授業をさらに活性化してさらなる授業力アップにもつなげていく必要がある。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを通して、本学が育成を目指す人物像は、「専門的知識・技術を習得し、高次な倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材」である。本学は、この人物像育成に向け、卒業までに身につける能力として、ディプロマ・ポリシーに次のように定めている。「1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる」、「2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる」、「3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる」。

上記の人材養成をめぐる学修成果の点検・評価をするにあたり、日頃より大学運営会議、教授会、また、各学年ゼミ担当者(アドバイザー)会議、各委員会が中心となって、厳正・公正かつ適切な学修評価が行われている。また、その客観性については、IR委員会が点検することに努めている。さらに、外部性・客観性という観点からは、実習先(保育実習・教育実習)からの学生への外部評価も活用している。これら複数の方法で、学生の修学到達状況を多面的・総合的に評価することにより、教育の質の向上と保証に取り組んでいる。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行う際には、以下の取り組みや、調査等を通して得られた結果を活用している。

■成績評価による学修成果の点検・評価

各科目の成績に関しては、シラバスに即した厳正な成績評価が実施されている。授業科目の評価標記は表 3-3-1 の通りである。教員別の成績評価の分布や平均値(GPA)が突出して低い科目や高い科目の有無、また、F評価(不可)が多い科目等については、その背景要因や授業の様子について教務委員会が中心となって確認を行っている。

学生個人の成績評価は、授業期間終了後に学内ポータルで学生個人に開示され、確認される。評価に疑問を持った場合は、所定の期間に「成績評価質問票」を提出し、教員からの回答をポータルサイト上で確認できる。

また、GPAを卒業判定や教育実習・保育実習の受講、次学期の履修登録単位数の上限値、ゼミ決定の際の選考等に活用している。また、GPAが2.0未満の学生にはアドバイザーが個人面談を行い、学修状況の聞き取りと指導を行っている。

卒業認定については、学則や学位規則、履修規程の他に、4年以上在籍し、卒業に必要な126単位以上を修得し、累積GPA1.5以上を修得することを卒業要件としている。

さらに、学生の学修状況については、毎月の教務委員会、及び各学年のアドバイザー会議(ゼミ担当者会)、また教授会前の学生に関する情報交換会で意見交換が活発になされ、教職員間の協働や指導の改善方法についてもかなり踏み込んだ議論が展開されている。

【資料 3-3-1～3-3-3】

表 3-3-1 成績評価標記

評価標記	評価	合 否	Grade Point
S	100点～90点	合 格	4
A	89点～80点	合 格	3
B	79点～70点	合 格	2
C	69点～60点	合 格	1
F	59点以下、または、 単位認定を受ける資格なし	不 合 格	0

■学生による授業アンケートによる学修成果の点検・評価

全学年全科目について、FD委員会が主体となって学生による授業アンケートを実施している。本アンケートは16項目及び自由記述項目から構成され5件法で実施されている。その結果は、「強くそう思う」-「全くそう思わない」の順に5-1点の重み付けをしている。

教育効果に関する全体的な評価、「①この授業に関連する内容への関心が深まった」、「②この授業を受けて満足している」は、令和元(2019)年度春学期①4.21、②4.22、秋学期①4.33、②4.34であり、目標としている4.0を上回ることができた。各科目担当教員は、これらの平均値を参照しつつ、自己評価を行い、授業評価結果にコメントを記入するよう運用している。コメント欄は、次の4項目で構成されている。「1. 前回のコメント(改善策)を踏まえて、今回の授業ではどのような点を心がけましたか、あるいはどのような工夫を試みましたか」、「2. アンケート結果に関する担当者のご見解をご記入ください」、「3. ディプロマ・ポリシーに沿って授業を展開しましたか」、「4. 今後の授業展開について、改善策をご検討の上ご記入ください」。

授業アンケートの回答率は、令和元(2019)年度春学期は、講義系科目91%、実技・演習系科目93%、令和元(2019)年度秋学期は、講義系科目87.9%、実技・演習系科目89.3%で、例年高率を維持している。また、教員からのコメント回収率は100%であった。【資料3-3-4】

■免許資格取得状況及び就職率による学修成果の点検・評価

本学は保育者養成大学である。幼稚園教諭I種免許状と保育士資格の両方の取得率(取得者数/卒業者数)について、平成25(2013)年3月-令和2(2020)年3月卒業の全8期分をIR委員会で検証した結果、直近3期ではいずれも取得率が80%を上回り、高水準を維持していた。

また、就職に関しては、就職希望者の内定率は令和元(2019)年度100%であり、特に公務員としての就職率(社会福祉事業団含む)が近年増えており、令和2(2020)3月卒業生では19.1%に達していた。さらに、資格を活かした就職に関しては、民間の全国誌に、幼稚園教諭就職率全国第1位、保育士就職率全国第2位として掲載されるなど、高い就職率を維持することができた。【資料3-3-5、3-3-6】

■履修カルテ(ポートフォリオ)による学修成果の点検・評価

4年間の学びを確実なものとするために、「履修カルテ」(ポートフォリオ)を導入し、当該年度の学修状況について各学生に振り返りをさせコメントを記入させている。

それに基づき各ゼミ担当教員(アドバイザー)が所見を書き、フィードバックを行っている。その履修カルテは、ポートフォリオとして卒業時に各学生に渡している。【資料 3-3-7】

■各委員会が実施する調査を通しての学修成果の点検・評価

上記以外の学修成果をアセスメントする機会や調査として、次のものが実施され、点検・評価され、大学運営会議や教授会に報告されている。【資料 3-3-8～3-3-11】

- ・授業アンケートに基づく学生と教員との意見交換会
- ・学生生活満足度調査
- ・研究環境満足度調査
- ・キャリアサポートアンケート

■目標挑戦シートによる総合的な学修成果の点検・評価

各教員は、年3回(4月、9月、3月末)にわたり「目標挑戦シート」を提出する。このシートは、各教員の研究・教育活動を記入する構成となっており、日頃の教育活動については、次の4項目について記入するよう設定されている。前年度あるいは前学期の教育活動を振り返った上で記載し、それに基づいて、学長・学部長による面談を年2回実施し、授業改善を求めるべき点については指導を行っている。【資料 3-3-12】

- ・授業の取り組み・授業方法の工夫
- ・学生による授業評価への対応
- ・新課程授業科目に対する取組
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえて注力する取組

■実習による学修成果の点検・評価

本学は保育者養成大学であり、複数回の保育実習や教育実習において、その知識・技能、意欲・態度について客観的な外部評価を受ける機会も多い。その評価観点は、表 3-3-2 に示した通りである。

本学がディプロマ・ポリシーに掲げる、「専門的知識・技術を習得し、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成」の目標達成状況を測るための重要な指標として、実習の評価を学修成果の点検・評価に利用している。これらの実習の機会を通して、学生は実習前より課題解決能力やコミュニケーション能力等、実践的な能力を身につけ、実習終了後は、各実習先の指導担当者から、実習に臨む態度や姿勢をはじめ、知識や技能等について客観的な評価を受ける。このため、学生の実践的な能力の習熟度を確認するにあたり、実習科目が重要な位置を占めている。

本学の実習・体験学習は1年次春学期より必修科目として体系的に組み込まれており、入学後早い時期から実習体験を通して学内外の評価を受け、自分の実習体験を振り返り、事前事後学習を通してどのような知識や態度が身についたのか、足りないものは何かを振り返る機会が段階的に用意されている。

また、各実習の訪問指導には、専任教員全員が関わり、実習前面談から始まり、実習中の様子を訪問指導記録に記載する。このように学生の様子を学内全体で共有しながら進めている。【資料 3-3-13】

保育実習・教育実習を通しての学修成果の点検・評価方法

教育実習・保育実習の各実習については、「自己課題(実習事前指導)」→「実習」→「実習の振り返りと評価(実習事後指導)」→「次の実習に向けての自己課題の明確化」という流れの中に位置づけている。このプロセスを繰り返す中で、学生が実践力を養うことができるように実習全体を組み立てている。

保育実習・教育実習に関する評価については、実習施設側が学生の実習全体をどのように評価するかという「外部評価の視点」と、学生自身の自己評価を含む学内における「内部評価の視点」の双方が重要である。本学においては、外部評価と内部評価により学修効果を客観的に評価できる体制を整えている。

◎実習施設における評価(外部評価)について

実習施設における評価は、基本的に実習指導の担当教員・職員等による評価が行われ、その評価をもとに施設長が総合的に判断するという形態がとられる。評価には、実習期間の中間で行われる「中間評価」と実習終了後に行われる「最終評価」がある。

「中間評価」では、実習期間の半ばの時点における学生の状況の評価を、実習施設の指導担当教員・職員から、本学の訪問指導担当教員が聞き取り、学生を指導することにより、後半の課題を学生自身が明確にできるようにしている。また、「最終評価」については実習施設の指導担当の教員・職員による日々の評価を踏まえて、施設長による総合評価が行われる。

○教育実習・保育実習の評価基準と評定

実習評価の基準は、学生が、実習生としての自らの意欲や態度、知識や技能を実習施設の教員・職員による視点から客観的に知ることを目的として作成している。

学生が実習時点での自らの力量「何ができていて、何ができていないのか」を知るためには、現場において保育者に求められる資質や能力という点からの評価を得ることが重要であり、それが自己課題の明確化や学習意欲につながっている。【資料 3-3-14～3-3-17】

① 評価票の構成

<教育実習>：幼稚園教諭一種免許状取得に関わる実習

「教育者としての資質(意欲・態度)」、「環境・指導技術」、「部分・責任実習の指導計画と評価」、「記録」の4つの項目を設定している。本学の教育実習は、保育実習をすべて終了した後の4年次に4週間行われるため、実践に求められる資質と能力に関する評価内容と評価基準となっている。

<保育実習>：保育士資格取得に関わる実習

「意欲・態度」と「知識・技能」の2つの大きな項目を設けている。「意欲・態度」については、「意欲」、「責任感」、「探求心」、「協調性」の4つの下位項目を設けている。

「知識・技能」の項目については、保育実習Ⅰ(保育所等)、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲごとの評価内容と評価基準を定めている。これにより、在学期間の

中で4回の保育実習体験を重ねることにより、段階的に保育者に必要となる知識・技能が習得できるようにしている。

② 評定

評定については、教育実習・保育実習ともに、「実習生として秀でているレベルに達した(S)」から「実習生として目標に達していない(D)」の5段階としている。(表 3-3-2)

◎学内における評価(内部評価について)

教育実習・保育実習の評価は、実習施設の評価のみで決定されるものではない。本学では、各実習において、実習施設による評価の他に、学生の自己課題の設定、実習への準備、遅刻・欠席等の実習状況、実習日誌、実習の振り返り、自己評価等の項目について評価配分の基準を設け、最終的な実習評価を行っている。なお、これらの評価配分の基準は、実習前に学生に周知している。

内部評価において、本学の实習指導において重要視しているのは、学生自身が設定した自己課題に対する自己評価の実施と、実習施設からの評価を受けて自己の取り組みを相対化してとらえることである。各実習でこれらを実践に行っていくことで、学生の保育者になるものとしての自己を認識、評価し、次の実習への自己課題を明確化できるよう指導している。

<自己評価>

自己評価の方法は各実習で異なるが、学生自身が実習での取り組みや自己課題の達成状況に関する評価や、評価表の項目に即した評価を行っている。自己評価を行うことにより、学生は自己の実習を振り返って評価する視点を持つことができ、省察をするとともに、今後の課題を明確にして次の実習に向かうことが可能となっている。

<評価伝達面談の実施>

事後指導において、学生一人一人について評価伝達面談を実施している。これは、実習施設からの評価の概要を学生に伝達し、自己を相対的に評価するとともに、今後の課題を明確にすることを目的としている。実習施設からの評価が学生の自己評価よりも高い場合も低い場合もある。評価伝達面談では、評価のずれがあった項目について、学生が振り返りを行い、より正確に自己の現状と課題を理解することにより、次の実習への課題の明確化につながっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 授業ハンドブック 2020 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-3-2】 GP 及び GPA 分布表 2018

【資料 3-3-3】 GP 及び GPA 分布表 2019

【資料 3-3-4】 学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果
【資料 1-2-10】 と同じ

【資料 3-3-5】 教育職員免許状・保育士資格取得率一覧

【資料 3-3-6】 雑誌アエラ記事

【資料 3-3-7】 履修カルテ

【資料 3-3-8】 2019 年度 FD 活動報告書 【資料 2-2-3】 と同じ

【資料 3-3-9】 令和元(2019)年度こども学生教育宝仙大学 学生生活満足度調査報告
【資料 2-4-7】 と同じ

【資料 3-3-10】 2019 年度研究環境満足度調査(学生向け)

【資料 3-3-11】 令和元(2019)年度キャリアサポートアンケート結果(抜粋)
【資料 2-3-5】 と同じ

【資料 3-3-12】 目標挑戦シート

【資料 3-3-13】 実習ハンドブック 2019

【資料 3-3-14】 教育実習評価票

【資料 3-3-15】 保育実習Ⅰ(保育所・施設)評価票

【資料 3-3-16】 保育実習Ⅱ評価票

【資料 3-3-17】 保育実習Ⅲ評価票

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

＜科目レベルにおける学修成果の点検・評価結果のフィードバック＞

各教員は、成績分布や学生による授業アンケートの結果を通して、担当科目の振り返りを行っている。成績分布により学生の学修達成度を理解し、次年度に向けた指導方法の改善や授業計画に反映させている。学生からの自由記述内容は率直な内容が多く、具体的な授業改善につながることが多い。このアンケート結果については、科目毎のデータ及び各教員のコメント、また、学部長が全体の傾向分析した内容を加えて、冊子『2019 年度春学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果』、『2019 年度秋学期学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果』にまとめ、専任教員に回覧し、また、図書館にて非常勤教職員、学生等誰でも閲覧できるよう設置している。さらにこのことは、ポータルを通じて全学生に周知している。

また、アンケート結果の評価点が低く、学生から気掛かりな自由記述が複数みられた場合には、教務委員長が科目担当教員と面談を行い、その原因を探るとともに授業改善を求めている。これは、非常勤講師に対しても同じである。【資料 3-3-4】

＜学部レベルにおける学修成果の点検・評価結果のフィードバック＞

■卒業、資格免許取得率、就職率による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

卒業単位取得者数、幼稚園 1 種免許状、保育士の取得者数、就職率と内訳、公務員採用者数、本学独自のマイスター認定者数は、教務委員会をはじめとする各担当箇所より報告されるデータを学部内で共有している。これらの達成度については良好な結果を維持しており、学修成果を示す情報として、学生、保証人に伝達することはもとより、オープンキャンパスや大学説明等でも伝達に努めている。また、大学時代の学修の成果を後輩に伝えるために、学内におけるキャリア研修やオープンキャンパスにおいて、卒業生による講話なども取り入れている。さらに、こういった卒業生の声を、教員の指導法改善につなげている。

■履修カルテによる学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「履修カルテ」に、学生が記入したコメント内容に基づき、各ゼミ担当教員(アドバイザー)が所見を書いて学生にフィードバックを行うとともに、教員自らの学生指導に関する振り返りにも役立てている。この履修カルテは、卒業時に各学生に渡す形で運用し、卒業後も本学のディプロマ・ポリシーが定めるところの、専門的知識・技術を活用し、また、高次の倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人であるかについて、つねに振り返る機会として提供している。この履修カルテは、1年間の学修成果を見るものであり、その後の学生指導や学生支援に大いに参考になるものである。

【資料 3-3-7】

■目標挑戦シートに基づく面談による学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各教員の日頃の授業や教育活動については、年3回に亘り「目標挑戦シート」への記入を課し、それに基づいて、学長と学部長が年2回(春学期と秋学期)、個別面談を実施している。科目の評価点(GP)の分布が低い場合や、F評価(不可)の履修者が多かった場合には、その原因を探るとともに授業改善を促している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、どのような点に注力しているかについても明らかにしている。このような取組みのなかで、成績評価の分布や平均値(GPA)が前年度に低かった科目が、令和元(2019)年度には改善がみられた。このように、履修学生の学力や理解度を見極めながら、教育の質の向上の保証を図る機会を、年間を通じて設けている。

■保育実習・教育実習を通しての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

実習施設からの評価は、学生の自己評価よりも高い場合もあり、低い場合もある。また、日常の学内において、担当教員が当該学生に対して感じている評価とは異なるものが送られてくることもある。学生への評価伝達面談では、評価のずれがあった項目について、学生が振り返りを行い次の実習へ向かい課題の明確化につなげるが、これは同時に、指導する教員にとっても指導上さらに注力しなければならない点が見える機会となっている。このように、外部機関の評価から日頃の実習指導や事前事後指導のあり方に大きな知恵とヒントを得ることは多く、学修指導の改善につながっている。

また、この実習訪問指導には、専任教員全員が関わるという体制を継続しており、学生の技能や態度を高める自らの教育活動の改善につなげるためにも、現行の体制は非常に有意義である。

■各委員会が実施する調査を通しての学修成果の点検・評価のフィードバック

学部全体の各調査によるアセスメント結果に関しては、教務委員会、FD委員会、IR委員会等のデータや分析内容を受け、学長が学長室会議、大学運営会議、教授会等において共有し、意見を求め、必要に応じて改善策の検討を学部長や各委員長に指示している。また、基本的な集計データをホームページに公開するとともに、冊子等に編集して閲覧ができるように図書館等に設置し、大学として、学生、保証人、実習園、高校生など、関係するステークホルダーへの適切な情報開示に結び付けている。

表 3-3-2 保育実習評価票
保育実習 I (保育所) 評価票

実習生	第 2 学年	学籍番号		氏名			
施設名称				所長(園長)		印	
				指導担当者		印	
実習期間	2020 年 月 日() ~ 月 日() (休日除く合計 日間)						
勤務状況	出勤 日	欠勤 日	遅刻 回	早退 回			
項目	評価項目 (評価の内容・到達目標)	評価(実習終了時点で到達したレベルの□に✓をつけてください)					所見 (評価項目(評価の内容)における所見がございましたら記入願います)
		S 秀でたレベルに達した	A 優れたレベルに達した	B 目標レベルに達した	C 目標レベルに努力が必要	D 目標に達していない	
意欲・態度	意欲をもって行動する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	責任感をもって行動する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	探求心をもって行動する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	協調性をもって行動する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
知識・技能	乳幼児の発達を理解できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	乳幼児の発達に応じたかわりができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	乳幼児の心情を理解したかわりができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保育技術を身につけ、実践しようとする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指導計画を理解し、実践に結びつけることができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	日々の実習について日誌に適切に記録し、ふり返りできる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	実習課題の到達を見据えた実習ができる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	守秘義務など職業倫理を理解し、実践で配慮できる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己の今後の課題を明確にしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<総合所見>				総合評価 (該当するものに○をつけてください)	S : 実習生として秀でているレベルに達した A : 実習生として優れているレベルに達した B : 実習生として目標レベルに達した C : 実習生として保育士となる資質能力に努力が必要 D : 実習生として目標に達していない		

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

各教員が、学期や年間を通して、学習成果を点検・評価する機会を設けており、引き続き、各委員会を活用し、教育の質向上と質保証をつねに意識しながら、教員相互に努力していく。

授業評価アンケートの結果について、専任・非常勤講師を含めて、全教員が担当授業に対して振り返りと今後の対策についてコメントを記すことは継続が必要である。このような取り組みとFD研修等をうまく組み合わせながら、カリキュラムツリーを意識しながら授業力の向上を常に目指していく。

また、実習に関わる訪問指導や事前面接には全ての専任教員が関わっており、実習の成果についても全体で共有している。学生のなかには、何らかの事情や壁にぶつかって実習を中断し再挑戦する学生もいる。そのような時には学生とともに教員も辛い思いをするが、それは後から見ると学生にとって大きな成長の機会となることも多い。このようにさまざまな機会を通して、学生の知識、技術、態度について評価しながら、教職員が一丸となって支援を続けることが重要であると認識している。

今後は、就職先への調査など、地域や外部からの評価を受ける機会を計画し実施する必要がある。

【基準3の自己評価】

基準項目3-1から3-3までの自己判定に基づき、総合的に基準3を満たしている。

本学は、教育目標を達成するためにディプロマ・ポリシーを定め、それを実現するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、それらを身につけ全課程を修了した者に対して学位を授与している。単位認定、卒業認定等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳正に行われているとともに、創立時からGPA制度を導入し、学修指導に効果的に活用している。

学生の学修状況、資格取得状況・就職状況、学生の意識調査について、大学運営会議、教授会、各委員会で点検され、改善・向上を図っている。本学の教育課程を通して質の高い幼児教育・保育・児童福祉に携わる専門職を輩出し、高い就職率を継続していることから、本学の基礎領域と専門領域からなるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は保たれているといえる。

実際の教育にあたっては、学生に対する教育効果の向上を目的として、少人数教育によるクラス編成を実現し、学期ごとの履修登録単位上限数についても規定している。

また、「こども教育HOSEN WAY」のプロジェクトでは、「お互いの考えや意見を尊重し合う授業の徹底」、「実践に必要な知識や技術を段階的に伝えるステップアップ指導」、「学生とともに考えつくりあげる授業」、「一人ひとりに丁寧な個別指導の徹底」等が盛り込まれ、各プロジェクトの目的にしたがい授業担当者がPDCAサイクルで実践している。このプロジェクトの内容は、日頃から本学教員が心がけてきたことを自ら明文化したものである。さらに、全専任教員が学長・学部長に提出する「目標挑戦シート」には、こども教育HOSEN WAYプロジェクトへの取組について記入する欄を設け、各自が自覚をもって推進するよう仕組みを整えた。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は本学を統轄する(学則第 11 条)。また、本学の学長は、宝仙学園の理事・評議員であり、月毎に開催される火曜会、学内理事検討会等に参加し、学園内の幼稚園及び各学校との情報交換、意思疎通が行われている。学園全体として必要な報告事項及び審議事項は、定められた評議員会・理事会で承認・決定され、学長もそれに関する権限と責任を負っている。【資料 4-1-1】

本学内の重要な事項に関しては、大学運営会議で審議し、学長はその議長となってリーダーシップを発揮している。また、平成 25(2013)年度より、学長がより適切なリーダーシップを発揮できるように学長直属の諮問機関として「学長室会議」が設置されており、次の任務を遂行している。メンバーは、学長、学部長、教務委員長、事務部長により構成されている。

学長室会議の主な目的は次のとおりである。

- (1) 緊急の案件に学長が迅速に対処できるよう助言すること
- (2) 本学の将来構想について検討すること
- (3) 大学運営会議に諮る議題を整理すること

また、学内の委員会組織としては、学長直属として大学運営会議、学長室会議、大学改革推進本部、IR 委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会、外部評価委員会、学術研究倫理委員会、図書館を設置している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 こども教育宝仙大学学則・第 11 条 【資料 F-3】 と同じ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の重要事項を審議するために、大学運営会議を設けている(学則第 17 条)。これは、本学の教育研究事項を主として審議する教授会の上位に位置づけられ、学園理事会との意思疎通を円滑にするためでもある。

大学運営会議の審議事項は、次のとおりである(学則第 17 条)。【資料 4-1-2】

- (1) 大学運営に必要な連絡調整に関する事
- (2) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事
- (3) 学部、学科その他重要な組織、施設等の設置および改廃に関する事
- (4) 教員人事に関する事
- (5) 教育研究活動の点検・評価に関する事
- (6) 学生の定員に関する事
- (7) その他理事長および学長の諮問事項に関する事

大学運営会議は、学長、学部長、教務委員長、学生厚生委員長、図書館長、事務部長、および学長が指名する教職員で構成され、学長が議長となる。

さらに、大学運営会議の具体的な運営に関しては、「こども教育宝仙大学運営会議運営規程」(以下「大学運営会議運営規程」という)が定められている。【資料 4-1-3】

なお、学長の諮問機関としての学長室会議において、大学運営会議に諮る議題を事前に整理し付議している。

こども教育学部に、教授会が置かれている(学則第 18 条)。

教授会は、学長が次に掲げる事項の決定するに際し、意見を述べることになっている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事
- (2) 学位の授与に関する事

また、教授会は、次の事項について審議し、意見を述べることができる。

- (1) 学部運営に関する重要な規則等の制定及び改廃に関する事
- (2) 学部、学科その他の組織、施設等の設置及び改廃に係る基本的事項に関する事
- (3) 教育課程の編成、授業及び行事に関する事
- (4) 学生の指導、厚生、賞罰及び身分に関する事
- (5) 以上のほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる事ができる

教授会は、学長、学部長、教授、准教授、専任講師および助教で構成され、学部長が議長となる。教授会の運営に関しては学則第 18 条および「こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程」(以下「教授会運営規程」という。)が、定められている。【資料 4-1-4】

日常的な業務に関しては、学部長直属の委員会として、教務委員会(教職課程・保育士養成課程員会)、学生厚生委員会(学生相談室運営委員会、ハラスメント防止委員会、障がい学生支援委員会)、実習委員会(教育実習・保育実習)、研究委員会、図書館委員会が設置されている。各委員会は、必要に応じて審議の結果について、大学運営会議又は教授会に付議し、報告若しくは承認の手続きをとっている。

なお、本学学生の賞罰に関しては、学則第 13 章に定められており(学則第 72 条～第 74 条)、次のとおり賞罰を決定している。

表彰については、人物、学業が優秀な者又は他の模範となる行為をした者を表彰することができると定められており、学長が教授会及び大学運営会議の議を経て表彰する。

懲戒については、本学学生の本分に反する行為があった者を懲戒するとしており、学長が教授会及び大学運営会議の議を経て懲戒する。なお、校有物を毀損し、又は亡失したときは、現金又は現品をもって賠償させることとしているが、毀損、亡失等の情状により懲戒することもある。

懲戒は訓告、停学及び退学としている。なお退学については、次のいずれかに該当する学生に対して行うと定めている。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席不良の者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

【エビデンス・資料編】

【資料 4-1-2】 こども教育宝仙大学学則・第 17 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-3】 こども教育宝仙大学運営会議運営規程

【資料 4-1-4】 こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学は、「学校法人宝仙学園事務規則」により事務組織、職制、職務及び教学を除く必要事項を定めている。大学においては、事務部、入学センター及び IR 推進グループを置き、各担当における業務、役割を明確化し、業務を分掌している。

また、「宝仙学園教学組織規則」により、教学組織、職制及び職務について必要事項を定め、教務・学生課を中心として教学の適正かつ効率的な運用を図っている。

業務執行にあたっては、教職協働の観点から各種委員会については教員、事務職員両方で構成され学内の問題点や検討課題を共有し、解決・実施に向けともに対応している。大学運営会議や教授会といった重要な会議においても大学事務部長及び担当事務職員が必ず出席することとなっている。

さらに、個々の教員任せになりがちな講義の内容や教育方法は、学生が必要な学力や知識、技術を身に付けることができているかという観点から見直し、授業アンケート、公開授業及びゼミ担当者会議等を充実させることによって情報共有及び改善を図っている。

このように、教職協働による教学マネジメント体制の整備に努め、役割の明確化と教学マネジメントの機能性向上を推進している。【資料 4-1-5、4-1-6】

【エビデンス・資料編】

【資料 4-1-5】 宝仙学園教学組織規則

【資料 4-1-6】 宝仙学園事務組織規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長は本学を統轄しており、大学内においては、大学運営会議の議長となり、学長室会議を諮問機関としながら、大学運営について意思決定をしている。実際の運営面では、教授会、各種委員会等を設置し、教学面全体をマネジメントしている。また学長は、宝仙学

園の理事・評議員でもあり、学園内の理事会、評議員会、火曜会、学内理事検討会等の構成員となり、各会合での審議、報告、情報交換に携わっている。これらの活動の中で、教学マネジメントの改善・向上に努めている。

組織面では、平成 30(2018)年度に、大学改革・内部質保証を推進していく組織として大学改革推進本部、学生募集・入試を統轄する組織として入学センター、教育・研究、社会貢献をリードする組織としてこども教育研究センターを設置した。

今後とも、環境変化を把握しながら、活動、組織両面から教学マネジメントの改善・向上に努めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学では、令和 2(2020)年度、表 4-2-1 とおり大学設置基準を満たした教員を配置している。

表 4-2-1 専任教員および専任教授数(人)

設置基準上必要専任教員数	本学の専任教員数
17	18
設置基準上必要専任教授数	本学の専任教授数
9	9

教員の確保と配置にあたっては、専任教員だけではなく、非常勤講師も含めて、本学の教育目的、教育課程に適した人材を選任するように努めている。

教員に欠員が生じる場合、「こども教育宝仙大学教員審査委員会規定」(以下「教員審査委員会規定」という。)にもとづき、速やかに教員審査委員会を設置し、必要な処置を行うことになっている。【資料 4-2-1】

教員の採用は、教員審査委員会規定により、学部長による教員人事の発議を受けて、教員審査委員会が設置される。また、教員の退職等によって欠員が生じた場合は、補充人事を行い、授業や大学運営に支障を生ずることがないようにしている。

この審査委員会の下で書類審査および採用面接を行い、該当する教員候補の研究業績、教育力や人間性等を考慮し決定する。また、非常勤講師の採用にあたっては、この教員審査委員会の規定および運用に準じて行っている。

教員の昇任審査は、「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関

する審査基準」に基づいて実施されている。【資料 4-2-2】

教員評価は「宝仙学園人事評価制度実施規程」に基づき、目標挑戦シート、研究計画書および研究報告書を根拠とし、学長および学部長との個別面接により教育・研究の成果の確認が行われる。【資料 4-2-3～4-2-6】

教員審査委員会の構成は、教員審査委員会規定第 3 条に以下のように明記されている。

こども教育宝仙大学教員審査委員会規定第 3 条

第 3 条 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。 (1) 学長 (2) 学部長 (3) 教務委員長 (4) 審査の対象となる教員の専攻分野及び担当する授業科目の分野を専攻分野とする者又はその分野の近接分野を専攻分野とする者として大学運営会議が推薦するこども教育学部の専任教員1名

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】 こども教育宝仙大学教員審査委員会規定

【資料 4-2-2】 こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準

【資料 4-2-3】 宝仙学園人事評価制度実施規程

【資料 4-2-4】 目標挑戦シート 【資料 3-3-12】 と同じ

【資料 4-2-5】 研究計画書様式

【資料 4-2-6】 研究報告書様式

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD(Faculty Development)に関わる活動については、FD 委員会が学生による授業アンケート、FD 研修会、公開授業、授業研究会を柱として各委員会と連携をとりながら、教員の資質、能力向上に計画的に取り組んでいる。

■学生による授業評価と授業改善のためのアンケート

学生による授業アンケートは、大学開学以来、毎学期(春学期・秋学期)欠かさずを実施し、教員へ結果のフィードバックを行いながら集計結果を学期毎に公表してきた。既述のとおり、全体の傾向や共通の問題点を明らかにするために前年度との比較等も行っている。全体の授業アンケートの結果は、各教員にフィードバックされる他、全ての結果を冊子にして、図書館で学生が自由に閲覧できるようにしている。【資料 4-2-7】

■FD 研修会

FD 研修会については、建学の精神、教育実習・保育実習、カリキュラム、学修支援等をテーマとして毎年実施している。令和元(2019)年度は、以下の内容で実施した。

[第1回 FD 研修会]

テーマ：メディアリテラシー等について(講師：本学教員)

目的：本学が学生に提供している情報処理環境を教職員が共通理解する。

日時：令和元(2019)年6月19日(水) 4号館411教室(PC演習室)

概要：本学が学生に提供している情報処理環境を教職員に説明し、ITを用いた学修環境の改善に関する意見交換の契機となる情報を提供した。

[第2回 FD・SD 研修会]

テーマ：・ユニークな授業の取り組み(学修成果のフィードバック)

・Google Classroomを用いたe-learningについて(講師：本学教員)

日時：令和元(2019)年11月20日(水) 4号館411教室(PC演習室)

概要：アクティブ・ラーニングを用いた授業展開とフィードバックについて事例の紹介があった。また、e-learningでは、参加者には1人1台ずつパソコンが割り当てられ、各自が実際にGoogle Classroomを試行しながら研修が進められた。

■公開授業

開学以来毎年実施している。これまではFD委員会が公開対象の授業を決めて実施してきたが、今年度はより効果的な実施を目指して、事前アンケートによって見学希望授業を募り、それに基づいて12月に実施した。授業参観後には感想などコメントの提出がなされた。また、公開授業の期間については、学生にはポータルで予告した。

授業見学者から授業実施者へのコメントの提出があり、教員相互に刺激を受け研鑽の機会となった。次年度以降も継続予定である。

■授業研究会

複数の教員で同一授業を分割で担当しているものについて、担当教員が授業研究のための会合を持ちながら進めた。開催状況は、ゼミ担当者会議(1年ゼミ6回、2年ゼミ12回、3年ゼミ11回、4年ゼミ10回)、実習担当者会議(11回)、音楽科目担当者会議(3回)である。分担によって教授内容に偏りがでないよう授業内容や進め方の打合せを綿密に行い、また教材の共有や改善も行った。これらの活動内容は『FD活動報告書』にまとめ図書館にて閲覧できる形を採っている。【資料4-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-7】学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果

【資料1-2-10】と同じ

【資料4-2-8】2019年度FD活動報告書 【資料2-2-3】と同じ

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程に即した教員の採用においては、本学の教育事情に即して適切に行われている。

各教員に提出を求めている目標挑戦シート(年間3回)、研究計画書および研究報告書を根拠とし、学長および学部長との個別面接により教育・研究の成果確認を継続しながら向上に努める。

FDをはじめとする教育内容・方法等の工夫・開発と効果的な実践は、FD研修会や公開授業なども実施しながら、つねに改善に努める必要がある。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学職員としての運営能力や高等教育への関心と専門的資質・能力の向上を図るため、文部科学省・日本私立学校振興共済事業団・日本学生支援機構等が主催する各種研修会への参加を推奨している。また、平成28(2016)年度に「宝仙学園事務職員教育研修規程」を制定し組織的に取り組み、年間計画により職員を研修会等に派遣している。令和元(2019)年度の大学における取組は、学内においては11月にFD委員会と共催で本学教員2名による「ユニークな授業の取り組み(学習成果のFB)」を、3月には外部講師(株理経)による「データから業務を考える」をテーマにSD研修会を開催した。また、教学、学生支援、広報・学生募集及び学校会計等の担当職務理解や知識向上を図るため、外部団体で実施する以下のような研修会、協議会及びセミナー等を活用し個々のスキルの向上に努めた。

【資料4-3-1】

表4-3-1 令和元(2019)年度SD研修会等一覧

実施日	参加 研修会・説明会・協議会等	主 催
5月10日	私立大学職員新人研修会	学校経理研修会
5月20日	高等教育の修学支援新制度説明会	文部科学省
5月25日・26日	全国私立大学教職課程協会研究大会	全国私立大学教職課程協会
6月1日	幼稚園教諭養成校と私立幼稚園交流会	東京都私立幼稚園連合会
6月18日	大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会	文部科学省
6月29日	都内私立大学教職課程事務担当者懇談会	都内私立大学教職課程事務担当者懇談会
7月9日	アカデミック・リンク・セミナー	千葉大学
7月10日	令和元年度評価充実協議会	日本高等教育評価機構
7月18日	教育の質保証と学業成果の可視化セミナー	(株)日本ドリコム
7月30日	中堅社員パワーアップセミナー	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
8月19日	令和2年度センター試験担当者連絡協議会	文部科学省
8月29日・30日	私立大学図書館協会総会・研究大会	私立大学図書館協会

9月11日	令和2年度科学研究費補助金事務説明会	日本学術振興会・文部科学省
9月30日	学生教育研究災害傷害保険説明会	日本学生支援機構
10月24日	キャリアコンサルタント技能講習会	日本キャリア開発協会
10月11日	高等教育の修学支援新制度説明会	文部科学省
10月15日	日本学生支援機構奨学金業務説明会	日本学生支援機構
11月1日	キャンパスプラン・ユーザー研修会	(株)システムディ
11月12日・13日	第21回図書館総合展・ブレインテックユーザー研修会	(株)ブレインテック他
11月28日・29日	私立大学図書館協会東地区研修会	私立大学図書館協会
12月2日	キャリタスUCサービス勉強会	(株)ディスコ
12月6日	学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー	日本学生支援機構
12月25日	大学IR人材育成講習会	(株)理経

学園全体では、本部事務局で計画した外部団体主催の研修への参加のほかに、4月に新任者のための研修及び8月に仏教精神の理解を深めるため「長谷寺仏教研修」を開催し、建学の精神への理解を深めている。令和元(2019)年度は、管理職等を対象に「教職員のための情報セキュリティの基礎」講座を受講した。

これらのほか労働規則改正など時事の話題や運営上の課題を取り上げた学園内での研修会の開催など、資質・能力向上に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】宝仙学園事務職員教育研修規程

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学改革、教学及び学生対応等、今後も学務運営において職員には、より資質・能力の向上が求められている。職員の資質・能力については、研修等を通じて専門性の向上を図るとともに教学・運営面に積極的にかかわる環境を整えていく。

また、委員会活動等における教員と職員との協働関係を今後も継続し、充実した教職協働の実施体制を構築していくこととする。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

■教員研究室

専任教員は研究室が各1室割り当てられ、研究・教育に相応しい環境が整備されている。研究室のスペースは1室あたり約17㎡で、研究活動の場としてだけでなく、教員の打合せや学生への少人数グループ指導等にも活用している。各研究室には書棚、机、更衣ロッカー、キャビネットが標準装備され、研究・教育用のパソコンとレーザー・プリンターが各1台ずつ与えられている。施設設備の維持管理については、業者による清掃保全や定期点検、さらに職員による消耗品の補充等がなされ、教員の研究活動を支えている。

■共同の施設

実用的な研究活動を行う上ために、造形演習室、保育演習室、音楽演習室、体育館があり、また、教員同士の協議や会議に使用できる共同研究室等がある。

印刷室には、共同使用のコピー機(教員IDカード使用)、印刷機、紙折り機、裁断機、シュレッダーが設置されている。

施設設備の維持管理については、業者による清掃保全や定期点検、さらに職員による消耗品の補充等がなされ、教員の研究活動を支えている。

■研究委員会の活動

本学の学術研究活動を支援・推進するために、研究委員会が設置されている。当委員会は、新任教員の研究活動スタート支援や、科研費への応募を推奨のため、学内説明会を開催している。科学研究費助成事業の多様な公募情報、及びその他の外部の競争的資金等の公募情報は学内グループウェア「サイボウズ」上のファイル管理に集約することによって、情報にアクセスしやすくなるよう工夫している。本学の紀要や学術雑誌への論文投稿も奨励している。

また、研究者間の交流を促し、学外を含め共同・融合研究や産学連携など研究の活性化につなげるために、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の研究者総覧データベース(research map)に全専任教員が登録を済ませ、本学ホームページ教員紹介とリンクさせた。さらに、本学ホームページに「研究室だより」を設置して、毎月1回のコラムリレー形式での研究紹介を開始した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究委員会では、本学の学術研究倫理に関する規則を策定し、毎年「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「不正行為防止ガイドライン取組状況チェックリスト」と照らし合わせ、その都度規程類を見直し、必要に応じて改正してきた。【資料4-4-1~4-4-11】

また、学術研究倫理委員会と連携して教員と学生を対象にした研究倫理教育を行っている。

令和元(2019)年度には、新任専任教員はいなかったが、4月4日の非常勤講師ガイダンスにおいて、研究倫理教育を行った。また10月に2回行われた令和2(2020)年度科学研究費公募要領学内説明会において公募要領の解説とともに研究不正防止を目的とした学術研究倫理教育を行った。学生に対しては、新入生に対し4月3日に新入生オリエンテーショ

ンで研究倫理教育を行うとともに、1月に研究倫理 e-learning コースを受講するように促し、半数弱の者が修了した。また卒業研究を行っている4年生を対象に9月には学内のポータルシステムにより論文・レポートの作成ルールとして引用と参照の方法を例示し、捏造・改ざん・盗用の研究不正行為について意識啓発と注意喚起を行った。

科学研究費補助金の適正な執行を監査するために、本学には監査委員会が置かれているが、令和元(2019)年度には、3月に内部監査実施要領に基づいて1件の「特別監査」が行われ、研究費の適正な執行が確認された。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 こども教育宝仙大学学術研究倫理に係る規程

【資料 4-4-2】 こども教育宝仙大学における競争的資金等の運営・管理に関する内規

【資料 4-4-3】 こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内規

【資料 4-4-4】 こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱細則

【資料 4-4-5】 こども教育宝仙大学学術研究倫理委員会内規

【資料 4-4-6】 こども教育宝仙大学研究活動の不正行為への対応に関する規程

【資料 4-4-7】 こども教育宝仙大学監査委員会内規

【資料 4-4-8】 こども教育宝仙大学学術研究倫理ガイドライン—人間を対象とする研究の適切な運営について—

【資料 4-4-9】 こども教育宝仙大学における科学研究費補助金等の内部監査実施要領

【資料 4-4-10】 こども教育宝仙大学研究データ保存等に関するガイドライン

【資料 4-4-11】 こども教育宝仙大学競争的資金等に係る不正使用による取引停止の取扱要領

4-4-③ 研究活動への資源の配分

■研究費

研究費は専任教員に各年度配分されており、出張旅費は届出により支給される。専任教員は、年度初頭に、研究課題、研究目的及び実施計画、研究成果の公表方法とともに使用経費を記入した研究計画書を、また年度末には、研究成果等の公表とともに使用経費を記入した研究報告書を提出することが義務づけられており、研究費の使用計画と執行が適切になされているかを学部長・学長が確認している。研究費として支出できるものは、「消耗品費」、「消耗用図書」、「通信費」、「印刷製本費」、「諸会費支出」、「消耗品費支出」、「教育研究用機器備品支出」の勘定科目に区分されている。研究費によって購入された物品はすべて大学総務課によって検収が行われることになっており、不正防止に努めている。

【資料 4-4-12】

また、学生の研究活動を支援するための資源として、専門研究ゼミ毎にゼミ担当教員の管理の下に「ゼミ費」が配分され、支出にあたっては事務部企画課の検収をもって適正に執行されている。

■研究環境に関するアンケート調査

本学の研究環境が十分に整備されているか否かを点検するために、学生と教員を対象に満足度調査を行った。学生については、卒業研究を終えた4年生40名から回答を得た。令和(2019)年度末は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、アンケート調査予定の日時に学生が集合することができず、半分強の回答を得るのが限界であった。利用される研究施設は「パソコン演習室」、「図書館」が最も多く、続いて「宝仙コモンズ」が多い。学生の研究環境への満足度としては「非常に満足」から「普通」の範囲にあり、概ねそのニーズに応えるものとなっている。指導教員の対応については、回答者すべてより、「非常に満足」から「普通」の範囲にあり、回答者の7割以上が「満足」以上の回答をしていることから、きわめて満足度の高い研究指導体制を維持していると推定する。

一方、教員対象のアンケートは令和2(2020)年3月28日～31日の期間に実施し、17名からの回答を得た。本学教員のエフォートの割合は、教育と校務の比重が研究に比べてかなり高い結果となっている。研究費の満足度は高く、現状の均等配分への同意意見が殆どであった。研究室の環境はおおむね満足であるが、教育研究支援設備について、LAN環境等への改善の要望があった。【資料4-4-13、4-4-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-12】こども教育宝仙大学専任教員研究費内規

【資料4-4-13】2019年度研究環境満足度調査(学生向け) 【資料3-3-10】と同じ

【資料4-4-14】2019年度研究環境満足度調査(教員向け)

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

本学では、研究委員会が学術研究倫理委員会と連携して学内における研究倫理教育・コンプライアンス教育を推進してきたが、研究上の不正行為の防止を徹底するために、今後は教員に対する研究倫理教育のe-Learningの実施を検討していく。また、研究環境満足度調査の結果も踏まえ、LAN環境等の改善を進めていく。

【基準4の自己評価】

基準4-1から4-4までの自己判定に基づき、総合的に基準4を満たしている。本学は、小規模ながら大学設置基準に合った教員数と、資格関連の指定基準に即した教員を配置している。教員組織編成方針とその採用、任用、昇任については、規程に則り適正に運用される体制を整えている。

FD活動に関しては、「授業アンケート」「授業アンケートに基づく学生との意見交換会」「FD研修会」「公開授業」「授業研究会」の実施を中心に、FD委員会が各委員会と連携をとりながら、教員の資質・能力向上の取組を年間計画にしたがい実施している。

SD活動については、学外研修への参加及び時に学内FD研修と合同開催等も行いながら、計画的に職員の資質の向上と能力向上に取り組んでいる。

研究環境は、各教員には研究室が割り当てられ、研究費も各年度配分されている。年度当初に研究課題、研究目的や実施計画の提出が課せられ、年度末には報告が義務付けられており適正に執行されている。

研究倫理に関しては、学術研究倫理委員会が中心となって、各教員(非常勤講師含む)の研究倫理教育に力を入れている。また、学期毎に「目標挑戦シート」に基づく学長・学部長による教員面談が実施され、研究や授業への取組のヒアリングを行っている。大学紀要や学術雑誌への論文投稿も奨励している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人宝仙学園(以下「法人」という。)は、「学校法人宝仙学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)」第3条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に則り、仏教精神に従い幼児教育、普通教育、大学教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、そのうえで、学園を取り巻く社会情勢の変化を的確に読み取り、世の中のニーズや制度変革に機敏に対応することにより、教育機関としての社会的責任を果たすことを使命としている。その具現化のため、「宝仙学園基本指針並びに行動基準」を定め、各人が活動する際の基本的な基準を示している。【資料5-1-1、5-1-2】

理事、監事、評議員は寄附行為に基づき適正な手続きを経て選任されており、理事会、評議員会への出席状況は至って良好である。監事による会計監査、監事への経営報告、監査法人による会計監査も適切に行われている。【資料5-1-3】

組織の倫理・規律に関する規程として、「宝仙学園基本指針並びに行動基準」をはじめ、「宝仙学園教学組織規則」、「宝仙学園事務組織規則」、「宝仙学園公益通報者保護規定」、「宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程」、「宝仙学園情報システム管理規程」、「宝仙学園個人情報保護に関する規程」等を整備し、それぞれにおいて組織としての秩序を維持するための責務並びに行動基準を定め、教職員はその遵守に努めている。

【資料5-1-4～5-1-10】

また、「宝仙学園情報の公開及び開示に関する規則」に基づき法人は、法人及び学校の基本的情報、経営及び財務に関する情報、監査に関する情報、寄附行為、役員名簿、役員の報酬等の支給の基準等を公表し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等を備え置き、請求に応じて閲覧に供している。大学は学校教育法施行規則に基づき、教育研究活動上の基礎的情報、修学上の情報のほか、財務情報、校舎の耐震化率等を公表している。なお、私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更及び諸規則の制定・改廃については、適正な手続きを経て整備を進めてきた。【資料5-1-11、5-1-12】

上述のとおり、法人及び法人が設置する各学校および幼稚園(以下「各学校」という。)は関係諸法令並びに諸規則を遵守して社会的責任を果たし、広く情報を公表し、より信頼される学校法人の確立を目指して誠実な学校運営を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-1】学校法人宝仙学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

- 【資料5-1-2】宝仙学園基本方針並びに行動基準
- 【資料5-1-3】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」
- 【資料5-1-4】宝仙学園規則集(目次) 【資料F-9】と同じ
- 【資料5-1-5】宝仙学園教学組織規則 【資料4-1-5】と同じ
- 【資料5-1-6】宝仙学園事務組織規則 【資料4-1-6】と同じ
- 【資料5-1-7】宝仙学園公益通報者保護規定
- 【資料5-1-8】宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程
- 【資料5-1-9】宝仙学園情報システム管理規程
- 【資料5-1-10】宝仙学園個人情報の保護に関する規程
- 【資料5-1-11】宝仙学園情報の公開及び開示に関する規則
- 【資料5-1-12】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「規則の改廃」

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は、法令及び寄附行為第18条の定めに基づき、最高意思決定機関である「理事会」を設置し、また、第21条に定める諮問機関である「評議員会」を設置して法人の使命・目的に即した議事運営を行っている。【資料5-1-1】

同時に、法人及び各学校における3か年を見通した中期経営計画を策定し、中期的視点からの経営を行っている。昨年度、令和2(2020)年度をスタート年度とする新中期経営計画を策定し、法人の経営方針(長期ビジョンと経営目標)及び各学校の経営戦略を明確にして、それぞれが、教育内容の充実、収益力の強化、財政基盤の強化、教育分野への再投資というサイクルを回していく推進力となり運営にあたっている。【資料5-1-13】

また、中期経営計画の作成に併せて単年度の経営計画と収支予算を策定しており、各学校の当該年度における運営方針と重点施策、教育基盤の整備計画(投資計画)等を具体的に策定し、実践的な機能発揮につなげている。【資料5-1-14、5-1-15】

これらの計画の「策定と実行」及び「点検と評価」を繰り返し行い、法人の使命・目的の実現に向けて、継続的な教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図るよう努めている。

なお、中期経営計画及び各年度の経営計画と収支予算が評議員会・理事会で承認された後、理事長が毎年、法人及び各学校の管理職全員に対し「学園経営理事長方針説明会」を開催し、現況説明と理事長方針並びに各学校別の運営方針・重点施策を説明し、経営方針の周知徹底を図っている。【資料5-1-16、5-1-17】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料5-1-13】中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)【資料F-6】と同じ
- 【資料5-1-14】令和2(2020)年度経営計画 【資料F-6】と同じ
- 【資料5-1-15】令和2(2020)年度収支予算書
- 【資料5-1-16】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」
- 【資料5-1-17】令和2(2020)年度学園経営理事長方針説明会

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、法人及び各学校では社会的責任として環境問題に配慮し、省エネルギー対策の一環としてクールビズ、電力等のエネルギー節約に取り組んでいる。具体的な施策として、教職員の夏季軽装、教室・教員研究室、事務室等における照明、空調機、情報機器等のきめ細かな停止等の奨励、室温の目安を28度に設定しての空調機の集中管理等を実施している。また、各学校の照明器具を蛍光灯照明から、より省電力のLED照明に更新する工事を校舎単位、教室単位で行い、電力の節約に努めている。【資料5-1-18】

人権については「宝仙学園基本指針並びに行動基準」、「宝仙学園ハラスメントの防止に関する指針」、「宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程」、「こども教育宝仙大学ハラスメントの防止等に関する規程」等を制定し、その遵守については一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促すことで対応している。大学においてはハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に向けた意識の啓発活動にあたっている。上述の諸規則の外、「宝仙学園個人情報保護に関する規程」「宝仙学園特定個人情報取扱規程」および「宝仙学園公益通報者保護規定」等も整備し人権保護に努めている。【資料5-1-2、5-1-19、5-1-8、5-1-20、5-1-10、5-1-21、5-1-7】

安全への配慮としては「宝仙学園危機管理規定」、「こども教育宝仙大学危機管理規程」、「こども教育宝仙大学テロ発生時における措置に関する内規」、「こども教育宝仙大学危機管理規程に基づく対策本部設置要領」を制定し、危機の発生防止に係る管理体制の整備、発生した危機への対応等を行うこととしている。日常的な安全については、各学校に警備員を配置し学園内の警備及び施設点検を行い、また、監視カメラを適所に設置して不審者の侵入等の防止策を講じている。【資料5-1-22～5-1-25】

大学では防災訓練として、学生及び教職員の避難訓練を行うとともに、教職員は通報連絡・避難誘導についての訓練も行っている。東日本大震災後の防災に対する啓発活動として災害対策を『学生生活ハンドブック』の項目に加え、周知徹底している。【資料5-1-26】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-1-18】 令和2(2020)年度クールビズの実施について

【資料5-1-19】 宝仙学園ハラスメントの防止に関する指針

【資料5-1-20】 こども教育宝仙大学ハラスメントの防止等に関する規程

【資料5-1-21】 宝仙学園特定個人情報取扱規程

【資料5-1-22】 宝仙学園危機管理規定

【資料5-1-23】 こども教育宝仙大学危機管理規程

【資料5-1-24】 こども教育宝仙大学テロ発生時における措置に関する内規

【資料5-1-25】 こども教育宝仙大学危機管理規程に基づく対策本部設置要領

【資料5-1-26】 2020年度版学生生活ハンドブック【資料F-5】と同じ

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

大学・高等学校・中学校・小学校及び幼稚園を運営する法人として、教育の質の確保及び学校法人としての社会的要請に対応すべく、経営の規律と誠実性については、諸法令や諸規則に基づいた運営を継続していく。

また、経営の規律と誠実性を継続していくためにも、コンプライアンス意識の向上及び内部統制機能の充実を図り、今後も社会環境、教育研究環境の変化やニーズに即応し、諸規則の整備充実や必要な情報開示の充実に向けた活動を推進して経営にあたっていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は法人の最高意思決定機関であり、年6回(4月、5月、7月、11月、2月、3月)の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催している。

理事定数は、寄附行為第5条により7人以上10人以内と定められている。また、寄附行為第6条により、選任区分は第1号理事「各学校長の互選3人以上4人以内」、第2号理事「評議員の互選1人以上2人以内」、第3号理事「宝仙寺住職推薦の宝仙寺関係者で理事会の選任2人以上3人以内」、第4号理事「宝仙寺住職」と定められており、これに基づき適正に理事の選任を行っている。【資料5-2-1、5-2-2】

理事の任期は2年で、理事長は、宝仙寺住職たる理事が就任する。令和元(2019)年度は10人の理事が就任しており、そのうち1人が常務理事として「宝仙学園常務理事の業務基準」に基づいて理事長の業務を補佐している。【資料5-2-3】

理事会の議事内容は、「宝仙学園理事会会議規則」第2条各号に規定し、具体的には予算・決算・財産の管理運営、寄附行為や重要な諸規定の制定及び改廃、設置する学校運営の重要事項等を審議し決定する。寄附行為第5条により選任された2名の監事は常に出席し、「宝仙学園監事監査規則」に基づき、理事会、評議員会の運営状況及び理事の職務執行状況の監査を行っている。【資料5-2-4～5-2-8】

令和元(2019)年度理事会は、6回開催され出席率は90%(意思表示出席を含めると98%)、監事は全回出席しており、円滑な理事会運営がなされ適切に機能している。なお、理事がやむなく欠席する場合は、事前に送付した議題に対する賛否の意思表示を求めている。

また、機動的な意思決定の仕組みとして、理事長は原則月1回、理事会への事前検討審議機関と位置づけられる「火曜会」を招集し、学外理事、学内理事による意見集約を行い、法人運営の使命・目的の達成に向けた体制を整備し、円滑な法人運営を行っている。

【資料5-2-9～5-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人宝仙学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「役員の選任」

【資料 5-1-3】 と同じ

【資料 5-2-3】 宝仙学園常務理事の業務基準

【資料 5-2-4】宝仙学園理事会会議規則

【資料 5-2-5】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」 【資料 5-1-16】と同じ

【資料 5-2-6】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「決算」

【資料 5-2-7】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「規則の改廃」
【資料 5-1-12】と同じ

【資料 5-2-8】宝仙学園監事監査規則

【資料 5-2-9】令和元(2019)年度理事会の開催状況、出席率及び監事の出席状況
【資料 F-10】と同じ

【資料 5-2-10】宝仙学園火曜会会議規程 【資料 1-2-2】と同じ

【資料 5-2-11】令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、各学校長、学校外の有識者及び会社経営経験者等により構成され、適切に機能している。役員の出席状況は良好であり、さらに 100%に近づけるよう努力をしていく。また、理事会機能を補佐する体制や仕組みとして、欠席者に賛否の意思表示と意見を求める制度や、事前検討機関としての「火曜会」の運営等の充実を図っていく。

私立学校法改正に伴う規定の整備については、寄附行為の変更をはじめ、諸規則を見直し、監事監査基準や役員報酬規定並びに情報公開規定等の改廃を行い、令和元(2019)年度の事業報告書に主な事業活動として記されている。中期経営計画の策定においては、事業活動収支差額比率、人件費比率、寄附金比率、収容定員充足率を重点管理指標として目標値を定めた。【資料 5-2-12、5-2-13】

使命・目的の実現に向けて意思決定ができる体制をさらに整備するため、諸法令の改正への対応等、今後も社会情勢の変化に機敏に対応していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-12】令和元(2019)年度事業報告書 【資料 F-7】と同じ

【資料 5-2-13】中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度) 【資料 F-6】と同じ

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長を議長とする最高意思決定機関である理事会に上程する議事項目として、法人及び各学校における重要事項は、原則月1回、理事長、常務理事、学外理事、各学校長及び本

部事務局長が出席する「火曜会」で事前に論議され、法人と各学校間の意思決定の円滑化が図られている。【資料5-3-1】

また、法人では原則月1回、理事長、常務理事、各学校長及び本部事務局長が出席する「学内理事検討会」が開催され、学則第17条に基づく「大学運営会議」および同18条に基づく「教授会」の審議事項や検討事項について学長から報告を行い、各学校との意見交換や情報提供を行いお互いの意思疎通を図っている。【資料5-3-2】

理事長を議長とする評議員会には、理事長、常務理事、学外理事とともに学長および学部長が評議員として法人及び各学校の重要事項の諮問に参画している。理事会や評議員会での審議・諮問事項、火曜会での協議・報告事項は大学においては教授会等で、学長から速やかに大学教学部門および事務部門に通達・周知され大学の運営に活かされている。

このように理事長の意思は理事会、評議員会、火曜会を通じて適切に反映され、相互の意思疎通と連携体制も整備されている。また、年度末には「学園経営理事長方針説明会」を開催し、管理職を対象に当該年度の総括、今後の学園方針及び各部門の重点課題を説明する等、リーダーシップを発揮できる内部統制環境が整えられている。【資料5-3-3】

さらに事務部門においては、原則として月1回開催される「事務長会」に法人から事務局長、総務課長、経理課長・管財課長、企画・広報課長、大学から事務部長及び各学校事務室から事務長が出席し、予算、管財、学事報告、各種連絡等、部門間で情報共有がなされ、共通課題についての検討・協議を行うなど、意思疎通と連携を適切に行い管理運営にあたっている。【資料5-3-4】

大学では教務委員会や学生厚生委員会に代表される各種委員会が組織され、教職員は必ずいずれかの委員会に所属している。そこでは委員会の目的に則して活発な提案、協議が行われ、大学運営会議や教授会に上程・報告される仕組みとなっている。【資料5-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-1】 宝仙学園火曜会会議規程 【資料1-2-2】 と同じ

【資料5-3-2】 宝仙学園学内理事検討会会議規程 【資料1-2-1】 と同じ

【資料5-3-3】 令和2(2020)年度学園経営理事長方針説明会 【資料5-1-17】 と同じ

【資料5-3-4】 2019年度事務長会年間予定表

【資料5-3-5】 こども教育宝仙大学学則・第17条、第18条 【資料F-3】 と同じ

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会は、法人の最高意思決定機関であり、「宝仙学園理事会会議規則」第2条に定める重要議事を審議する。大学からの提出議案は、学長から大学運営会議および教授会での審議内容報告も含め説明が行われる。【資料5-3-6】

寄附行為第5条による2名の監事は、同第7条の定めに基づき適正に選任されており、その職務・職責は、寄附行為第15条及び「宝仙学園監事監査規則」第3条に定められている。理事会・評議員会にも毎回出席するとともに、毎年3回開催される監事への経営報告会において、各学校及び本部事務局より業務監査のための現況報告を受け、確実な監事業務を執行しており、相互チェックの機能性は保たれている。令和元(2019)年度の理事会・評議員会への監事の出席状況は100%と極めて良好であった。【資料5-3-7～5-3-13】

また、評議員も寄附行為第21条及び第25条に基づく選任区分により選任され、定数は19人以上28人以内とし、令和元(2019)年度は21人が就任している。令和元(2019)年度に評議員会は5回開催され、出席状況は意思表示出席を含め95%と良好である。寄附行為第23条に基づき、評議員会に予算、借入金、基本財産の処分、事業計画、寄付行為の変更等の重要事項を諮問しており、相互チェックの機能性は保たれている。【資料5-3-7、5-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-6】宝仙学園理事会会議規則 【資料5-2-4】と同じ

【資料5-3-7】学校法人宝仙学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

【資料5-3-8】令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録「役員の選任」
【資料5-1-3】と同じ

【資料5-3-9】宝仙学園監事監査規則 【資料5-2-8】と同じ

【資料5-3-10】監事への経営報告会

【資料5-3-11】令和元(2019)年度理事会の開催状況、出席率及び監事の出席状況
【資料F-10】と同じ

【資料5-3-12】令和元(2019)年度評議員会の開催状況、出席率及び監事の出席状況
【資料F-10】と同じ

【資料5-3-13】令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表
【資料5-2-11】と同じ

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

法人の管理運営を円滑に行うため、各学校間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有化や問題解決のための連携を深化させることが重要である。そのために法人内会議体の目的と役割を明確にしたうえ改革に取り組み、これらの機能をより発揮できる体制を構築していく。

監事機能を強化していくためには、監事の職務執行を支援する体制づくりが重要である。年3回開催される経営報告会においては、定期的に業務執行状況を報告し、公認会計士との監査方針打合せ会議においては、財務指標を用いて経営分析情報を提供するなどして支援を充実させてきた。監事の職務執行に対する支援はまだ十分とは言えないと捉えており、外部の監事研修会への参加奨励、内部においても監事への経営説明(事業報告、中期経営計画の進捗、財務指標を用いた決算分析等)の充実化を図り、本部事務局による監事監査支援体制の更なる整備を推進する。【資料5-3-10、5-3-14】

また、大学に対する社会のニーズに応え、必要とされる人材を育てるため、教育の改革と充実と共に常に取り組んでいく。そのためには、教学部門と管理部門の連携が不可欠であり、各部門の機能の一層の充実、活性化を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-14】令和元(2019)年度監査方針打合せ会議議事録

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

外部環境も含めた諸情勢に素早く対応すべく3か年の中期経営計画を策定している。中期経営計画では法人の経営方針、経営目標を明確にし、法人及び各学校はこれを踏まえた経営戦略及び具体的施策を策定して学校運営にあたっている。

令和2(2020)年度をスタート年度とする中期経営計画では、令和10(2028)年の創立100周年に向けて、学園全体の長期ビジョンを「感応の心を大切に、共に学び、高め合う、理想の学び舎を創造する。」と定め、大学では「100年ブランド『保育の宝仙』への挑戦、存在感あふれる保育単科大学を作り上げる。」を長期ビジョンに掲げている。

3か年の中期経営計画の策定においては、策定方針、予算編成方針、財務管理指標が示され、これに基づき各学校の具体的な経営戦略が立てられている。策定方針では、理事長より学園創立100周年に向けた重要方針の一つに財務力の強化が示され、第1章第2部の「経営目標」では、老朽化の進む施設の更新(新校舎建設)を見据え「財務基盤の強化」が学園の永続的発展のための最重要課題と記されている。さらに第4章「財務計画」では具体的な財務強化の方針が記されている。【資料5-4-1～5-4-4】

財務基盤を強化するためには学生・生徒の学則定員の安定的充足が不可欠であり、中期経営計画において各学校は3年間の学生・生徒収容目標を立てると同時に、入学金・授業料、寄附金、教職員数の計画を立て、さらに教学上の戦略、入口・出口戦略、人材育成・組織運営戦略を策定している。【資料5-4-1】

中期経営計画の策定に併せて令和 2(2020)年度単年度の経営計画と収支予算を作成しており、各学校の当該年度における運営方針と重点施策、教育基盤の整備計画(投資計画)等が具体的に記されている。令和 2(2020)年度経営計画及び令和 2(2020)年度収支予算は、部門別の事業計画検討会(理事長、常務理事、事務局長、経理課長、総務課長、学校長、学部長・教頭、事務長が出席)を経て、中期経営計画と合わせ評議員会、理事会で審議され承認された。これらの計画に基づき各学校は令和 2(2020)年度の学校運営、業務執行にあたっている。【資料 5-4-5～5-4-7】

法人全体の近年の収支状況は、平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度までの 9 年間、基本金組入前収支差額(平成 26(2014)年度までは帰属収支差額)は連続して収入超過である。令和元(2019)年度には 1 億 92 百万円を計上し、特殊要因(耐震工事の補助金収入)のあった平成 23(2011)年度を除き過去最高の収入超過となった。このように法人及び各学校は中長期的な計画に基づいて財務運営を行っており、法人の経営は安定している。

【資料 5-4-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】 中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度) 【資料F-6】 と同じ

【資料5-4-2】 新中期計画(2020～2022)及び令和2(2020)年度事業計画の策定について

【資料5-4-3】 中期経営計画(財務基盤・予算計画)・令和2(2020)年度事業計画策定方針
【資料F-6】 と同じ

【資料5-4-4】 中期経営計画 財務管理指標

【資料5-4-5】 令和2(2020)年度経営計画 【資料F-6】 と同じ

【資料5-4-6】 令和2(2020)年度収支予算書 【資料5-1-15】 と同じ

【資料5-4-7】 令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」 【資料5-1-16】 と同じ

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成24(2012)年度、短期大学の4年制大学への改組、中学高等学校の男女共学コースの開設を核とした学園改革プロジェクトが完成し、その後、学生・生徒募集が順調に推移した結果、法人全体では継続して基本金組入前収支差額は黒字を計上し安定した経営状態にある。大学においては幼児教育・保育系の志願者減少の影響を受け、平成28(2016)年度より入学定員割れとなり、平成29(2017)年度には大学単独の基本金組入前収支差額がマイナスとなった。【資料5-4-8 別表①】

財務基盤の安定化には学則定員の確保が不可欠であり、直面した状況に素早く対応するため組織改革を実行し、平成30(2018)年4月に「入学センター」を新設した。募集広報・入試戦略の立案及び実行機能を強化し、多岐にわたる施策を展開した結果、令和元(2019)年度の入学者数は94名(前年89名)と上向き、令和2(2020)年度の入学者数は115名と入学定員以上を確保し、収容定員充足率は93%に回復した。こうした取組みにより中期経営計画では、令和3(2021)年度に大学単独の基本金組入前収支差額は収支均衡となる計画であり、法人全体の財務基盤も一層堅固なものとなる。【資料5-4-1、5-4-8 別表②】

過去3年間の法人全体の事業活動収支差額比率は概ね7%であり、学校法人の全国平均を上回り安定的に推移している。また、中学高等学校、小学校、幼稚園の財務基盤は安定しており、これをベースとしてさらに令和2(2020)年度は大学の収支改善が期待できるため、中期経営計画で8%以上と定めた目標の達成が視野に入った。【資料5-4-8 別表③】

支出面で最も大きな比率を占める人件費に関しては、人件費比率が法人全体では概ね60%で推移しており、これは同規模法人のほぼ平均値と言える。大学の令和元(2019)年度の人件費比率は72%と高めであるが、学納金収入の減収に加え退職給与引当金繰入が一時的に膨らんだためであり、令和2(2020)年度は学納金収入及び経常費補助金収入の増収が見込まれ、大学の人件費比率は大幅に改善し、法人全体でも中期経営計画に定めた人件費比率の目標値60%未満をキープできる見込みである。【資料5-4-8 別表④⑤】

このように財務基盤の更なる安定化を目指し、中期経営計画に財務管理目標を設定して収入と支出の指標管理を行うことによって、収支バランスを保つよう努めている。

外部資金の獲得に関しては、大学に設置された研究委員会が中心となり、新任教員の研究活動スタート支援をはじめ、競争的研究資金の獲得に向けて科研費説明会を開催して応募への啓発、推奨活動を行っている。さらに外部競争的資金の公募情報を収集して学内の

グループウェアに掲載し、新規公募情報等を常時更新して周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-8】財務指標別表①～⑤

【エビデンス集・データ編】

【表 5-2】事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)

【表 5-3】事業活動収支計算書関係比率(大学単独)

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定的な財務基盤を確立するには、入学者の安定的な確保が最も重要である。そのためには教育・研究の質の向上に努め、社会に貢献できる魅力ある学校づくりを進めていくことが求められる。

「私立大学等改革総合支援事業」の調査票に見られるように、アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育機能の強化をはじめ、特色ある教育の展開が選定の条件となっている。高度の情報技術の進展に伴い、社会からは情報活用能力を身に付けた人材の育成が求められている。教育研究の現場においてもこうした分野の研究・開発に取り組んでおり、魅力ある学校づくりに向けて積極的に資源を投入していく。

寄附金募集に関しても、新しい時代の教育の質の向上に資する投資を行い、各学校の教育特色をしっかりとアピールしていくことで収入の拡大につなげていく。

財務運営の安定化を図るため、支出面では人件費比率や管理経費比率を注視し、常に適正化に努め、また施設・設備の取得・取替え更新は、より緻密な計画のもとに実行する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

私立学校法、学校法人会計基準、宝仙学園経理規定等に則り本部事務局、学校事務部・事務室が適正に会計処理を行っている。【資料5-5-1、5-5-2】

学納金・寄附金等の資金の受け入れ及び経費の支払等は、すべて学校会計を通し適切に行われている。また、会計処理の錯誤防止のため、会計処理の伝票起票時に作成担当者と証印者以外の者による内容の精査が行われている。さらに、会計に係るデータ入力処理後、会計元帳が月次ごとに本部事務局から各学校事務部・事務室へ回付され、そこにおいて再度会計処理の内容が精査されている。

資金を安全確実かつ効率的に運用することにより、学園の中長期的な財政基盤の強化を

図るとともに、将来の教育の発展に資することを目的として「宝仙学園資金運用規程」を定めている。この規程に則り資金の運用は、安全性の確保、流動性の確保、収益性の向上の3つの原則の下、適正な手続きを経て行われている。【資料5-5-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】宝仙学園経理規定

【資料5-5-2】宝仙学園経理規定施行細則

【資料5-5-3】宝仙学園資金運用規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査は私立学校法及び法人の規定に基づく監事による監査、並びに私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査が実施されている。

令和元(2019)年度の監事の業務状況は良好であり、理事会に毎回の6回、評議員会に毎回の5回それぞれ出席し、監事への経営報告会は3回実施され、財産状況の監査が2回実施された。また、公認会計士との監査方針打合せ会議が1回実施された。【資料5-5-4】

令和元(2019)年度の監査法人による法定監査は、監査計画書となる「法定監査日程表」の日程及び監査項目に基づき、令和元(2019)年9月から令和2(2020)年5月まで合計16回(3人体制)実施された。毎年7月に法人と監査人との打合せが行われ「法定監査日程表」が作成される。また監査人と監事との情報交換も適切に行われている。【資料5-5-5、5-5-6】

監事による令和元(2019)年度の監査報告では、令和2(2020)年6月9日開催の理事会において、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、いずれも「適正に行われている」との報告がなされた。また、監査法人による令和元(2019)年度の独立監査人の監査報告書は、学校法人宝仙学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において「適正に表示している」として令和2(2020)年6月10日付けで法人へ報告がなされた。【資料5-5-7、5-5-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-4】令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表

【資料5-2-11】と同じ

【資料5-5-5】令和元年度法定監査日程表

【資料5-5-6】令和元(2019)年度監査方針打合せ会議議事録 【資料5-3-14】と同じ

【資料5-5-7】監査報告書(計算書類)【資料F-11】と同じ

【資料5-5-8】独立監査人の監査報告書(計算書類)【資料F-11】と同じ

(3) 5-5の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の業務推進能力や会計知識の向上を図るとともに、監査法人と監事との連携を深めることにより監査の有効性を高め、今後もより適正な会計処理が行われるよう努める。

また、ペーパーレス・キャッシュレス化を推進し、会計精度の向上及び事務効率化を図る。具体的には、令和2(2020)年度よりWEB精算システムを導入し、出張旅費精算や支払業

務等の事務処理や承認作業をWEB上で行い、より正確でスピーディな会計処理を実現する。

【基準5の自己評価】

基準項目5-1から5-5までの自己判定に基づき、総合的に基準5を満たしている。法人は、使命・目標達成のため関係諸法令や諸規則を遵守し、法人としての目的と使命を果すための最高意思決定機関である理事会の基に機能している。学長は理事会と良好なコミュニケーションをとり、大学運営会議、教授会による経営・運営を行っている。

また、中期経営計画を策定し、年度ごとに点検したうえで次年度の事業計画を立案し将来に向けた目標実現に努力している。

大学は平成21(2009)年の開学から11年が経過した。その間、学長がリーダーシップを発揮して教育充実及び学生支援体制の強化のための大学改革(組織改革、カリキュラム改革等)を絶えず行ってきた。その結果、現在の大学運営は安定しており、財務状況も改善に向かっている。また、法人内の各学校の運営状況も良好で、法人収支バランスは安定しており、重大な問題点はない。今後も創立100周年を見据え、安定した財務基盤の確立のため組織の体制強化、職員の資質向上に向け努力していく。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する体制、方法等を明確にするため「内部質保証に関する方針」を定めた。その中で組織体制については次のとおり明記している。【資料 6-1-1】

- (1) こども教育宝仙大学学則第 2 条で、教育研究の点検及び評価について定め、同条第 3 項に基づき、点検及び評価の項目並びに実施体制について、自己点検・評価規定を定めている。同規定に基づき、自己点検・評価を行うための組織として、自己点検・評価委員会を置いている。
- (2) こども教育宝仙大学委員会設置規定に基づき、学内情報を数値化・可視化し評価指標として管理・分析して内部質保証を更に充実させるための組織として、IR(Institutional Research)委員会を置いている。
- (3) 学校法人宝仙学園寄附行為に基づき、最高意思決定機関として理事会、諮問機関として評議員会が置かれている。また理事会への事前検討審議機関として火曜会、学校法人の全体会議として、学内理事検討会が置かれている。いずれの会議においても、学長が構成員となっており、法人全体の自己点検・評価に参画している。

なお、自己点検・評価委員会は、自己点検・評価規定第 4 条で、学部長を委員長とし、各委員会委員長、事務部長等で構成することとしている。

また、こども教育宝仙大学外部評価規定も定めており、文部科学大臣の認証を受けた機関による認証評価に加え、外部有識者で構成される外部評価委員会による外部評価も受けることとしている。【資料 6-1-2、6-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 こども教育宝仙大学 内部質保証に関する方針

【資料 6-1-2】 こども教育宝仙大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 6-1-3】 こども教育宝仙大学外部評価規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証を充実させるため、平成 30(2018)年度から、IR 委員会を設置した。学内情報の数値化・可視化、評価指標として管理・分析等について、更なる高度化を図る。令和 2(2020)年度から、学長直属の組織として IR 推進グループを設置することを決定した。教育および大学の質保証、質向上を図るため、様々な情報収集・分析と情報提供を行う。IR 委員会の事務局機能も担うことになる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価方法については、「内部質保証に関する方針」において、次のとおり定め、それぞれ実施している。

- (1) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価規定に基づき、各年度の自己点検・評価、及び数年に一度全項目にわたる点検・評価を実施する。また、こども教育宝仙大学外部評価規定に基づく外部評価、学則第 2 条第 2 項に定める文部科学大臣の認証を受けた者による評価も定期的に受けていく。
- (2) IR 委員会では、数値化・可視化した評価指標を、教育・研究、経営、学生支援等の分析に活用し、内部質保証、質向上に役立て、自己点検・評価にも反映させていく。
- (3) 本学の現況、対応策等については、学園本部の各会議に報告し、経営計画等にも反映されている。各会議での議論も踏まえ、監事による監査も受けながら、本学の内部質保証、質向上に結び付ける。

結果の共有については、「内部質保証に関する方針」の基本姿勢で、状況の公表を明記した上で、自己点検・評価規定第 8 条に次のとおり定めている。

(自己点検・評価の実施と結果の公表)

第8条 委員会は、第2条第2号に関する自己点検・評価を各年度に実施し、第2条の各号すべてに関する自己点検・評価を数年に一度実施して、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けた場合は、大学運営会議(以下「運営会議」という。)にこれを付議するものとする。

3 学長は、前項の議に基づき、自己点検・評価の最終結果を報告書に取りまとめ、理事長の裁定を経て、その結果を公表するものとする。 【資料6-2-1】

具体的には、各年度の自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会の委員長である学部長が取りまとめ、年次報告として学長宛に報告しており、運営会議、教授会等で共有している。

自己点検・評価項目の全てにわたる点検・評価は、数年に一度実施することとしており、平成 21(2009)年 4 月開学以降、平成 25(2013)年 7 月、平成 26(2014)年 6 月に実施した。令和元(2019)年度には、平成 30(2018)年度について全項目点検を実施し、外部評価委員会による外部評価を受け、健全に大学運営がなされているとされ、総合評価として特段の指

摘事項はなかった。【資料 6-2-1】

なお、文部科学大臣の認証を受けた者による評価については、平成 26(2014)年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による外部評価を受けており、「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定されている。令和 2(2020)年度に、日本高等教育評価機構による評価を受けることを予定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 こども教育宝仙大学自己点検・評価規程

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 機能強化のため、IR 委員会を設置した。IR 委員会では、まず日本私立学校振興・共済事業団による経営相談調査資料をもとに、データ収集と分析を行った。私学を取り巻く環境、財務の状況、学生生徒等の確保等の項目について実情を把握の上、委員会の主テーマとして、「教育の質保証」「大学の質保証」を採り上げることとした。また外部講師による IR 研修会も実施し、教職員の IR に対する理解と意識向上に努めた。

「教育の質保証」を測る KGI(Key Goal Indicator)を、卒業率(卒業生数/入学者数)、幼稚園教諭第一種免許・保育士資格の免許取得率(免許取得者数/卒業生数)、社会福祉事業団を含む公務員への就職率(公務員就職者数/就職者数)と定め、定量面、定性面の分析を実施することとした。また、KGI に至るプロセス指標としては、GPA(Grade Point Average)を活用することとした。「大学の質保証」については、「教育の質保証」に関する IR 分析を積み上げながら、自己点検・評価、日本高等教育評価機構による評価を踏まえ、質保証に結び付けていく。

こども教育宝仙大学として 4 年制への移行後の卒業率の推移は、次表のとおりである(表 6-2-1)。平成 24(2012)年 4 月入学者の卒業率が 91.0%と最高値であった。直近 3 年間では 88.9%から 90.2%の幅で推移しており、4 年制移行直後に比べ、90%前後の比較的高水準で安定してきている。

表 6-2-1 卒業率推移

入学年	入学者	卒業生	卒業率
2009 年 4 月	88	67	76.1%
2010 年 4 月	106	87	82.1%
2011 年 4 月	107	91	85.0%
2012 年 4 月	100	91	91.0%
2013 年 4 月	108	92	85.2%
2014 年 4 月	108	97	89.8%
2015 年 4 月	102	92	90.2%
2016 年 4 月	81	72	88.9%

免許取得率は、次表のとおりである(表 6-2-2)。両免許取得率においては、平成 21(2009)年 4 月入学者と平成 24(2012)年 4 月入学者が 90%を上回っている。平成 24(2012)年 4 月入

学者は卒業率も過去最高であるが、この期の学生は、学生同士の交流が盛んで、学生間で切磋琢磨し合っていたことが判明している。以上を踏まえると、後記の「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトにおける「1. お互いの考えや意見を尊重し合う授業の徹底」や「2. 学び合う学生間コミュニティづくり」等への取り組みが有効と考えられる。なお、両免取得率は経営計画上目標を 80% と設定しており、直近 3 年は目標を達成し良好に推移している。

表 6-2-2 免許取得率

入学年	両免取得者	卒業者	両免取得率	幼稚園教諭 1 種	幼免取得率	保育士資格	保育士取得率
2009 年 4 月	65	67	97.0%	65	97.0%	67	100.0%
2010 年 4 月	58	87	66.7%	60	69.0%	72	82.8%
2011 年 4 月	68	91	74.7%	71	78.0%	79	86.8%
2012 年 4 月	82	91	90.1%	84	92.3%	86	94.5%
2013 年 4 月	74	92	80.4%	74	80.4%	86	93.5%
2014 年 4 月	79	97	81.4%	83	85.6%	90	92.8%
2015 年 4 月	74	92	80.4%	75	81.5%	85	92.4%
2016 年 4 月	58	72	80.6%	60	83.3%	68	94.4%

公務員就職率については、力を注いできた直近 3 年分は次のとおりである（表 6-2-3）。6.6%から 19.1%の幅で推移している。令和 2(2020)年 3 月卒が 19.1%と最も高く、毎年順調に上昇している。引き続き、公務員講座受験者増等に取り組む。

表 6-2-3 公務員就職率

卒業年	公務員	社会福祉事業団	就職者数	公務員割合
2018 年 3 月卒	1	5	91	6.6%
2019 年 3 月卒	5	2	86	8.1%
2020 年 3 月卒	4	9	68	19.1%

プロセス指標である GPA の推移については、1 年次、特に春学期の GPA が 2.0 未満の学生が、退学につながる傾向にある。引き続き、1 つの学期の GPA が 2.0 未満の学生に対する、アドバイザー教員による指導を徹底する。加えて、教員別、科目別の成績評価数値にばらつきがあることも判明しており、まずは全教員、科目の評価数値のディスクローズを実施している。今後とも、様々な学内情報の数値化や可視化を図り、結果の検証・改善取組などの PDCA サイクルを実践していく。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度に、大学改革ワーキンググループを設置して、全教職員アンケートも実施しながら、本学の Mission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)を策定した。Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する」ことが、内部質保証としての「教育の

質保証」と「大学全体の質保証」にもつながると認識し、全教職員で継続的、機能的に取り組むことにしている。また、IR委員会を中心に、各種情報の収集、分析、提供を行っているが、更に強化するため、令和2(2020)年度から学長直属のIR推進グループ設置を決定した。【資料6-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-2-2】「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて 【資料1-1-6】と同じ

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

建学の精神、基本理念を基礎とした、本学のMission(使命)、Vision(将来像)、Value(自校の価値)は、次のとおりである。

Mission	こども教育を通じて、より良い未来を創造していく、質の高い保育者を養成し、社会に貢献する。
Vision	こども教育 HOSEN WAY を確立する。 ◆実践教育を徹底し、優れた保育者を育てる。 ◆一人ひとりに寄り添い、優れた保育者を育てる。 ◆90年の信頼「保育の宝仙」を受け継ぎ、優れた保育者を育てる。
Value	私たちが大切にすること。 ◆理論に基づく実践教育 ◆一人ひとりに寄り添う教育 ◆「保育の宝仙」への信頼 ◆感応の心と、敬虔、慈悲、感謝、奉仕

Vision とした「こども教育 HOSEN WAY を確立する」ことが、「教育の質保証」と「大学全体の質保証」となり、本学の内部質保証にもつながると認識し、大学改革推進本部も設置の上、全教職員で取り組んでいる。

「こども教育 HOSEN WAY」を具体化するため、実践教育プロジェクト10件、寄り添う教育プロジェクト10件、「保育の宝仙」プロジェクト20件の計40件の「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」を決定した。これらのプロジェクトを着実に実行するため、委員会等で担い、大学改革推進本部にて推進、管理していくこととした。40件のプロジェクトは次の

とおりである(表 6-3-1)。【資料 6-3-1】

表 6-3-1 「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクト

実践教育プロジェクト	寄り添う教育プロジェクト
1. 「お互いの考えや意見を尊重し合う授業」の徹底	11. 一人ひとりに丁寧な個別指導の徹底
2. 学び合う学生間コミュニティづくり	12. 学生とともに考えつくり上げる授業
3. 「HOSEN 学びのカルテ」の導入	13. 学生交流イベント「HOSEN スポーツデー」の開催
4. 東北再生事業「私大ネット36」の推進	14. 「実習ホットライン」の充実
5. 実践に必要な知識や技術を段階的に伝えるステップアップ指導	15. ユニークな学食システムの開発
6. 宝仙学園幼稚園との保育実践の更なる推進	16. 学園祭での「3年次研究発表」の開催
7. マイスター制度のカリキュラム化	17. 保護者サービスの向上
8. 学外実践プログラムの単位化	18. 「リメディアル教育」の導入
9. 幼免二種、保育者資格保有者の編入学受入	19. 新入生イベントの開催
10. 保育の学びを広げる資格講座等の開設	20. 「HOSEN ブラザーアンドシスター制度」の創設

「保育の宝仙」プロジェクト	「保育の宝仙」プロジェクト
21. 卒業生と在学生在が触れ合える場	31. 地域連携活動の充実(中野区保育実践研修等)
22. あかつき会との様々な連携	32. 地域の保育施設等との保育実践の推進
23. 卒業生に向けた保育の学びの支援(図書館利用等)	33. 中野区との連携活動の充実
24. 卒業生活躍紹介のメディア化	34. 学園の保育7年教育の推進(高3+大4)
25. 宝仙で良かったと思える教育	35. 「高大保育研修会」の実施
26. 卒業生が後輩を指導	36. 保育の学び支援活動の推進
27. 「こども教育研究センター」の充実	37. 仏教精神を伝え啓発する教育環境づくり
28. こども文化事業の創出(「HOSEN こどもフェス」)	38. 教職員「宝仙寺仏教研修」の実施
29. 地域の子育て支援室「ぶちとまと」の充実	39. 生涯教育「HOSEN リカレントプログラム」の実施
30. こども教育に関する産学協同研究の推進	40. 教員免許更新講習の実施

各プロジェクトの具体的な取組・実施内容は、各委員会等で取りまとめ、全学で共有している。年度毎に取組実績を把握し、改善策やプロジェクト自体の見直しも含めて検討の上、次年度の取組内容に反映させ更に実行に移していく PDCA の仕組みとし、機能性も強化した。仕組みは図 6-3-1「こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証」のとおりである。令和 2(2020)年度は、「学生生活における学生ファーストの徹底」と「大学図書館のリニューアルの推進」という新たなプロジェクトを加え、42 件のプロジェクトを推進していくことを決定している。

これらの「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」が着実に実施され、「教育の質保証」「大学全体の質保証」につながり、内部質保証に結びついているか否かを、自己点検・評価委員会や IR 委員会で検証していく。

こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証

本学が大学改革で掲げた Vision「こども教育HOSEN WAYを確立する」ことが、内部質保証としての「教育の質保証」「大学全体の質保証」にもつながると認識し、全教職員で取り組む。

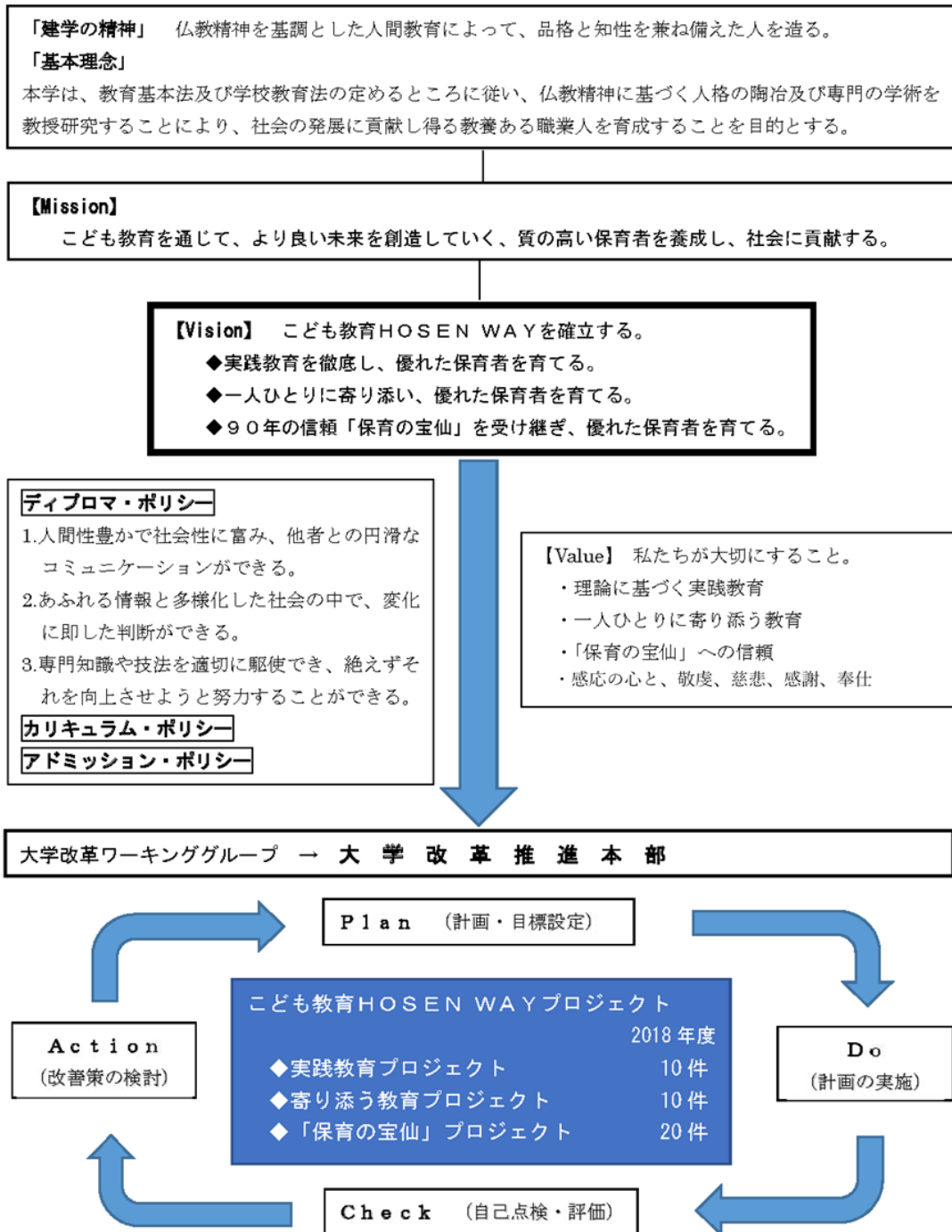


図 6-3-1 こども教育宝仙大学の大学改革と内部質保証

なお、1学部1学科制である本学の内部質保証について、PDCA サイクルの仕組みの全体を、概括的に示すと次のとおり(図6-3-2)となる。「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」について、毎年見直し推進していく PDCA サイクルを中核とする。質保証の担い手となる教職員個々の授業、業務の改善等に取り組む PDCA サイクルは学長・学部長との目標挑戦シート面談も踏まえ学期毎に見直し推進している。その際、授業アンケート等による学生の授業評価や、実習先からの学修成果評価等も踏まえて面談し、更なる改善策を策定している。そして全体を、自己点検・評価委員会により、自己点検・評価、外部評価、認証評価による PDCA サイクルで見直している。その中で、IR 委員会による数値分析等も反映させている。また、別に学校法人宝仙学園全体の自己点検・評価にも参画している。これらのサイクルを、相互に関連させながら、内部質保証の PDCA サイクルとして機能させている。

PDCA サイクル実施に際しては、「内部質保証に関する方針」の自律的な取り組みに明記しているとおり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえて取り組むこととしている。

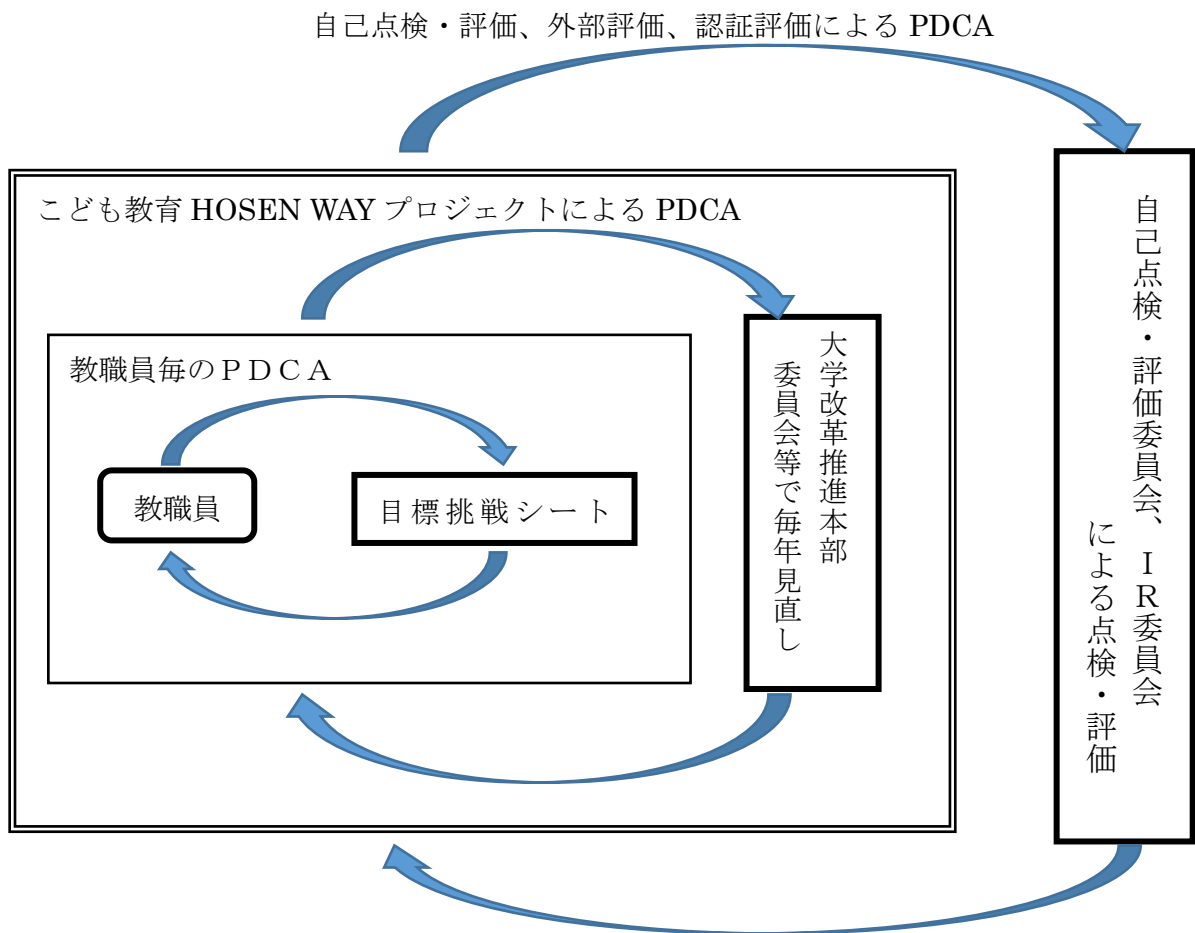


図 6-3-2 内部質保証 PDCA 概括図

(注) 上記の他、学校法人宝仙学園全体での自己点検・評価にも参画している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて 【資料 1-1-6】と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「こども教育 HOSEN WAY プロジェクト」による PDCA を中核サイクルとし、質保証の担い手である各教職員自身の PDCA サイクル、そして大学全体、学園全体についても各点検サイクルで質向上、質保証に今後とも努めていく。

【基準 6 の自己評価】

基準 6-1 から 6-3 までの自己判定に基づき、総合的に基準 6 を満たしている。

内部質保証については、従来から、自己点検・評価を実施し、また外部評価委員会による外部評価、日本高等教育評価機構による認証評価も受審し、状況を把握の上、更なる内部質保証に努めている。大学改革の Vision「こども教育 HOSEN WAY を確立する。」ことが、内部質保証にもつながると認識し、平成 30(2018)年度から、Vision を具体化するための 40 件のプロジェクトを実行に移した。大学改革推進本部を設置し、各プロジェクトの進捗状況を管理し、毎年見直していくこととしており、中核となる PDCA サイクルがスタートしている。また、質保証の担い手となる教職員についても、授業や業務の改善に努める PDCA サイクルに取り組んでいる。IR 委員会も設置し、数値面の管理・分析も強化している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 教育研究の進展[社会貢献・地域連携]

A-1. 教育活動における地域社会との連携

A-1-① 教育領域に係わる地域社会への貢献

A-1-② 地域子育て支援室の展開

A-1-③ 自治体との連携による教育活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育領域に係わる地域社会への貢献

■こども教育宝仙大学「こども教育研究センター」の活動

当センターの活動は、小規模でも日常的かつ継続的な地元密着型の社会貢献・地域連携を行うことを目的としている。従前、本学内の委員会組織によって運用してきた「地域子育て支援事業」、「社会貢献地域連携事業」、「公開講座」を統合し、さらに保育や幼児教育に関わる研究や社会貢献を担う拠点として、平成 30(2018)年度に「こども教育研究センター」を発足させた。今年度は 2 年目を迎え、活動の充実がみられた。

当センターは、3つの部門、(1)教育研究企画、(2)教育研究の進展 [社会貢献・地域連携]、(3)地域における幼児教育・保育の振興 [地域子育て支援]、から成り立っている。本学が特に留意しているのは、保育者養成機関である本学ならではの特色を活かしたきめ細やかな、継続性のある事業を展開することである。特に、中野区との連携に当たっては、本学の人的資源である教員の専門知識や技術、研究成果を地域社会に還元しながら、中野区の目指す将来像の実現に積極的に協力することを心がけている。当センターは、平成 30(2018)年度より、中野区委託事業「保護者支援プログラム」を受託し、対外的な活動の幅も広がっている。これら 3 部門による活動の様子は、「こども教育研究センター活動報告書」(2019 年度版)にまとめ、中野区内保育所、すこやか福祉センター(保健・福祉、支えあいの拠点)等の関連機関等に恵贈した。【資料 A-1-1】

■こども教育研究センターの主な活動

当センターでは、中野区との連携事業をはじめ、教員、職員、学生が協働して以下の活動を行っている。

①子育て支援広場「ぶちとまと」の開催

②東北再生「私大ネット36」事業

宮城県南三陸町における「サマープログラムACTION」のスタディツアー「ソルトツアー」の実施、引率。幹事校としてシンポジウムの開催

③なかのまちめぐり博覧会への参画

- ・こどもフェスティバルpart1 地域のこどもたちが参加できる企画 10月実施
- ・こどもフェスティバルpart2 同上 11月実施

④若年層への妊娠・出産を通じてのライフプラン講座及び啓発物配布

- ⑤保育実務研修への講師派遣
 - ⑥中野区(地域支えあい推進室)委託事業「保護者支援プログラム」
 - ⑦中野区との連携事業「認知症サポーター養成講座」の実施
- ※上記、③～⑦は中野区連携事業

■東北再生「私大ネット36」事業について

本事業は、東日本大震災の復興にあたり、日本の私立大学および私立短期大学を加盟校として、10年間にわたって教育視点から支援活動を行っていくことを目的として平成24(2012)年に発足したものである。現在は活動7年目で27校が加盟しており、本学は発足時から大正大学、埼玉工業大学と共に幹事校として運営に主体的に携わっている。

私大ネット36の主な事業は次の3つである。令和元(2019)年度は、本学教員が引率者となって本学学生も参加し、宮城県南三陸町における「サマープログラム ACTION」に参加した。また、令和元(2019)年度は幹事校として、本学にてシンポジウムを開催した。

- 加盟校学生を対象にした現地(南三陸町)で行う教育プログラムの実施
- セミナー、シンポジウムの開催
- その他 教育研究におけるフィールドワークの実施、大学間連携の促進、産業・雇用の創出など 【資料A-1-2】

【エビデンス・資料編】

- 【資料A-1-1】 こども教育宝仙大学・中野区連携窓口一覧
こども教育研究センター活動報告書・pp. 31-53
- 【資料A-1-2】 こども教育研究センター活動報告書・pp. 3-30

A-1-② 地域子育て支援室の展開

■地域子育て支援室「ぷちとまと」の開催

「ぷちとまと」は、地域に開かれた子育て支援室として、本学4号館において3年前より行っている。開室当初は年間数回の開催に止まっていたが、次第にそれを拡充し、平成30(2018)年度より定期的に開室するようになった。平成31(2019)年度は、原則毎月2回(10:00-12:00)のペースで実施した。利用者の属性や様子をみながら、ふさわしい玩具や絵本を適宜整備し、また、授乳スペースやおむつ替えなどのスペースを作るために室内の本格的な整備を行った。担当スタッフは、教員、非常勤保育士、学生ボランティア及びゼミ学生等であり、安全に配慮しながら子育て広場を展開した。近隣からの親子の参加が多く、毎回10組前後の参加がある。

参加に関しては事前予約の必要はなく、初回参加時に氏名・連絡先を利用登録していただく形としている。参加・登録は無料である。また、実施日は、大学掲示板のほか、本学ホームページにバナー「ぷちとまと」を設置し外部からいつでもご確認いただけるようにしている。

令和元(2019)年度は年間16回開催し、利用者は延べでこども123名、保護者115名であった。子どもとのかかわりの中で保護者の協力を得ながら身体測定を行い、記録カードをお渡ししている。支援学生にとっては、これらの実践を通じて保護者と子どもの育ちについ

て共有し、子育て支援の実践や支援として必要なことを学ぶ機会となっている。また、卒論のためのインタビューに保護者の皆様にご協力いただくなど、さまざまな形で学生にとっての貴重な学びの場となっている。【資料A-1-3】

【エビデンス・資料編】

【資料 A-1-3】 こども教育研究センター活動報告書・pp. 3-10

A-1-③ 自治体との連携による教育活動

■ 「保護者支援プログラム」の実施(中野区委託事業)

令和元(2019)年度は、前年度に引き続き中野区地域支えあい推進部を窓口とした委託事業「保護者支援プログラム」を受託し、本学4号館において年間4回実施した。また、初年度は各日程を地域別に実施したが、今年度は実施方法を変え、2期(前期、後期)にわけ、前期は南部・北部優先、後期は中部・鷺宮優先とした。

本事業は、こどもの発達について、保護者に対して学習機会を設け、支援を充実させたいという中野区行政側の発想に基づくものであった。具体的には、中野区内4つのすこやか福祉センター及び医療機関において、1歳半健診、3歳児健診等で、発達上の気がかりが発見された乳幼児を持つ保護者が、わが子との向き合い方や接し方を学ぶことを目的とする事業であり、本学で保護者対象の講習会などを実施してほしいという依頼であった。

地域支えあい推進部と会合を重ね、事前申し込みは各すこやか福祉センターで集約し、年4回、本学のプレイルームで実施することとなった。参加者名簿は、そのこどもの発達面の特徴とともに本学に提供された。

プログラムの内容は、安全な遊び場が確保された環境のなかで、教員及び非常勤保育士や学生ボランティアがこどもたちの遊び相手になって見守るなか、本学教員による保護者向けミニレクチャーを行い、その後グループ協議を実施した。また、個別の相談がある場合は、周囲に配慮しながらその都度対応した。

こどもたちや保護者が安心して参加し、お互いに情報交換もできる場として好評を得て、令和2(2020)年度も継続受託となっている。

また、上記事業の他にも、本学教員が幼稚園、保育所、児童館等職員研修、ワークショップ、また、教育委員会主催による講演会の講師として積極的に協力している。

【資料 A-1-4】

【エビデンス・資料編】

【資料 A-1-4】 こども教育研究センター活動報告書・pp. 31-37

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

こどもの育ちに関し、家庭および地域社会の教育力低下が指摘されるようになって久しい。こうした現状に対応するためには、こどもを取り巻く様々な問題がこどもに与える影響を分析し、こどもを中心とする地域社会の現況を把握することが求められる。それとともに、幼稚園教諭・保育士等の資質と専門性の向上を図り、家庭教育と地域における子育て

て支援の取組を相互に連動させ、それぞれの教育力を総合的に向上させることがこどもの生活環境全体の底上げにつながるものと思われる。

この地域連携および社会貢献において、大学としての使命は何か、それをつねに思考しながら一歩ずつ実践を進めることが重要と認識している。また、これらの活動に学生が参画することは、将来の保育や幼児教育を担う者たちにとって生きた経験となり、こども支援や保護者支援という役割に加え、地域社会との共同や多文化共生社会への柔軟な対応力を育む機会につながる。当センターが担うさまざまな事業を通して、多様化・複雑化した社会のなかで広い視野と豊かな見識をもった保育者を育てるために、大学としてアンテナを高く立てながら歩み続けることを今後も進めていきたい。

【基準 A の自己評価】

基準 A-1 の自己判定に基づき、総合的に基準 A を満たしている。

小規模でも日常的かつ継続的な地元密着型の社会貢献・地域連携を、区行政の中核部だけでなく、健康福祉部、こども教育部、教育委員会、地域支えあい推進室の各担当分野との交流を図りながら継続した。

その活動拠点として本学内に「こども教育研究センター」を開設し2年目を迎えた。地域に開かれた子育て支援室「ぶちとまと」は4号館にて定期開催されるようになり、また、中野区地域支えあい推進部より「保護者支援プログラム」(発達に課題のある親子の勉強会)委託事業を受託も2年目を迎え本学においてさらに充実した活動を展開した。加えて、地域に開かれた大学としてこどもフェスティバルを2回実施して、大勢のこどもたちと交流を深めた。さらに、講師として教員が各機関に赴き講師を務めるなど着実に活動を行った。東北再生「私大ネット36」活動では、今年度も学生を引率し南三陸町における復興支援活動に貢献し、さらに本学に連携校を招きシンポジウムも開催した。

V. 特記事項

1. 特色ある教育活動「宝仙マイスター制度」

本学独自の教育プログラムとして、「宝仙マイスター制度」がある。宝仙マイスター制度とは、保育者としての専門的な知識・技術に加えて、もう1つの力をつけることができる本学独自の制度である。保育者としての専門的な知識や技術の上に、さらに能力を磨きたいと考える分野を選択し、設定されたカリキュラムに沿って知識・技能を修得していき、一定の条件を満たすことによってマイスター認定証が学長より授与される。

令和元(2019)年度は、「食育おやつマイスター」、「身体遊びマイスター」、「異文化・国際理解マイスター」のプログラムに挑戦し、計11名の卒業生がマイスター認定証を授与された。

2. 特色ある教育活動「課外プログラム」

本学では異文化、多文化社会と交流を通じ、幼児教育や保育への理解を深めていくことを目的に、国内・国外の2つの研修による「課外プログラム」を実施している。

令和元(2019)年度は、国内研修として、富山県南砺市利賀村において、2年生15名が参加の上「利賀村研修」を実施し、利賀村の風土と伝統文化にふれ、地域と人々とのつながりについて体験的に学習するとともに、保育者として必要とされる他者への理解力とコミュニケーション力を身につける機会となった。

また、国外研修は、オーストラリアのゴールドコーストにおいて、3年生9名が参加の上、「オーストラリア幼児教育・保育体験及び英語研修」を実施した。研修は、現代において求められるグローバルな保育者の育成をめざし、保育英語及び活用できる語学基礎力を身につけるとともに、現地の幼稚園・保育施設の見学や保育実習体験により、多文化社会における幼児教育・保育の学びを深めていくものである。【資料V-2-1、V-2-2】

3. 学園内の高大接続事業

本学は、宝仙学園内の他の教育部門と連携し、幼児教育・保育の学びを深める教育活動を推進している。令和元(2019)年は、特に、宝仙学園高等学校(女子部保育コース)と連携し、学園内の高大接続事業による保育の学びを推進した。本事業の取り組みは、①教員間での保育に関する研修会・情報交換会等の実施、②高校の授業における大学教員の講義・授業の実施、により行なった。①は、「高校保育コースの教育内容の理解」をテーマとした第一回研修会(4月10日開催)を高校保育コース担当教員と大学全教員とで行い、また、「保育現場での実習体験・体験からの学び」をテーマとした第二回研修会(12月11日開催)を、高大の各実習担当者からの授業報告により実施をした。

また、②は、女子部保育コース各学年の独自科目(1年次「こども学I」、2年次「保育概論」、3年次「幼児教育論」)において、合計20回の「大学体験授業」を実施した(1年次「こども学I」6回実施/9/4、10/9、11/6、12/4、1/15、2/19、2年次「保育概論」10回実施/5/13、5/20、6/10、7/1、9/30、10/7、11/11、12/2、1/20、2/17、3年次「幼児教育論」4回実施/5/20、6/3、6/24、9/30)。次年度においても本事業を継続し、学園教育を通じて保育者養成を推進していく計画である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 7 条に本学の学部及び学科の設置について定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 19 条に本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 30 条(転入学・編入学)、第 32 条(学士入学)、第 32 条(再入学)において在学すべき年数について教授会の議を経て学長が決定する旨定めている。また、学則 48 条(入学前の既修得単位の認定)に他大学等での単位認定に関する取り扱いを定めている。	3-1
第 89 条	—		3-1
第 90 条	○	学則第 25 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条(教職員)、第 11 条(学長及び副学長)、第 12 条(学部長)に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 18 条に本学教授会の設置と役割を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 56 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	—		3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及びこども教育宝仙大学自己点検・評価規程において取組みを定め、2020 年度認証評価を受審する。	6-2
第 113 条	○	学校教育法施行規則で定められた項目についての教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則 10 条(教職員)及び第 14 条(事務組織)で定めている。本学は、技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 30 条第 2 項第 1 号に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 30 条第 2 項第 2 号に編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	1 項 1 号：学則第 19 条(修業年限及び在学年限)、学則第 20 条(学年)、学則第 21 条(学期)及び学則第 22 条(休業日)に定めている。 1 項 2 号：学則第 7 条に定めている。 1 項 3 号：学則第 41 条及び学則第 42 条に定めている。 1 項 4 号：学則第 53 条(成績評価)、学則第 54 条(卒業の要件)及び学則第 56 条(卒業の認定及び学位の授与)に定めている。 1 項 5 号：学則第 8 条(学生定員)及び学則第 14 条(事務組織)に定めている。 1 項 6 号：学則第 24 条から第 34 条に入学に関する事項、学則第 38 条(退学)、学則第 39 号(転学)、学則第 35 条(休学)及び学則第 54 条から第 56 条に卒業に関する事項を定めている。 1 項 7 号：学則第 58 条(納付金)に定めている。 1 項 8 号：学則第 72 条(表彰)、第 73 条(懲戒等)及び第 74 条(罰則)	3-1 3-2

こども教育宝仙大学

		に定めている。 2項：通信制の課程は、設置していない 3項：寄宿舎は、設置していない。	
第24条	—		3-2
第26条 第5項	○	学則第73条(懲戒等)及び学則第74条(罰則)に定めている。	4-1
第28条	○	学校において備え付けなければならない表簿については、「宝仙学園文書取扱規程」及び「宝仙学園文書保存規定」の基、宝仙学園本部事務局及び大学事務局に備え付け、管理している。	3-2
第143条	○	学則第18条及びこども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規定に定めている。	4-1
第146条	○	学則第19条(修学年限及び在学年限)及び学則第66条(科目等履修生)に定めている。	3-1
第147条	—		3-1
第148条	—		3-1
第149条	—		3-1
第150条	○	学則第25条(入学資格)に定めている。	2-1
第151条	—		2-1
第152条	—		2-1
第153条	—		2-1
第154条	—		2-1
第161条	○	学則第30条(転入学・編入学)に定めている。	2-1
第162条	—		2-1
第163条	○	学則第20条(学年)、学則第21条(学期)及び学則第24条(入学の時期)に定めている。	3-2
第163条の2	○	交付している。	3-1
第164条	—		3-1
第165条の2	○	本学の教育上の目的を踏まえた三つのポリシーは、本学ホームページに公開している。また、授業ハンドブック及び学生募集要項にそれぞれ明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第2条及びこども教育宝仙大学自己点検・評価規程に定めている。	6-2
第172条の2	○	学則第3条(情報の開示)を定め、学校教育法施行規則で定められた項目についての教育研究活動の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	学則第56条(卒業の認定及び学位の授与)	3-1
第178条	○	学則第30条(転入学・編入学)に定めている。	2-1
第186条	○	学則第30条(転入学・編入学)に定めている。	2-1

こども教育宝仙大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	本学は、平成21年に大学設置基準を満たし開学した。以後、設置水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条(目的)に定めている。また、ホームページ及び授業ハンドブックでディプロマ・ポリシー(学位授与方針)及びカリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)等を明示している。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第24条から第33条に入学に関する事項を定めるとともに、学生募集要項において体制を示している。	2-1
第2条の3	○	「こども教育宝仙大学委員会設置規程」により設置された各委員会で、教員及び事務職員が連携し、協働して運営している。	2-2
第3条	○	学則第7条(学部及び学科)に定めている。また、学則第3章に教職員の組織を定めている。	1-2
第4条	○	学則第7条(学部及び学科)に定めている。	1-2
第5条	—		1-2
第6条	—		1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第3章により教職員の組織を定めている。	3-2 4-2
第10条	○	ホームページ情報公開の教員一覧で示しているとおり適切に配置されている。	3-2 4-2
第10条の2	○	専攻分野における実務経験及び高度の実務の能力を有する教員が在籍している。	3-2
第11条	—		3-2 4-2
第12条	○	専任教員は、「こども教育宝仙大学教員審査規定」等により適正に選出されている。	3-2 4-2
第13条	○	「エビデンス集(データ編)」内共通基礎データに記載の通り、基準を満たしている	3-2 4-2
第13条の2	○	「こども教育宝仙大学学長選考規定」に必要な事項を定め、選考している	4-1
第14条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の一に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の二に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の三に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第16条の2	○	「こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準」の四に助教の資格を定めている。	3-2 4-2

こども教育宝仙大学

第 17 条	○	「こども教育宝仙大学実習助手の任用に関する規則」により定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 8 条(学生定員)に定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 40 条(教育課程の編成方針)を定め、学則別表 1 において授業科目が定められている。	3-2
第 20 条	○	学則第 41 条(教育課程の編成方針)を定め、学則別表 1 に授業科目を定めると共に、授業ハンドブックに明示している。	3-2
第 21 条	○	学則第 44 条(単位の計算方法)に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 42 条(授業期間)に定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 41 条(授業期間)に定め、当該学期 15 週以上としている。	3-2
第 24 条	○	「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」中「13. 授業科目の履修クラス」に示すとおり、教育効果を上げられるよう配置している。	2-5
第 25 条	○	学則第 45 条(授業の方法)に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	こども教育宝仙大学シラバスにて web 上で示している。	3-1
第 25 条の 3	○	本学委員会組織に「FD 委員会」を設置し、組織的な研修等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	○	学則第 52 条(単位の授与)に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 50 条(履修単位数の上限)及び「こども教育宝仙大学こども教育学部幼児教育学科履修規程」中「11. 履修登録の単位数の上限」に定めている。	3-2
第 28 条	○	学則第 46 条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 47 条(大学以外の教育施設等における学修)に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 48 条(入学前の既修得単位等の認定)に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	○	学則第 66 条(科目等履修生)に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 54 条(卒業の要件)に定めている。	3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	○	校地については、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場については、以下の場所に設けている。 神奈川県愛甲郡愛川町田代 2372	2-5
第 36 条	○	第 1 項から第 5 項に掲げられた施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地については、7、856 m ² (収容定員 400 名)で基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎については、5、302 m ² で基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 9 条(図書館)及び「こども教育宝仙大学図書館規程」を定め基準に対応している。	2-5
第 39 条	—		2-5

こども教育宝仙大学

第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	本学の教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○	「こども教育宝仙大学専任教員研究費内規」を定め、個人研究費を配分している。また、研究員委員会が中心となり科学研究費補助金等の申請を奨励している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第 5 条(名称)及び第 7 条(学部及び学科)に定めている。	1-1
第 41 条	○	学則第 14 条(事務組織)及び「宝仙学園事務組織規則」に定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学則第 16 条(厚生補導)及び「こども教育宝仙大学学生厚生委員会内規」を定めている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「キャリアサポート委員会」を設置し、対応している。	2-3
第 42 条の 3	○	「宝仙学園事務職員教育研修規程」を定め取り組んでいる。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—		3-2
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 49 条の 2	—		3-2
第 49 条の 3	—		4-2
第 49 条の 4	—		4-2
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 56 条(卒業の認定及び学位の授与)に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 56 条第 2 項に、学士(幼児教育)と定めている。	3-1
第 13 条	○	「こども教育宝仙大学学位規則」に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条、37 条及び 38 条に定めている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条、18 条及び第 21 条に定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	学園本部事務局及び各事務部(室)に備付け閲覧することができる。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に役員数を、第 6 条に理事長について定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条及び第 7 条に基づき就任承諾書を取得している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条(理事会)に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条(理事長の職務)、第 14 条(理事長職務の代理)及び第 15 条(監事の職務)に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条(理事の選任)及び第 7 条(監事の選任)に定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条(監事の選任)第 1 項に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条(役員)の補充に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条(評議員会)に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条(諮問事項)に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条(評議員会の意見具申等)に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条(評議員の選任)に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 16 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 17 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 17 条に定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 41 条(寄附行為の変更)に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	中期経営計画を定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条(決算及び実績の報告)に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条(財産目録等の備付け及び閲覧)に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に定めている。	5-1

学校教育法(大学院関係)該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則(大学院関係)該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2

こども教育宝仙大学

第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5

こども教育宝仙大学

第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2

こども教育宝仙大学

第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係)該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1

こども教育宝仙大学

第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人宝仙学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	こども教育宝仙大学 2021 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	こども教育宝仙大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	授業ハンドブック 2020 2020 年度版 学生生活ハンドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	

こども教育宝仙大学

	中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)令和2(2020)年度経営計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元(2019)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	学校案内(p42) 学生募集要項表 3	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	宝仙学園規則集(目次)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	宝仙学園理事・監事・評議員名簿及び令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	
	平成27(2015)～令和元(2019)年度計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	授業ハンドブック 2020 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	授業ハンドブック 2020・こども教育宝仙大学 大学案内 2021	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-16】	規則集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	こども教育宝仙大学学則・第1条、第7条	【資料 F-3】参照
【資料 1-1-2】	こども教育宝仙大学 2021 大学案内・p. 38、pp. 16-17	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-3】	2021 年度学生募集要項・p. 1	【資料 F-4】参照
【資料 1-1-4】	授業ハンドブック 2020・前文	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-5】	中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)・p. 6	【資料 F-6】参照
【資料 1-1-6】	「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	宝仙学園学内理事検討会会議規程	
【資料 1-2-2】	宝仙学園火曜会会議規程	
【資料 1-2-3】	令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表	【資料 F-10】参照
【資料 1-2-4】	大学運営会議議事録	
【資料 1-2-5】	こども教育宝仙大学 2021 大学案内	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-6】	2021 年度 学生募集要項・p. 1	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-7】	2019 年度園長・施設長懇談会次第	
【資料 1-2-8】	中期経営計画(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)・p. 6 令和2(2020)年度経営計画	【資料 F-6】参照
【資料 1-2-9】	こども教育宝仙大学委員会設置規程	
【資料 1-2-10】	学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	こども教育宝仙大学 2021 大学案内・p. 38	【資料 F-2】 参照
【資料 2-1-2】	2021 年度 学生募集要項・p. 1	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-3】	入試ガイド 2021	
【資料 2-1-4】	こども教育宝仙大学入学者選考規程	
【資料 2-1-5】	教授会議事録	
【資料 2-1-6】	2021 年度 学生募集要項・pp. 2-13	【資料 F-4】 参照
【資料 2-1-7】	2020 年度入学予定者準備学習要項	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	授業ハンドブック 2020・p. 30 2020 年度版 学生生活ハンドブック・p. 23	【資料 F-5】 参照
【資料 2-2-2】	2020 年度オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-3】	2019 年度 FD 活動報告書	
【資料 2-2-4】	授業ハンドブック 2020・pp. 7-8	【資料 F-5】 参照
【資料 2-2-5】	授業ハンドブック 2020・pp. 28-29	【資料 F-5】 参照
【資料 2-2-6】	2019 年度 TA 対象科目一覧	
【資料 2-2-7】	ティーチング・アシスタント制度に関するガイドライン	
【資料 2-2-8】	TA の心得	
【資料 2-2-9】	合理的配慮に関する申込書(学生用)	
【資料 2-2-10】	合理的配慮に関する依頼書(教員用)	
【資料 2-2-11】	中途退学者を減らすための FD 研修会資料	
【資料 2-2-12】	学生台帳様式	
【資料 2-2-13】	学生カルテ(様式)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 年度求人パンフレット	
【資料 2-3-2】	令和元(2019)年度キャリアガイダンス年間計画	
【資料 2-3-3】	2020 年度版 学生生活ハンドブック・pp. 42-44	【資料 F-5】 参照
【資料 2-3-4】	令和元(2019)年度マイ・キャリアファイル	
【資料 2-3-5】	令和元(2019)年度キャリアサポートアンケート結果(抜粋)および所見	
【資料 2-3-6】	インターンシッププログラムに関する協定書	
【資料 2-3-7】	令和元(2019)年度園長・施設長懇談会次第	【資料 1-2-7】 参照
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	2020 年度版 学生生活ハンドブック	【資料 F-5】 参照
【資料 2-4-2】	こども教育宝仙大学奨学生規程	
【資料 2-4-3】	令和元(2019)年度 サークル一覧	
【資料 2-4-4】	健康調査票	
【資料 2-4-5】	学生相談室利用案内、令和 2(2020)年度春学期第 1 号学生相談室だより	
【資料 2-4-6】	2020 年度版 学生生活ハンドブック・pp. 31-34	【資料 F-5】 参照
【資料 2-4-7】	令和元(2019)年度 こども教育宝仙大学 学生生活満足度調査報告	
2-5. 学修環境の整備		

こども教育宝仙大学

【資料 2-5-1】	校地・校舎の面積	【共通基礎】参照
【資料 2-5-2】	こども教育宝仙大学 2021 大学案内・pp. 34-35	【資料 F-2】参照
【資料 2-5-3】	こども教育宝仙大学図書館規程	
【資料 2-5-4】	Library Info.	
【資料 2-5-5】	図書館講演会資料	
【資料 2-5-6】	ゼミ等クラス編成	
【資料 2-5-7】	中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度) p. 6	【資料 F-6】参照
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和元(2019)年度 こども教育宝仙大学学生生活満足度調査報告	【資料 2-4-7】参照
【資料 2-6-2】	学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	【資料 1-2-10】参照
【資料 2-6-3】	2019 年度 FD 活動報告書	【資料 2-2-3】参照
【資料 2-6-4】	健康診断受診率一覧	
【資料 2-6-5】	保健室利用状況(月毎、年間)	
【資料 2-6-6】	学生相談室利用状況	
【資料 2-6-7】	大学生活のためのアンケート	
【資料 2-6-8】	こども教育宝仙大学紀要 vol. 11 2020 年 3 月発行 pp. 61-66	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	授業ハンドブック 2020	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-2】	食育おやつマイスター資料	
【資料 3-1-3】	身体あそびマイスター資料	
【資料 3-1-4】	授業ハンドブック 2020・p. 29	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-5】	卒業判定資料	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	授業ハンドブック 2020・前文	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-2】	ホームページ・こども教育学部/カリキュラム	
【資料 3-2-3】	授業ハンドブック 2020・前文	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-4】	シラバスの作成について	
【資料 3-2-5】	授業ハンドブック 2020・p. 27	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-6】	授業ハンドブック 2020・pp. 9-11	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-7】	シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-8】	ゼミ等クラス編成	【資料 2-5-6】参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	授業ハンドブック 2020	【資料 F-5】参照
【資料 3-3-2】	GP 及び GPA 分布表 2018	
【資料 3-3-3】	GP 及び GPA 分布表 2019	
【資料 3-3-4】	学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	【資料 1-2-10】参照
【資料 3-3-5】	教育職員免許状・保育士資格取得率一覧	
【資料 3-3-6】	雑誌アエラ記事	
【資料 3-3-7】	履修カルテ	
【資料 3-3-8】	2019 年度 FD 活動報告書	【資料 2-2-3】参照

こども教育宝仙大学

【資料 3-3-9】	令和元(2019)年度 こども教育宝仙大学学生生活満足度調査報告	【資料 2-4-7】 参照
【資料 3-3-10】	2019 年度研究環境満足度調査(学生向け)	
【資料 3-3-11】	令和元(2019)年度キャリアサポートアンケート結果(抜粋)	【資料 2-3-5】 参照
【資料 3-3-12】	目標挑戦シート	
【資料 3-3-13】	実習ハンドブック 2019	
【資料 3-3-14】	教育実習評価票	
【資料 3-3-15】	保育実習Ⅰ(保育所・施設)評価票	
【資料 3-3-16】	保育実習Ⅱ評価票	
【資料 3-3-17】	保育実習Ⅲ評価票	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	こども教育宝仙大学学則・第 11 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-2】	こども教育宝仙大学学則・第 17 条	【資料 F-3】 参照
【資料 4-1-3】	こども教育宝仙大学運営会議運営規程	
【資料 4-1-4】	こども教育宝仙大学こども教育学部教授会運営規程	
【資料 4-1-5】	宝仙学園教学組織規則	
【資料 4-1-6】	宝仙学園事務組織規則	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	こども教育宝仙大学教員審査委員会規定	
【資料 4-2-2】	こども教育宝仙大学専任教員の職位及び授業科目担当の適格性に関する審査基準	
【資料 4-2-3】	宝仙学園人事評価制度実施規程	
【資料 4-2-4】	目標挑戦シート	【資料 3-3-12】 参照
【資料 4-2-5】	研究計画書様式	
【資料 4-2-6】	研究報告書様式	
【資料 4-2-7】	学生による授業評価と授業改善のためのアンケート結果	【資料 1-2-10】 参照
【資料 4-2-8】	2019 年度 FD 活動報告書	【資料 2-2-3】 参照
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	宝仙学園事務職員教育研修規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	こども教育宝仙大学学術研究倫理に係る規程	
【資料 4-4-2】	こども教育宝仙大学における競争的資金等の運営・管理に関する内規	
【資料 4-4-3】	こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱内規	
【資料 4-4-4】	こども教育宝仙大学学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金取扱細則	
【資料 4-4-5】	こども教育宝仙大学研究倫理委員会内規	
【資料 4-4-6】	こども教育宝仙大学研究活動の不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-7】	こども教育宝仙大学監査委員会内規	
【資料 4-4-8】	こども教育宝仙大学学術研究倫理ガイドライン—人間を対象とする研究の適切な運営について—	

こども教育宝仙大学

【資料 4-4-9】	こども教育宝仙大学における科学研究費補助金等の内部監査実施要領	
【資料 4-4-10】	こども教育宝仙大学研究データ保存等に関するガイドライン	
【資料 4-4-11】	こども教育宝仙大学競争的資金等に係る不正使用による取引停止の取扱要領	
【資料 4-4-12】	こども教育宝仙大学専任教員研究費内規	
【資料 4-4-13】	2019 年度研究環境満足度調査(学生向け)	【資料 3-3-10】 参照
【資料 4-4-14】	2019 年度研究環境満足度調査(教員向け)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人宝仙学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-1-2】	宝仙学園基本方針並びに行動基準	
【資料 5-1-3】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」	
【資料 5-1-4】	宝仙学園規則集(目次)	【資料 F-9】 参照
【資料 5-1-5】	宝仙学園教学組織規則	【資料 4-1-5】 参照
【資料 5-1-6】	宝仙学園事務組織規則	【資料 4-1-6】 参照
【資料 5-1-7】	宝仙学園公益通報者保護規定	
【資料 5-1-8】	宝仙学園ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-9】	宝仙学園情報システム管理規程	
【資料 5-1-10】	宝仙学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-11】	宝仙学園情報の公開及び開示に関する規則	
【資料 5-1-12】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「規則の改廃」	
【資料 5-1-13】	中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度)	【資料 F-6】 参照
【資料 5-1-14】	令和 2(2020)年度経営計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-1-15】	令和 2(2020)年度収支予算書	
【資料 5-1-16】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」	
【資料 5-1-17】	令和 2(2020)年度学園経営理事長方針説明会	
【資料 5-1-18】	令和 2(2020)年度クールビズの実施について	
【資料 5-1-19】	宝仙学園ハラスメントの防止に関する指針	
【資料 5-1-20】	こども教育宝仙大学ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-21】	宝仙学園特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-22】	宝仙学園危機管理規定	
【資料 5-1-23】	こども教育宝仙大学危機管理規程	
【資料 5-1-24】	こども教育宝仙大学テロ発生時における措置に関する内規	
【資料 5-1-25】	こども教育宝仙大学危機管理規程に基づく対策本部設置要領	
【資料 5-1-26】	2020 年度版 学生生活ハンドブック	【資料 F-5】 参照
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人宝仙学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-2-2】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」	【資料 5-1-3】 参照

こども教育宝仙大学

【資料 5-2-3】	宝仙学園常務理事の業務基準	
【資料 5-2-4】	宝仙学園理事会会議規則	
【資料 5-2-5】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」	【資料 5-1-16】 参照
【資料 5-2-6】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「決算」	
【資料 5-2-7】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「規則の改廃」	【資料 5-1-12】 参照
【資料 5-2-8】	宝仙学園監事監査規則	
【資料 5-2-9】	令和元(2019)年度理事会の開催状況、出席率及び監事の出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-2-10】	宝仙学園火曜会会議規則	【資料 1-2-2】 参照
【資料 5-2-11】	令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表	
【資料 5-2-12】	令和元(2019)年度事業報告書	【資料 F-7】 参照
【資料 5-2-13】	中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度)	【資料 F-6】 参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	宝仙学園火曜会会議規則	【資料 1-2-2】 参照
【資料 5-3-2】	宝仙学園学内理事検討会会議規程	【資料 1-2-1】 参照
【資料 5-3-3】	令和 2(2020)年度学園経営理事長方針説明会	【資料 5-1-17】 参照
【資料 5-3-4】	2019 年度 事務長会年間予定表	
【資料 5-3-5】	こども教育宝仙大学学則・第 17 条、第 18 条	【資料 F-3】 参照
【資料 5-3-6】	宝仙学園理事会会議規則	【資料 5-2-4】 参照
【資料 5-3-7】	学校法人宝仙学園寄附行為	【資料 F-1】 参照
【資料 5-3-8】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「役員を選任」	【資料 5-1-3】 参照
【資料 5-3-9】	宝仙学園監事監査規則	【資料 5-2-8】 参照
【資料 5-3-10】	監事への経営報告会	
【資料 5-3-11】	令和元(2019)年度理事会の開催状況、出席率及び監事の出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-12】	令和元(2019)年度評議員会の開催状況、出席率及び監事の出席状況	【資料 F-10】 参照
【資料 5-3-13】	令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表	【資料 5-2-11】 参照
【資料 5-3-14】	令和元(2019)年度監査方針打合せ会議事録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期経営計画(令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度)	【F-6】 参照
【資料 5-4-2】	新中期計画(2020～2022)及び令和 2(2020)年度事業計画の策定について	
【資料 5-4-3】	中期経営計画(財務基盤・予算計画)・令和 2(2020)年度事業計画策定方針	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-4】	中期経営計画 財務管理指標	
【資料 5-4-5】	令和 2(2020)年度経営計画	【資料 F-6】 参照
【資料 5-4-6】	令和 2(2020)年度収支予算書	【資料 5-1-15】 参照
【資料 5-4-7】	令和元(2019)年度理事会・評議員会議事録 「予算・中期経営計画・年度経営計画」	【資料 5-1-16】 参照
【資料 5-4-8】	財務指標別表①～⑤	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	宝仙学園経理規定	

こども教育宝仙大学

【資料 5-5-2】	宝仙学園経理規定施行細則	
【資料 5-5-3】	宝仙学園資金運用規程	
【資料 5-5-4】	令和元(2019)年度理事会・評議員会等年間会議実施表	【資料 5-2-11】 参照
【資料 5-5-5】	令和元年度法定監査日程表	
【資料 5-5-6】	令和元(2019)年度監査方針打合せ会議議事録	【資料 5-3-14】 参照
【資料 5-5-7】	監査報告書(計算書類)	【資料 F-11】 参照
【資料 5-5-8】	独立監査人の監査報告書(計算書類)	【資料 F-11】 参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	こども教育宝仙大学内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	こども教育宝仙大学学則	【資料 F-3】 参照
【資料 6-1-3】	こども教育宝仙大学外部評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	こども教育宝仙大学自己点検・評価規程	
【資料 6-2-2】	「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて	【資料 1-1-6】 参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「こども教育 HOSEN WAY」プロジェクトについて	【資料 1-1-6】 参照

基準 A. 社会貢献・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育研究の進展[社会貢献・地域連携]		
【資料 A-1-1】	こども教育宝仙大学・中野区連携窓口一覧 こども教育研究センター活動報告書・pp. 31-53	
【資料 A-1-2】	こども教育研究センター活動報告書・pp. 3-30	
【資料 A-1-3】	こども教育研究センター活動報告書・pp. 3-10	
【資料 A-1-4】	こども教育研究センター活動報告書・pp. 31-37	

V. 特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
V. 特記事項		
【資料 V-2-1】	2019 年度課外プログラム利賀村研修	
【資料 V-2-2】	2019 年度課外プログラム(国外・オーストラリア)保育研修レポート	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。